

令和3年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和3年6月9日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和3年 6月 9日

至 令和3年 6月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 1号 令和2年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 2号 令和2年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第 7 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 9 承認第 3号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 4号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について

日程第11 承認第 5号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 6号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第13 承認第 7号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 8号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

日程第15 承認第 9号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

日程第16 議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について

令和3年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和3年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
会計管理者・会計室長	長澤秀美	建設課長	矢口俊樹
観光課長	太田雄介	農政課長	田中洋介
上下水道課長	関口久人	税務課長	田中克俊
住民課長	太田洋一	教育課長	横川辰彦
子育て支援課長	下川浩毅	生涯学習スポーツ課長	松澤宏和
総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第1号及び報告第2号報告、質疑

6) 承認事項

承認第1号から承認第9号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

議案第23号(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 報告第 1号 令和2年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
 2. 報告第 2号 令和2年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について
 3. 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
 4. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
 5. 承認第 3号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
 6. 承認第 4号 令和2年度白馬村一般会計補正予算(第9号)の専決処分報告について
 7. 承認第 5号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
 8. 承認第 6号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分報告について
 9. 承認第 7号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
 10. 承認第 8号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
 11. 承認第 9号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
 12. 議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第2号)について

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

松澤健康福祉課長が所用のため、欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和3年4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から、ふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和3年5月定例会が5月20日に開催されました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わりにします。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番 加藤ソフィー議員、第5番 尾川耕議員、第6番 田中麻乃議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和3年第2回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から6月18日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より、招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。令和3年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたと

ころ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

全国町村会は5月16日に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の対象区域拡大についてのコメントを発表いたしました。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発令をされている緊急事態宣言の対象区域が新たに加わるとともに、蔓延防止等重点措置の対象区域も追加されるなど感染力が強い変異株の猛威により、大都市地域のみならず地方部においてもクラスターが各所で発生をし、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、宣言対象区域等の医療体制は崩壊の危機に陥っている。

このような中、全国自治体でのワクチン接種が、今まさに高齢者から本格化しつつあるなど、我が国の新型コロナウイルス感染症対策は正念場の極めて重要な時期を迎えており、政府、自治体、事業者、国民が心を一つにして、何としてもこの危機的な状況から抜け出さなくてはならない。

政府におかれましては、ちゅうちょすることなく強いリーダーシップで、必要となるあらゆる対策を断行していただきたい。我々町村も全国に広がる感染拡大を何としても食い止めるべく、国及び都道府県、都市自治体とともにワクチン接種を始め、現場での対応に全身全霊を傾けて取り組んでいく決意であるという内容であります。

また、横浜市立大学の研究チームでは現在、接種が進められている新型コロナウイルスワクチンが従来株のほか、様々な変異株に対しても中和抗体の産生を誘導し、液性免疫の観点から効果が期待できることを明らかにしました。

この研究の背景と意義については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出の自粛や休業要請を余儀なくされる中、その打開策として全国的にワクチン接種が進められていますが、最近では変異株の種類が多様化し、その感染者数が急激に拡大傾向にあり、現在、接種が進められているワクチンは初期の従来株に対する有効性は確立されていますが、その後登場した変異株に対しては特に日本人における中和抗体に関する情報は十分ではなかった。ということで、この報道からも国民のワクチン接種への期待が大きいことは明らかであります。

村といたしましてもワクチン接種をはじめとする感染の拡大防止の取組に引き続き全力を注ぐとともに、地域経済の安定を図るための施策を推進し、村民の皆様が希望を持ち、そして安全、安心に暮らせる社会の実現を目指し、村政運営に全力で取り組んでまいります。

本年度の各種事業の進捗状況を申し上げますが、総務課関係では、令和2年度のふるさと納税額ですが、3億9,600万円余りとなり、前年比7,200万円余りの増額となりました。この場をお借りいたしまして、多くの納税者の皆様に感謝を申し上げます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響も予測されますが、魅力ある返礼品目の増加や使途の工夫など、引き続き制度の拡充を図ってまいりたいと考えております。

「気候非常事態宣言」、「ゼロカーボンシティ宣言」に向けた具体的な行動計画の策定ですが、第1回白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会を3月の25日に開催をし、計画

策定について諮問をさせていただきました。

現在まで2回の協議会が開催をされたと聞いておりますが、白馬村が世界に誇るこのすばらしい山岳景観や豊かな里山、自然環境を何としても後世に残していきたいと考えますので、協議会委員の皆様からは専門的な知見から幅広いご審議をお願いし、村民の皆様からもご意見を伺う中で、本年度中に行動計画の策定を目標に進めております。

令和2年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について、若干触れさせていただきますが、歳入歳出ともに2,944万円を減額して、予算総額を75億6,100万円としました。

歳入では、財政調整基金の繰入れを1億3,000万円ほど減額し、結果として令和2年度も前年度に引き続き、財政調整基金を取り崩すことなく決算を迎えることができました。

歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業実施が不可能だったものや、年度末の精算に伴う予算措置がほとんどであります。

ただ、その中でも平成28年度決算以来、久しぶりに財政調整基金を1億3,000万円、義務教育施設整備基金を4,000万円積みことができました。詳細な決算につきましては、次回定例会である9月議会において報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

厳しい財政状況は変わりありませんが、職員一丸となって引き続き健全財政に取り組んでまいります。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2020-21シーズンの状況について、まずは報告をさせていただきます。

白馬村内5スキー場の利用者数は51万9,000人で、前年比は60.8%となりました。

前シーズンは暖冬と雪不足に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込みましたが、今シーズンは、それをさらに下回るという極めて厳しいシーズンでありました。

年明けに首都圏を対象に緊急事態宣言が発令され、その後に中京圏や関西圏などの区域も追加され、首都圏の緊急事態宣言にあっては二度の期間延長の末、終了は3月の21日までずれ込んだことにより、三大都市圏からの人の移動が制限される状況が続きましたので、宿泊施設や飲食店の利用状況はスキー場以上に厳しいものであったと推察をしております。

また、ゴールデンウィークの代名詞でもある塩の道まつりは、3月下旬に3市村で協議した結果、感染拡大を防止するという観点から中止を判断しました。これを受けて白馬村観光局では、代替事業として、GREEN HAKUBAを急ピッチで組み立て、4月の29日から5月の9日までの11日間の期間中に村内各所において、それぞれの事業者と連携をしながら、テーマに応じたイベントを開催するという事業を開催しました。

コロナ禍において分散型の小規模イベントであり、かつアウトドアにおける取組が中心でありましたので、お客様には安心して参加いただけましたし、ゼロカーボンやテレワークといった関心が高いテーマを設定することで、グリーンシーズンのプロモーション課題に一步踏み込める取組があ

ったと評価をしているところであります。

現在でも緊急事態宣言が発令をされている地域もあり、新型コロナウイルス感染症の影響は長引くものと見られます。この状況がいつまで続くのか、国内外の観光客が回復するタイミングはいつになるのか、HAKUBAVALLEY TOURISMが各種データを用いて回復予測を作成しました。

それによると、2019年レベルに回復するのは2025年とされており、国内観光客の回復スピードが国外観光客より格段に早いとされております。ワクチン接種の進展といった期待材料もありますが、ここ数年は厳しい状況が続くといった覚悟を持ちつつ、回復のスピードと局面に応じた取組を進める必要があると考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを支援するため、運転資金の借入れに係る利子補給制度を実施しているところですが、令和2年度中の実施状況を報告しますと、対象件数は61件、対象融資額は13億2,300万円、利子補給額は608万円となりました。本制度については令和3年度も継続をすることとしており、昨年9月に設置した、白馬村中小企業融資利子補給基金を原資に事業者の資金繰りを継続して支援をしております。

健康福祉課関係では、今年度、最重点事業の一つとして位置づけ取り組んでおります、新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、本村では先月11日から75歳以上の高齢者を優先した集団接種を開始し、17日からは医療機関での個別接種が始まっております。

昨日、7回目の集団接種を行ない、6月8日現在の接種回数ですが、集団接種で690回、個別接種で338回のワクチン接種を行ない、2回の接種が済んだ方は165人となっております。

これとは別に高齢者施設の入所者に対する接種も進んでおり、老人保健施設しろうまメディアは、明日で施設入所者85人の2回目の接種が終わる予定で、特別養護老人ホーム白嶺では、14日までに施設入所者78人のワクチン接種が終わる予定となっております。

高齢者については7月末までの接種完了、その他の方についてもできるだけ速やかに接種を開始し、希望される方全てのワクチン接種が完了できるよう、医療機関等のご協力によりワクチン接種を今後さらに加速してまいります。

また、高齢者のワクチン接種の開始に伴い実施しております、接種会場との往復に利用できる高齢者移動支援事業では、無料タクシー券を利用された方からは大変ご好評をいただいております、5月末の実績では、ワクチン接種者481人に対し66人で20万8,000円の利用実績がありました。ワクチン接種会場までの移動手段を持たない方、ワクチン接種後のお車の運転に不安のある方などに積極的にご活用いただきたいと思っております。

農政課関係では、米政策の着実な推進を図るため、国が策定した需給見通し等を踏まえ、大北地区の地域間調整により、今年度の米生産数量目安値は2,271トン、416ヘクタールの作付面積となります。全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、米の消費量が減少し米価への影響が懸

念をされますが、第3期長野県食と農業農村振興計画に基づき、農業を支える担い手の確保と育成、農地整備による水田農業推進、園芸作物の産地づくり、暮らしの場としての農村振興等を関係各位と進めています。また、村の特産品である紫米の消費拡大を図るため、コンビニエンスストア等の新規販路の開拓にも取り組んでいます。

林務関係では、昨年9月頃、岩岳地区等でナラ枯れ被害木が確認をされたため、今年5月から被害木の伐倒薫蒸等を行ない、原因であるカシノナガキクイムシを防除し、被害の拡大を防止しております。

平成31年4月からスタートした森林経営管理制度では、森林所有者が適切に森林経営管理をすることが義務づけられました。市町村は、森林所有者の経営管理の意向を調査し、村へ管理委託された場合は所有者に代わり森林管理を行なうこととなりますが、今後、膨大な面積の森林管理が予想をされますので、まずはモデル地区を設定し、意向調査から実施体制を確立するよう準備を進めています。

土地改良関係では、ゼロカーボンとスマート農業を実現するため、姫川水系犬川に設置予定の小水力の発電施設・電動ゲート遠隔操作システムについては、6月中に測量実施設計業務を公募型プロポーザル入札で実施をし、令和4年から令和5年に工事、令和6年からの稼働に向け準備を進めております。

国土調査関係につきましては、休止をしていた八方地区の調査を本年度、再開をいたしました。5月には測量業者も決定をし、今年度の立会調査に向けて準備を進めているところです。今回の調査は、今年、来年の2年間をかけて行ない、おおむね八方集落内の調査を完了する見込みとなっております。

住民課関係では、北アルプス広域連合が事業主体として整備を進めてまいりました、白馬リサイクルセンターが4月の1日より業務を開始しております。

開所当初は、場所はどこかとお問合せをいただきましたので、古紙回収のお知らせチラシの裏面を利用した周知、行政ホームページによる周知を行ないました。引き続き、リサイクルの推進、ごみの分別に取り組んでまいります。また、令和3年度では3月末で閉鎖された、白馬山麓清掃センターの解体を北アルプス広域連合が事業主体となり行なうこととしております。

建設課関係では、本年度の村発注の工事関係につきましては、当初予算に計上をいたしました舗装修繕など、おおむねの工事発注が終わりまして、鋭意早期の竣工に努めているところであります。

また、今年度中の策定を見込んで作業を進めております景観計画につきましては、これまで3回の計画策定委員会を開催し、委員の皆様から出された意見を集約しつつ、今後は条例の素案作成や景観行政団体への移行を見据えた県同意の手続なども進めていくこととなります。追って議員の皆様にも経過を報告しながら進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

税務課関係では、令和2年度の村税の賦課・徴収に関する確定額につきましては、出納整理期間

を経て、現在、計数整理をしておりますので、9月定例会において決算数値として報告をさせていただきます。

なお、令和元年度以前分の滞納繰越額ですが、3月末の収入総額は1,990万円余り、前年度と比べ890万円余りの減額で、滞納繰越分の収納率は7.0%、前年比2.4ポイントのマイナスでありました。

上下水道課関係では、白馬駅前は無電柱化工事により、共同溝施工に際し、上水道管・下水道管の移設が必要なことから、上下水道本管の布設替えを行なう予定となっています。上水道工事も公共下水道工事も、無電柱化工事と同時に施工するため、仮設配管や宅内配管の接続を行ない、互いに調整を図りながらできるだけ早急に完了をさせる予定であります。

さらに、長野県発注の橋梁工事や村発注の農道工事も発注をされていることから、今後を見据えた必要な施設整備も併せて進めております。

教育委員会教育課関係では、学校は通常どおりに新学期を迎えました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、本年度も白馬南小と河津東小、白馬北小と太地小との夏の交流会は、それぞれ中止となりました。

今後の感染症流行状況にもよりますが、冬には交流ができればと願うものです。また、例年であれば秋に行なわれる小学校の運動会は、年間行事を見直す中で、5月29日に開催をされました。熱中症対策などから全国的に春に行なう学校も増えていますが、新型コロナウイルス感染症の流行で日程を変更することにも余裕を持たせての設定となりました。学校の教育活動も新しい生活様式を取り入れ、様々な制約もある中ですが、児童生徒は元気に学校生活を送っているとのことでした。

子育て支援課関係では、新型コロナウイルスに係る国の給付金関係であります。今年度から新たに低所得の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり5万円の支給が始まりました。この給付金は、低所得の独り親世帯と住民税非課税の子育て世帯が対象となり、既に独り親世帯には長野県から給付が開始をされています。もう一方の住民税非課税の子育て世帯への給付は、市町村の事務となり、現在、6月下旬の支給に向けて準備をしております。

生涯学習スポーツ課関係では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらといった厳しい状況下ではありましたが、4月1日には東京オリンピック聖火リレーを多くの関係者の皆様により、無事開催をすることができました。現在、全県下で感染警戒レベル3が発出をされておりますが、本年度は感染対策をしっかりと行なう中で、スポーツ祭、村民運動会等のスポーツ行事及び成人式、文化祭等の行事を開催してまいりたいと思っております。

本定例会に提出します案件は、報告2件、承認9件、議案1件であります。

唯一の議案であります、令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の内容は、おおむね新型コロナウイルス感染拡大防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済支援の事業となっております。

慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます、本定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長（太田伸子君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第1号 令和2年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（太田伸子君） 日程第5 報告第1号 令和2年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 報告第1号 令和2年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

2款総務費2項賦課徴収事業246万円は、収納業務に係るシステム構築業務委託料で、財源は全額一般財源です。

同じく総務費7項スポーツ振興事業85万円は、東京2020オリンピック聖火リレー運営委託料で、財源は全額一般財源です。

7款土木費2項村道改良国庫補助事業1億230万円は、防災安全交付金等の事業となる橋梁の点検、改修工事費や橋梁の修繕の実設計等の委託料で、財源は、国庫支出金5,166万5,000円と地方債3,640万円及び一般財源が1,423万5,000円です。

同じく土木費5項村営住宅管理事業800万円は、白馬町地区の村営住宅解体・撤去工事費で、財源は、地方債が720万円、一般財源が80万円です。以上、繰越額の総計は1億1,379万円となります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第1号は終了いたしました。

△日程第6 報告第2号 令和2年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について

議長（太田伸子君） 日程第6 報告第2号 令和2年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告に入ります。報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 報告第2号 令和2年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

総務費スポーツ振興事業275万円の支出未済額は、令和元年度から令和2年度に繰り越した407万円のうち支出済額の132万円の残額であり、予定しておりました2020オリンピック聖火リレーが新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期となり、令和2年度中の実施が不可能となりました。

このように繰越予算が避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかつたものには、これを翌年度に繰り越しして使用することができるという事故繰越の規定に基づくものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第6 報告第2号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより、承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第7 承認第1号から日程第15 承認第9号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は挙手によって行ないます。日程第7 承認第1号から日程第15 承認第9号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第1号から承認第9号まで委員会付託を省略することは可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第7 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第7 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本改正につきましては、令和3年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることとされたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

最初に、議案を2ページおめくりいただきまして、改正条例をご覧ください。

改正条例1ページから始まります第1条では、白馬村税条例の一部改正を規定しております。

続きまして、5ページでございますけれども、5ページの中段からは第2条としまして、令和2年3月に公布しました白馬村税条例等の一部を改正する条例の一部改正を規定するものでございます。

また、6ページ以降の本条例附則では、施行期日、経過措置等について規定をするものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして、主な改正内容についてご説明をいたします。

議案書の後半になりますけれども、横向きに印刷してございます新旧対照表がございましたので、ご覧をいただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。

1ページ、第24条第2項は、個人村民税均等割の非課税限度額における国外居住親族の見直し規定でございます。

2ページにかけましては、第34条の7第1項では、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲見直しに伴う改正。

3ページ、第36条の3の2第4項では、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止による改正。

4ページ、第36条の3の3第1項は、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し、同じく第4項は、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う改正でございます。

続いて、5ページ、第53条の8は、退職所得申告書の定義に係る規程の整備、第53条の9第3項と第4項は、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う改正。

6ページ、第81条の4は、軽自動車税環境性能割の税率に関する規定に読替規定を追加するものでございます。

同じく6ページ、附則第5条は、個人村民税所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う改正。

附則第6条は、セルフメディケーション税制を令和9年度まで延長するための改正でございます。

7ページから9ページにかけましては、附則第10条の2で、固定資産税わがまち特例制度の法改正に伴う条ずれによる改正でございます。

9ページの附則第11条から、13ページの附則第15条までは、法改正に伴います固定資産税等の特例の改正でございます。

13ページ、附則第15条の2は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置を9か月間延長するための改正でございます。

14ページ、附則第16条は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の軽減対象を変更した上で、

期限を2年間延長するための改正であります。

17ページ、附則第26条第2項は、ローン控除の拡充と延長に伴う改正でございます。

続きまして、18ページからの第2条関係でございますけれども、法改正に伴いまして、昨年3月に公布しました白馬村税条例等の一部を改正する条例に項ずれが生じたことから、それを反映するための改正が主な内容でございます。

最後に、議案の改め文にお戻りいただきまして、改正条例の6ページをご覧いただきたいと思っております。今度は縦書きのほうの改正条例の6ページでございます。

この条例の施行日でございますけれども、附則第1条におきまして原則、令和3年4月1日から施行すると規定しておりますが、ただし書のとおり、一部、第1号から第3号に規定しましたように順次、施行することとしております。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第8 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本改正につきましても令和3年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることとされたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明をいたしますので、議案を3ページおめくりいただきまして、横書きの新旧対照表をご覧ください。

1 ページ、附則第2項、第3項、第4項の改正は、地方税法附則の改正に伴います、項ずれによるものでございます。

附則の第6項から、4ページの第11項までの改正でございますけれども、いずれも地方税法、附則第25条及び第26条の改正に伴いまして、それぞれ特例の期間を延長するものでございます。

4ページの附則第15項の改正でございますけれども、地方税法附則の改正に伴います、項ずれによるものでございます。

議案をお戻りいただきまして、改め文の改正条例2ページをご覧ください。

附則で規定しておりますとおり、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第3号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第9 承認第3号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 承認第3号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本改正につきましては、令和3年度税制改正に伴い、国税と同様に、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて原則、押印を不要とすることとされましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し承認を求めらるものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明をいたしますので、議案の最終ページ、一番裏側になりますけれども、横書きの新旧対照表をご覧ください。

第4条第4項に規定しております審査の申出に係る押印義務について削りまして、第5項、第6項

をそれぞれ繰り上げるものであります。

また、第8条に規定しております口頭審理では、第5項の口述書への署名押印義務を削るものでございます。

1ページお戻りいただきまして、改め文をご覧ください。

附則で規定しておりますとおり、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第3号 白馬村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第4号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第10 承認第4号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第4号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてご説明をいたします。

令和2年度白馬村一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めるとでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,944万円を減額し、歳入歳出総額を75億6,100万円とするものであります。

この補正予算は事業費の確定により計数整理をしたものであり、主なものについてご説明をさせていただきます。

おおむね新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業実施が不可能だったものや削減したものがほとんどでございます。

10ページ、歳入明細をご覧ください。

1 款 1 項 村民税は 9 5 0 万 5, 0 0 0 円の増額、2 項 固定資産税は 3 2 3 万円の増額、3 項 軽自動車税は 1 1 4 万 5, 0 0 0 円の増額であります。

1 1 ページ、同じく 5 項 入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響から、観光客が減ったことによる 3 2 6 万 8, 0 0 0 円の減額であります。

1 2 ページ、2 款 1 項 1 目 自動車重量譲与税は 2 5 4 万 8, 0 0 0 円の増額で、2 項 1 目 地方揮発油譲与税は 1 1 2 万 7, 0 0 0 円の減額です。どちらも譲与額の確定によるものです。

1 3 ページ、5 款 1 項 1 目 株式等譲渡所得割交付金は 1 8 6 万 7, 0 0 0 円の増額で、7 款 1 項 1 目 地方消費税交付金は消費税率の引上げによる 2, 8 9 8 万 7, 0 0 0 円の増額です。

1 4 ページ、8 款 1 項 1 目 環境性能割等交付金は 2 0 3 万 3, 0 0 0 円の減額で、1 0 款 1 項 1 目 地方交付税の 2 節 特別交付税は、除排雪に要する経費が大幅に増えたことにより 7, 9 5 6 万 2, 0 0 0 円の増額となっております。

1 5 ページ、1 2 款 分担金及び負担金関係は、1 項 3 目 農林業費負担金が人件費の減額から、白馬村土地改良区負担金と臨時取水業務の減少に伴う取水口等維持管理負担金が減額となっており、合わせて 2 2 3 万 1, 0 0 0 円の減額で、同じく 4 目 教育費負担金は、主に学校休業、給食センター休業などから学校給食費負担金が減ったことにより、5 8 1 万 3, 0 0 0 円の減額となっております。

同じく 5 目 観光商工費負担金は、地域支えあいプラスワン消費促進事業の精算により、小谷村からの商工費負担金が 3 2 4 万 5, 0 0 0 円の減額となっております。

1 3 款 使用料及び手数料関係で 1 項 1 目 総務使用料は、主に神城地区のインターネット契約口数が増えたことにより、ケーブルテレビ白馬 I R U 契約利用料が増え、1 0 7 万 9, 0 0 0 円の増額であります。

1 6 ページ、同じく 5 目 観光使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響から外国人観光客が減ったことにより、シャトルバス利用料が 2 3 2 万 2, 0 0 0 円の減額となっております。

1 7 ページ、1 4 款 国庫支出金関係で 2 項 2 目 衛生費国庫補助金は、緊急風疹抗体検査事業補助金が前年度未受診の方が対象になったことにより 1 1 1 万円の増額となっております。

1 8 ページ、同じく 6 目 観光商工費国庫補助金は、主に地方創生推進交付金事業の精算による 1 8 8 万 5, 0 0 0 円の減額です。

1 5 款 県支出金関係で 1 項 1 目 民生費県負担金は、主に国民健康保険特別会計操出金額の確定と心身障害者福祉事業の精算により、3 0 4 万 7, 0 0 0 円の減額となっております。

1 9 ページ、同じく 2 項 2 目 民生費県補助金は、社会福祉費補助金と児童福祉費補助金の精算により、5 2 4 万円の減額となっております。

2 0 ページ、同じく 1 0 目 商工費県補助金は、地域支えあいプラスワン消費促進事業の精算により 4 7 2 万 2, 0 0 0 円の減額です。

3 項 1 目 総務費県委託金は、主に県民税徴収額が増えたことにより 1 5 7 万 7, 0 0 0 円の増額と

なっております。

少し飛びまして、22ページをご覧ください。17款寄附金関係で1項1目一般寄附金は、主にふるさと白馬村を応援する寄附金が増えたことにより928万4,000円の増額です。なお、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は、1万2,668件で3億9,696万8,100円のご寄附を頂いております。

18款繰入金関係で1項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金を1億2,708万3,000円減額し、令和2年度の繰入額をなしとするものです。

2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、基金を充当する事業費の確定により2,284万1,000円の減額であります。

23ページから24ページにかけて、20款諸収入関係で1項1目延滞金は、村税延滞金徴収により196万3,000円の増額です。

4項1目雑入は、029保証料返還金が事業者の借換えで一括返還件数が増えたため、136万6,000円増額となっておりますが、予納金を納めるような相続財産管理人選任案件がなかったため、307裁判所予納金返戻金が100万円の減額となり、合わせて266万9,000円の減額であります。

25ページ、21款村債関係は、各事業債の確定による減額と、1項9目減収補填債が普通交付税算出根拠の地方消費税交付金交付見込額などと市町村たばこ税の減収により、2,270万円の増額であります。

次に、26ページからの歳出明細になりますが、歳出につきましては金額については省略をし、事業ごとの主な増減理由についてご説明をさせていただきます。

1款1項1目議会事務事業は、主に職員手当などの減額によるものです。

2款1項1目一般管理事業も、主に職員手当や会計年度任用職員退職手当組合負担金などの減額によるものです。

27ページ、2目財産管理事業は、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者が減ったことから光熱水費の減額によるものです。

29ページをご覧ください。6目ふるさと納税事業は、主に寄附金額の確定から返礼業務委託料の減額によるものです。

移住・交流集落支援事業は、主に新型コロナウイルス感染症の影響から、広域連携推進事業が実施できなかったことによる負担金の減額です。

32ページをご覧ください。2項2目債権回収事業は、主に実績による長野県地方税滞納整理機構負担金や、相続財産管理人選任案件が想定よりなかったことから、裁判所予納金の減額によるものです。

34ページをご覧ください。7項2目白馬ジャンプ競技場維持管理事業は、主に新型コロナウイ

ルス感染症の影響から、運休による光熱水費の減額や、前年の寡雪による圧雪車の点検委託料が減ったことによる施設管理委託料の減額です。

37ページをご覧ください。3款1項3目心身障害者福祉事業は、給付費確定による自立支援給付費や児童福祉給付費の減額が主なものです。

39ページをご覧ください。6目住民国保事業は、国民健康保険事業特別会計操出金額の確定による減額です。

40ページ、7目福祉医療費給付事業は、医療給付費が確定したことによる減額です。

41ページ、2項1目児童手当等給付事業は、主に当初見込みより施設利用者が少なかったため、施設等利用給付費の減額によるものです。

42ページから43ページにかけて、3目しろま保育園運営事業は、主に職員手当などの減額によるものです。

45ページをご覧ください。4款1項4目母子保健事業は、主に10月からロタウイルス予防接種が、任意接種から村主催の定期接種に変わったことによる病院への健診等委託料の減額によるものです。

46ページ、2項1目塵芥処理事業は、主に廃棄物処理費などの北アルプス広域連合負担金が減ったことによる減額です。

48ページをご覧ください。5款1項4目村単土地改良事業は、当初契約時に見込んでいた、臨時取水業務の減少に伴う取水口等維持管理委託料の減額が主なものです。

50ページをご覧ください。6款1項3目、21観光戦略事業は、主に白馬村観光局負担金の精算による不用額を減額したためであります。

51ページ、同じく地方創生推進交付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国へ発信するプロモーション事業ができなかったことなどから、交付金事業の負担金の減額によるものです。

52ページ、2項1目商工振興事業は、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による国の無利子貸付件数が増え、逆に県制度資金の利用者が想定以下となったことから、信用保証協会保証料補給負担金の減額によるものです。

地域支えあいプラスワン消費促進事業は、事業費の確定による地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金の減額によるものです。

53ページ、7款2項2目道路維持補修事業は、当初予定していた会計年度任用職員の雇用がなかったことによる会計年度任用職員報酬の減額と、常温合材の単価見直しによる原材料費の減額が主なものです。

除雪事業は、第8号補正でもご説明をいたしました。今年度は1月29日時点において過去7年間で2番目に多い積雪となっており、村道除雪が適正に行なわれるよう、地区や請負事業者と十分

に調整したものの、除雪委託料が不足したことによる増額が主なものでございます。

少し飛びまして、56ページをご覧ください。8款1項2日常備消防事業は、北アルプス広域連合負担金額の確定による減額です。

57ページ、9款1項2目教育委員会事務局一般事業は、主に義務教育施設整備基金積立金の増額によるものです。これにより、令和2年度末の基金残高は4,500万円ほどになります。

59ページから60ページをご覧ください。3項2目中学校教育振興事業は、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から部活動が制限され、部活動指導員等報酬の減額などによるものです。

62ページをご覧ください。5項3目学校給食センター事業は、新型コロナウイルス感染症対策から、休業、欠食による賄い材料費の減額が主なものです。

63ページ、12款1項1目財政調整基金事業は、財政調整基金積立金の増額によるものです。これにより、令和2年度末の基金残高は8億7,700万円ほどになります。

64ページ、同じく3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金から、ふるさと納税事業に充当する返礼品分の特定財源を増やしたため、代わりにふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金を減額するものです。

65ページ、同じく5目ふるさと白馬ひとづくり基金事業は、ふるさと白馬ひとづくり寄附金と同額の一般財源を併せた積立金として増額をするものです。

お戻りをいただき、7ページをご覧ください。第2表の地方債の補正につきましては、事業債の確定などによるもので、限度額の追加と変更は、それぞれご覧のとおりでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第4号 令和2年度白馬村一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時14分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 承認第5号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第11 承認第5号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 承認第5号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてご説明いたします。

令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,255万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,112万9,000円とするものです。この補正予算は、事業の確定により不用額等についての計数整理及び財源の組替えを行なったもので、主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入明細をご覧ください。1款国民健康保険税は1,027万円を減額し、補正後の予算額は2億1,973万円です、これは徴収実績を反映したものです。

2款1項国庫補助金は392万6,000円の増額で、災害臨時特例補助金322万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に要する費用に対する財政支援です。

事業補助金70万4,000円の増額は、国保オンライン資格確認システム改修に係る補助金です。

7ページをご覧ください。3款1項県補助金は1億1,913万2,000円の減額で、県からの交付額の確定により、1節普通交付金は1億2,354万7,000円の減額、2節特別交付金は441万5,000円の増額です。

8ページをご覧ください。5款1項一般会計繰入金は437万4,000円の減額、2項基金繰入金は国保会計収支を勘案の上、765万8,000円を増額し、基金取崩額を921万4,000円とするものです。

続きまして、10ページをご覧ください。歳出明細についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、主に職員の手当、共済組合負担金の減額です。

11ページから15ページにかけての2款保険給付費は、いずれも給付の実績による減額で、11ページから13ページにかけての1項療養給付費は9,952万6,000円の減額、2項高額療養費は816万7,000円の減額、14ページの4項1目出産育児一時金は379万

8,000円の減額が主なものです。

16ページをご覧ください。4款保健事業費の減額は、不用額を減額するもので、1項特定健康診査等事業費598万9,000円の減額は、主に会計年度任用職員報酬の減額で、これは管理栄養士による保健指導を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症により対面での指導ができなかったことによるものと、特定健診委託料の減額です。

17ページの2項保健予防費249万円の減額は、主に1項疾病予防費の人間ドック補助金の実績による138万円の減額となります。

18ページの6款諸支出金、19ページの7款予備費は、実績により不用額を減額いたしました。説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第5号 令和2年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第6号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第12 承認第6号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 承認第6号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてご説明いたします。

令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めますのでございます。

1枚おめくりください。第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億132万1,000円とするものです。この補正予算は、事業の確定により不用額等について計数整理をしたもので、主なものに

ついでご説明いたします。

5ページの歳入明細をご覧ください。1款後期高齢者保険料は、収納実績により87万2,000円の減額、3款1項1目一般会計繰入金は92万2,000円の減額。

6ページをご覧ください。5款諸収入は9万4,000円を減額するものです。

続きまして、7ページの歳出明細をご覧ください。1款1項総務管理費90万9,000円の減額は、主に1目徴収費、税制制度システム改修の実績による電算委託料の減額と、2目保健事業費、実績による人間ドック補助金の減額です。

2款1項広域連合負担金は、保険料の徴収実績により広域連合への保険料等負担金82万5,000円を減額、3款1項過年度還付金、8ページの4款予備費は、不用額をそれぞれ減額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(発言する声なし)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第6号 令和2年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第7号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第13 承認第7号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 承認第7号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万

6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412万9,000円とするものでございます。この補正予算は、事業費の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。

5ページの歳入明細をご覧ください。1款1項1目使用料が10万円の増額となり、2款1項1目一般会計繰入金が45万7,000円の減額となるものでございます。

6ページの歳出明細をご覧ください。1款1項1目一般管理費2目施設維持管理費、2款1項2目利子につきまして、合計で35万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第7号 令和2年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第8号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告 について

議長（太田伸子君） 日程第14 承認第8号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 承認第8号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

この会計につきましても事業費の確定により、不用額等について計数整理したものでございます。

1枚おめくりください。第2条として、令和2年度白馬村水道会計予算（第3号）に定めた収益的収入及び支出の予定額については、収入では、1款1項水道事業収益に298万2,000円を追加し、3億1,208万6,000円とします。

収益的支出では、1款水道事業費用として、15万5,000円の減額で2億6,712万6,000円とします。

内訳についてご説明いたしますので、1枚おめくりください。

収益的収入の1款1項営業収益として、1目給水収益の水道使用料240万4,000円の増額と、3目その他営業収益として、加入分担金等が57万8,000円の増額です。

最終ページをご覧ください。収益的支出は、1款1項営業費用の浄水費、受託工事費、総係費を精算し、15万5,000円の減額となったものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第8号 令和2年度白馬村水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第9号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第15 承認第9号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 承認第9号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

この会計につきましても事業費の確定により、不用額等について計数整理したものでございます。

1枚おめくりください。第2条として、令和2年度白馬村下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出、及び第3条として、予算第4条の本文括弧書きを資本的収入が資本的支出額に対して不足する額を1億3,162万8,000円に改め、予算額を補正したものでございます。

1枚おめくりください。収益的収入では、下水道事業収益312万4,000円を追加し、5億2,330万4,000円とし、支出では、下水道事業費用として77万6,000円の減額で、5億1,939万円とします。

主な内訳として、1款1項営業収益として、使用料が5万5,000円の増額と、営業外収益として固定資産等を精査し、長期前受金戻入として104万8,000円の増額です。

支出では、1款1項営業費用の処理場費、脱水污泥処理委託料等229万円の減額、浄化センター電気料57万5,000円の減額、減価償却費では有形固定資産減価償却費325万5,000円の増額、資産減耗費では固定資産除却費54万7,000円の減額です。営業外費用として、支払い利息等で30万円の減額となります。

最終ページをご覧ください。資本的収入では、1款資本的収入を1,000円減額し3億7,730万2,000円とし、資本的支出の1款1項建設改良費では公共ます設置工事等を191万9,000円の減額、3項国庫補助金返還金16万8,000円を減額するものであります。説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。この採決は起立によって行ないます。

承認第9号 令和2年度白馬村下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審査に入ります。

△日程第16 議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億886万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,186万円とするものであります。

5ページの歳入明細をご覧ください。14款2項1目民生費国庫補助金885万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による低所得子育て世帯に給付金を支給するための子育て世帯生活支援特別給付金と事務費補助金です。

2目衛生費国庫補助金100万円の増額は、新型コロナワクチン接種事業の補助金の体制整備事業分が追加交付されるものです。

7目総務費国庫補助金9,014万5,000円の増額は、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付限度額のうち、本省繰越しをした分でございます。

15款2項2目民生費県補助金962万2,000円の増額は、佐野地区生活改善センター整備費に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金です。

18款1項1目財政調整基金繰入金75万7,000円の減額は、当初予算で繰り入れていた財政調整基金を、先ほどの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替えたことによるものであり、この結果、財政調整基金繰入金は1億2,397万4,000円になります。

6ページ、歳出明細をご覧ください。3款1項4目社会福祉施設事業962万2,000円は、先ほど県補助金で説明をいたしました佐野地区生活改善センターを改修して、高齢者支え合いセンターを開設するための工事費用に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金です。

2項1目子育て世帯生活支援特別給付金事業885万円は、先ほど国庫補助金で説明いたしました新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行なう観点から給付金を支給するための事業です。児童1人当たり5万円を生活支援特別給付金として支給し、事業費並びに事務費については、全額国庫補助となっております。

同じく2目子育て支援事業101万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を特定財源として、保育所と子育て支援ルームの感染予防対策として、水道蛇口を自動水栓化するための工事請負費です。

7ページをご覧ください。4款1項2目保健予防事業100万円は、主に新型コロナウィルスワクチン接種記録システム連携対応のための電算委託料です。

6款2項1目新型コロナウイルス感染対策事業7,269万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、主に村内観光事業者において感染者が発生した際に行政検査とならなかった者の迅速な一斉共通検査による早期の陽性確認、事業所内感染拡大を防止するため、検査に用いる抗原検査キットを備蓄するためなどによる消耗品が320万6,000円。

8ページをご覧ください。公の施設の感染対策として、感染予防備品を公共施設に配備するための備品購入費が187万1,000円、消費需要の喚起と事業者支援の観点から、令和3年度版プレミアム付き商品券発行事業を行なうためのプレミアム付き商品券事業補助金が5,676万円、HAKUBA VALLEY10スキー場の感染防止に向けた統一ルールに基づき、県外から季節的に

従業員を雇用する際に実施するPCR自主検査費用の一部を助成するためのPCR検査費用補助金が1,000万円となっております。

8款1項4目防災事業65万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、避難所の感染予防対策として水道蛇口を自動水栓化するための工事費が43万6,000円、避難所における感染予防対策対応の備品購入費が220万円となっております。

なお、当初予算に計上いたしました新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入費の財源の一部を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替えるため、一般財源が76万3,000円減額となっております。

9ページをご覧ください。9款1項2目学校環境整備事業91万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、小中学校の感染予防対策として水道蛇口を自動水栓化するための工事請負費であります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号はお手元に配付いたしました、令和3年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号はお手元に配付いたしました、令和3年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月10日、午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日6月10日、午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時47分

令和3年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和3年6月10日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和3年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和3年6月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和3年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員が所用のため欠席しております。

また、松澤健康福祉課長が所用のため欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。本日は、通告された方のうち5名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番田中麻乃議員の一般質問を許します。第6番田中麻乃議員。

第6番（田中麻乃君） 第6番田中麻乃でございます。

4月に行なわれた白馬村議会議員選挙におきまして、2期目の立場を与えていただきました。このことを大変光栄に思いますとともに、あらためて村民の皆様方から負託された職責の重さというものを痛感し、身の引き締まる思いでございます。コロナ禍により社会の在り方が変容した今、コロナ禍が浮き彫りにした課題の克服を通じて、よりよい未来社会に向けた村政発展のためにさらに努めてまいります。

それでは、本日は通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず、教育現場のいじめについてです。

文部科学省は、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果で、いじめの認知件数は、前年度より6万8,563件増え、過去最多の61万2,496件となったと発表しております。小学校で増加傾向が続いており、特に低学年で多い状況にあります。

また、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターのいじめ追跡調査では、仲間はずれ、陰口、無視などのいじめは、されたことあるが9割、した経験が9割となっており、いじめはどの学

校でもどの子供でも起こり得ることであり、本村も例外ではありません。そこで、以下について伺います。

①現在、全国でのいじめ認知件数と比べ、本村における小中学校の子供のいじめ件数はどのようなになっているか、伺います。

②いじめの定義・認知について伺います。

③昨年度発生したいじめにより転校した生徒の事案についての経過と、学校、教育委員会の対応、またどのように受け止めているかを伺います。

④不登校・長期欠席の状況について伺います。

⑤本村のいじめ防止の取組、指導について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 教育現場でのいじめについて、まず、最初に全国のいじめの認知件数と白馬村の小中学校児童生徒のいじめ件数ですが、令和元年度全国いじめの認知件数は、小学校48万4,545件、中学校10万6,524件で、前年度に比べて6万7,521件増加しております。そのうち5万8,701件が小学校で、特に低学年が多く、学年が上がるにつれて減ってきております。

長野県のいじめの認知件数は、小学校7,758件、中学校2,020件で、本村は小学校8件、中学校2件でありました。

昨年度は小学校が36件、中学校が1件ありました。

いじめの態様は、冷やかしからかいなど言葉の問題が32件、ぶつかる・たたかれるが8件、物を隠される5件、嫌なことや恥ずかしいことをされる2件、その他2件となっております。重複する案件もありますので、件数としては多くなっておりますので、ご了承頂きたいと思っております。

いじめの認知件数は、前年度に比べて27件増えておりますが、教員が早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知したことによるものです。

次に、いじめの定義ですが、いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行なう心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行なわれるものを含む、であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいうと規定されております。

いじめの定義には、行為をした者も行為の対象となった者も児童生徒であること、行為をした者と行為の対象となった者の間に一定の人的関係が存在すること、行為をした者が行為の対象となった者に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと、当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じていることという4つの要素しか含まれていません。

なお、物を隠したり、上履きに画鋲等を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりするなど、行為者が不明であってもいじめとして取り扱っております。

外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じ方や好意から行なった行動等が意図せず心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であります。

次に、昨年度発生した、いじめにより転校した生徒の事案についての経過と、学校、教育委員会の対応、またどのように受け止めているかのご質問であります。いじめにより転校したのは生徒ではなく児童であります。昨年の春頃から言葉などによるいじめがあったというもので、学校では夏頃に保護者からの訴えにより認知しており、担任が授業等で取り上げてみんなで話し合いや下校時には教員が見守り指導を行なってきました。

白馬が好きで都会から転校してきたにもかかわらず、いじめが解消できずに再び転校されてしまったことは、誠に残念であります。

現在、学校では保護者会で概要を説明し、全校集会では校長が人権に関する講話でこのことに触れ、児童会ではいじめをなくそう旬間を実施し、学校を挙げていじめの根絶に取り組んでおります。

教育委員会では、今回の事例について、村全体の問題として取り上げ、3校の担当者が集まる人権教育研修会で情報を共有し、自校の教育活動に生かすようにしております。

次に、不登校・長期欠席の状況ですが、不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあることで、病気や経済的な理由を除き年間30日以上欠席した者とされております。

令和2年度、不登校児童は、南小学校1人、北小学校3人、不登校生徒が2人でした。

長期欠席者は、南小学校1人、北小学校14人、中学校が2人でした。

不登校の理由は様々ですが、学校、教育委員会、スクールカウンセラーなどの関係機関で情報を共有しながら児童生徒への支援を行なっております。

長期欠席の理由は、保護者の教育に関する考え方、インターナショナルスクールや外国での長期滞在など、本村の多様性を反映している結果となっております。

また、昨年度は新型コロナ感染回避の理由により、4人の児童生徒が長期欠席となっております。

最後に、村のいじめ防止の取組、指導についてですが、本村では、平成27年に策定しいじめ防止基本方針に基づき、人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実、アンケート調査、学校教育指導員及び心の教育相談員による学校訪問、子ども教育相談など、子供一人一人の健全な成長を図り、いじめを許さず安心して通える学校づくりが行なわれるよう指導、支援を行なっております。

また、児童相談所・警察・人権擁護委員・PTA・学校長や子育て支援センターで組織する白馬村いじめ問題対策連絡協議会を毎年開催し、情報を共有しております。

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行なわれたり、遊びやふざけ合いを装って行なわれたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行なわれることが多く、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って積極的に認知することが必要であります。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、あわせて定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に努めています。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） いじめの認知件数について伺っていきます。

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると、極めて肯定的に評価しているそうです。これ、児童生徒課長の通知なんですけれども、いじめを認知していない学校にあっては、解消に向けた対策が何ら取られることなく、放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念しているというふうに通知があるんですけれども、答弁でおっしゃっていただいた本村の認知件数の数字をどのように受け止めているかを伺います。

議長（太田伸子君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） いじめの認知件数のご質問であります。

文科省の報告書等でいきますと、人口が多いもんですから1,000人当たりということで出てくるんですけれども、大体1,000人当たりで45.1件というような数字が出てまいります。白馬村の場合、この調査の件数、1,000人当たりというふうに換算すると75とかそのぐらいな件数になるもんですから、規模とすると認知件数は多いというように考えております。

ただ、これは議員おっしゃるとおり、いじめが深刻というよりも、早い段階から認知して対応しているというふうに学校の先生方頑張っているんじゃないかというように考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問ありませんか。田中麻乃議員。

第6番（田中麻乃君） ただいまの答弁ですと、潜在されたものをしっかり学校側としては努力して見つけているというように受け止められているのかなというふうに思ったんですけれども。

今回、いじめが発生して最終的に一人の児童が転校されたという件も含めて、その対策について伺ってきたいんですけれども、答弁でもございました白馬村のいじめ防止基本方針という形で、平成27年に白馬村の教育委員会、こういう形で出されていると思うんですけれども。いじめ防止対策推進法では、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等対策のための組織を活用して行なうとありますが、村ではどのように行なっているのかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 年度当初にそれぞれの学校から学校の基本的な運営計画というものを教育委員会のほうに出していただいております、その中でいじめが発生した場合はこういうような対応で報告はこうするというようなことをあらかじめ定められております。特に小学校では、校内の

対策委員会をつくって、中学においても生徒指導の担当の先生方で情報を共有してということで動くようなフローができておりまして、報告が逐一教育委員会のほうに上がってくるということになっております。

教育委員会のほうにも毎月3校の校長先生、教頭先生、保育園の園長先生合同の会議がございまして、その中でもいじめ事案ですとか不登校・長期欠席の事案についての動向を報告していただいております。こういった事案に対しては、組織として対応するということが肝要であるということが言われておりますので、そのように学校として対応していただいているということです。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問ありませんか。田中麻乃議員。

第6番（田中麻乃君） 重複になりますけれども、村のいじめ防止基本方針には、いじめ防止等のために白馬村が実施する施策として組織の設置が上げられているんですけれども、今の答弁ですと、学校側から上げてきたものを教育委員会として考えるということで、村としての設置というイメージにはならないんですけれども。その設置状況ですとか、もし設置されていないのでしたらその理由であったりとか、もし設置されているのであればどのような活動をされているのかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 教育長答弁の中にもありましたが、村としては白馬村いじめ問題対策連絡会というものが設置されております。それは、児童相談所・警察・人権擁護委員会・PTA・学校長・子育て支援センターというようなメンバーで構成されておまして、これはいじめ事案についての情報共有ですとか、そういったことを行なっております。

さらに、重大ないじめという事案に発展すると、今度は調査委員会というものを設置いたしまして、それについては学校関係者・学校長・PTAそういった方が入っていただいて、そのいじめに関するものを調査していくというような段階に入ってまいります。初期については学校が対応して、相談されたものに対して教育委員会が助言をする、支援をするというようなフローになっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。6番田中麻乃議員。

第6番（田中麻乃君） 重大事案についてなんですけれども、文科省が定めてあるその重大事案というものは、もちろん身体的なものであったりいろいろ項目が定められていると思うんですけれども、転居を伴うような転校というのは重大事案に当たる可能性もあるという形で記載があったんですけれども、今回の転校されてしまった児童のいじめについてはどのように受け止めているかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 転校されたことについては、いじめが解消できないうちに転校されてしまったということで、非常に残念に思っております。

ただ、その転校された理由ですとかそういったことについては、個人情報に関わることでありますので、今この場で答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 私が聞いているのは、転校を伴うその事案が重大事案には当たらなかったのかと聞いていて、もちろん個人情報なのは分かっているのですが、その内容まで細かく言っていたかということも申し上げておりません。なので、その1年間かけて保護者の方は内容をしたためたものを教育委員会に出しているはずですが、その内容を御覧になっていると思うんですけど、それが今答弁では解消される前に転校してしまったということをおっしゃってはいたんですけども、解消できなかったのか。その事案は、私は重大事案だと思っているんですけども、その対応は、1年間かけての対応は適切だったのか。

また、重大事案だと考えると先ほど答弁でもおっしゃったように、PTAだったりとかいろんな方々を巻き込んで調査委員会を立ち上げるとか、それが村の仕事だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 調査委員会が立ち上がらなかったということは、重大事案ではなかったというようにご推察頂いていいかと思っております。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 分かりました。

1年間かけて行なった教育委員会の対応は適切だったのか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 先ほど来から、細かいことが言えないのはあれなんですけれども、不適切であったとは考えておりません。

ただ、解決に至らなかったということは非常に残念であったというように思っております。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 端的に聞きますけれども、もう。転校された原因は何だと考えていらっしゃるのかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 転校された理由について教育委員会が推察するということは、非常に難しい話だと思いますし、それを議会の答弁でお答えすることはちょっと差し控えたいと思っております。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 分かりました。

転校された後なんですけれども、同じクラスの子供たちのケアについてはどのようにされていますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 現校の児童についてということのご質問ということで理解してお答えいたします。

児童それぞれに対して、教頭先生、担任の先生を通じての考える授業も行なっております。また、保護者の方への事例の報告も行なっております。また、全校に対しては4月の校長先生の講話の中でそのことについて説明をして、温かい心を持ちましょうという講話をおこなっていただき、児童総会の中でいじめをなくそう週間というのを春に行ないました。学校を上げて取り組んでいるというところであります。以上です。

第6番（田中麻乃君） いじめ防止の対策としてQU検査等を行なっていると思うんですけども、その検査等の実施はどのような頻度で行なっているか、また、その検査結果をどのように活用されているかをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 小学校で年二回のQU検査のうちのハイパーQUというほう、ソーシャルスキルのものまで出るものを年二回学校でおこなっております。時期とすると6月と11月くらいということで行なっておりまして、それを学校の先生がフィードバックして活用しているというものであります。それについて問題があれば教育委員会のほうに報告があるんですけども、問題がないと特にこちらのほうに報告はないという状況です。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 今わたしも子どもに聞いたらきちんとQU検査はしているとは聞いておりまして、ただ、問題があった場合というところでしか教育委員会にはあがってこないというところなんですけども、問題になるかどうかというところの判断基準は先生に委ねられているということでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） QU検査の結果が即問題というわけではありませんので、QU検査で大体の傾向が出て、それによって普段の生活に問題があるのか無いのかという総合的な判断になってこようかと思っておりますので、その判断は現場の先生におまかせしているというところでです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） このQU検査の結果等を今回のいじめの件で活用はされたんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） そのことをQU検査の結果で活用したかどうかということについては確認

はしておりません。

議長（太田伸子君） 質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 今回の事案なんですけれども、学校側の対応としてはいろんな取り組みをされたという答弁ではあったと思うんですけど、結果として本当に転校してしまった、防げなかったということだと思うんです。これからやっていかなくてはいけないのは再発防止の取り組みであって、何がいけなかったのか何が足りなかったのかというところを学校と教育委員会含めて考えていかなければいけないと思うんですよね。やっぱり今理解されているという形でおっしゃっていて、やっているものをしっかり生かしていかないといけないと思うんですよ。子供達のきめ細やかな観察に教師の勘だけではなくて、学校運営に関して見つけきれなかったところはあると思うので、こういった科学的であったり、客観的な手法を取り入れる必要があると思うんですけども、今後そういうものは、QU検査、今やっているもの以外に取り組んでいくとかそういうお考えはありませんか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今現在ではそういった考えはありません。ただ、何かしらQU検査の他に何かしらいいものがあるのであれば取り入れていくのはやぶさかではないと思っています。いじめの問題について両小学校とも取り組んでいる中で今言われているのは、言葉の乱れ部分が非常に顕著になっていると。日常の言葉の乱れがちょっとしたいじめにすぐ繋がっていくということで、いま両小学校とも温かい言葉を使いましょう、正しい日本語を使いましょうということで、そこどころ今年度については力を入れているというところでございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 本当に答弁でおっしゃっていただいたとおり、いじめ問題については家庭の状況であったり、保護者の理解、協力が必要であると思っています。学校と地域が一体となっていじめの再発防止、早期発見、早期対応に取り組んでいかなければならないと思いますけども、家庭に対してはどのような普及であったり、対策対応を考えているのかをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 今回の学校の件なんですけれども、こういった事例があったということは、全員で受け止めていただくということが大事ということで、学校のほうでも、学校便りのほうでもしっかり書いていただいたり、保護者説明会もしていただいております。教育委員会といたしましても、こういった事例があるということを皆さんで共有していただくということは非常に大事と考えておりますので、そういったことから始めていきたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 今回の事案については、いろいろな保護者に聞きとりもしましたし、お話聞いていたんですけども、受け止め方がまちまちであることは十分承知されていると思うんです。やはり、同質性が高いと言いますか、どうしても村ですのでそれは仕方がないことなんですけども、

今回の転校してきた子が集団に入った時に同質性を求められ、そこが浮き彫りになって、どうしても合わなくて出て行なってしまったということだと思んですけども、村の目指す多様性のある村というところで、子ども達もそこは多様な人がいるからこそ、異質なものが入ってきたからいじめて追い出すというわけではなくて、そういったところを家庭であったり、子ども達であったり、引き続き教育委員会としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。正直、今回の事案が小学校に共有されているとは思えませんので、わたしは違う学校の子どもがいるものですから、そこはやはり起きた事案をその学校だけではなくて中学校であったり、他の小学校に含めてしっかりと伝えていただきたいと思います。年間の学校教育活動全体を通じていじめ防止に資する多様な取り組み、体系的・計画的に行なわれるよう、包括的な取り組みの方針を定めたりですとか、具体的な指導内容のプログラム化を図る、東京の学校とかでは結構やられているんですけども、学校のいじめ防止プログラムの策定等が必要ではないか、これをきっかけに策定するお考えがないかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 学校、特に小学校におきましては、なかよし週間ですとか、いじめ防止週間というのは季節的におこなっております。人権教育、道徳教育もしているところであります。ただ、そういった中でそれを体系的にですとか、全村を上げてと言うことになりますと、またもう少し学校のほうとも相談をしなければいけない事案でもありますので、ご指摘のありました件につきましては、3校の校長教頭会で話題にしていきたいというように考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。不登校、長期欠席の状況についてお伺いしましたが、その理由については多様性の結果であるとの答弁でしたが、いじめの原因の事案は把握しているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 不登校、長期欠席等についてなんですけれども、いじめというような事案ではなく、どちらかというご本人の心的、精神的なもの、そのほか特に白馬村の多様性というところで多いのはインターナショナルスクールのほうに入って、住所はここにあるんだけどそちらに入るとか、あるいはお父さんお母さんの母国のほうに帰ってしまっただけ帰って来なかったというのは非常に多いところであります。ですので、この調査の中でいじめというような理由はないんですけども、不登校になっている、欠席になっているというのは確認はされておられません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） いじめにあった児童、その家庭に大きな傷を残してしまったことは事実でありますので、このようなことが二度と起きないように村全体で再発防止に取り組んでいただきたいと思いますので、それをお願いいたしまして2問目に移ってまいりたいと思います。

第6番(田中麻乃君) G I G Aスクール構想とは、Society 5. 0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、1人1台端末と学校における高速通信ネットワークを整備する国の政策のことであり、本村においても昨年度末に整備は完了されています。もちろん目標は1人1台と高速ネットワークの整備ではなく、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され創造性を育む学び、の実現です。そこで以下について伺います。

①デジタル教科書や指導教材、個人の学力に合わせて提示されるA Iドリルなど含めて教材やカリキュラムについてどのようなものを考えているのか、また現状について伺います。

②校務効率化のためのI C T活用についてのお考えと今後の取り組みについて伺います。

③タブレットの持ち帰り学習も視野に入れた保護者への説明やI Tリテラシー教育の取り組みについて伺います。

④学校から保護者への情報提供として、学校ホームページも有効な手段の一つと考えられます。ホームページの充実化についてお考えを伺います。

⑤全ての教員のI C T活用能力が向上するよう、どのように取り組んでいくのか伺います。

⑥学校と教育委員会における、G I G Aスクール構想の管理・運用ポリシー、及び評価のロードマップについて伺います。

議長(太田伸子君) 答弁を求めます。平林教育長。

教育長(平林豊君) G I G Aスクール構想について、最初に、デジタル教科書や指導教材、個人の学力に合わせて提示されるA Iドリルなど含めて教材やカリキュラムについて、現状とどのようなものを考えているかのご質問ですが、本年度、小学校の算数・社会、中学校の国語・地理公民歴史・理科・数学でデジタル教科書を予算化してあります。また、小中ともに学習ドリルソフトも使用しています。ただ、現在のデジタル教科書はあくまでも現行の教科書を補足する学習資料的なものであり、本格的にデジタル教科書が導入されるのは2024年、令和6年頃と報道されています。

A Iを活用した学習ソフトは、既に大手学習塾などが取り入れており、今後は全国的な流れになるかと思えます。

本年度は、小学校へのタブレットの導入がされた初年度であり、学校でもどのような授業を組み立てていくのか試行錯誤しているところでもあります。教科によっては使いたいアプリケーションなどの相談を受けており、その活用方法と導入のルールづくりをしているところでもあります。

次に、校務効率化のためのI C T活用についての考えと今後の取組についてですが、昨年度、業務の軽減と効率化及び教育活動の質の改善を図るために、各校に統合型校務支援システムC4 t hを導入しました。

このシステムは、職員間の連絡、情報共有、スケジュールや出退勤の管理、児童生徒の出席や成

績、通知表や指導要録の作成、健康診断記録など各種データ管理が電子的に行なえるようになっていきます。また、県内の各学校間の教育委員会との連絡、情報共有にも使用できます。

今回、C4t hを導入したことで、それまで手書き、手作業で行なっていた作業が、システムを通して処理できるようになり、業務の効率化・負担軽減につながっています。また、教員による学校・学級経営に必要な情報や児童生徒情報の一元管理・共有が可能となり、結果として教員が子供と向き合う時間が確保でき、教育の質的向上にもつながっています。

今後、システムの活用方法の工夫をし、さらなる業務改善を進めていきたいと思ひます。

次に、タブレットの持ち帰り学習も視野に入れた保護者への説明やITリテラシー教育の取組についてですが、小学校に配備した端末は、学校外においてもWi-Fi環境があればインターネットに接続することは可能です。しかし、小学生、特に低学年の児童が自宅のWi-Fi環境に自分で接続することは限りなく難しいと思ひますので、ご家庭での接続はご家族のご協力が必須でありまひます。

現在は、学校の授業でもとりあえず触る、タイピングを試してみるといった段階であり、すぐに自宅に持ち帰ってオンライン授業という段階ではありません。

現在、GIGAスクールサポーターを中心に、ルール設定や利用方法について検討中でありまひます。それに併せて、保護者の皆さんにも必要なことをご説明し、ご協力をお願いしていきたく思ひています。

次に、学校から保護者への情報提供として、学校のホームページの充実化についてですが、学校の基礎的な資料を公開する手段としてホームページは有効な手段であると思ひますが、リアルタイムでの情報の伝達といった面では、プッシュ通知のあるSNSメール配信のほうが優れているのではないかと思ひます。

白馬村中学校では、SDGsの観点から紙の減量を試みており、紙で配布していた連絡事項やお便りを止めて、データを学校のホームページにアップし、その旨をきずなメールで通知するようにしています。このように、それぞれの利点を取り入れながら活用していくのがよいと思ひます。なお、学校のホームページについては、教育委員会の管理下で村の行政ホームページを充実していきたいと考えております。

次に、全ての教員のICT活用能力の向上に向けての取組ですが、本年度GIGAスクールサポーターを2名配置してあります。1名はシステムエンジニア経験があり、端末の接続や使い方、アプリケーション活用の支援を担当しており、もう1名は教員免許所持者で、実際の授業での活用方法などの支援、全体研修などの企画を担当しています。また、現在導入している学習支援ソフトについては、使い方の講習などを行なっています。

導入された端末をどのように授業に取り入れていくかは、それぞれの教科や教員の考え方などもあり、一律にはできない部分もありますが、教員からのニーズを聞きながらGIGAスクールサポ

ターが支援しております。

今年度、白馬中学校では、長野県学びの改革実践校に指定され、ICT教育に県費で加配配置されています。秋には公開授業を行なう予定であり、一歩先を行くICT教育を目指しています。

現在は、ICT機器やアプリの使い方を模索している段階ではありますが、最終的には対話的で深い学びを実現するためにどのように授業にICT機器などを取り入れていくかが活用能力であると考えますので、GIGAスクールサポーターや学校教育指導員などを通じて先生方を支援していきたいと考えております。

最後の質問の学校と教育委員会におけるGIGAスクール構想の管理・運用ポリシー及び評価のロードマップについてであります。GIGAスクール構想では1人1台端末は令和の学びのスタンダードであり、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指しております。折しも全世界に蔓延している新型コロナウイルス感染症の影響で事業が前倒しされ、昨年度一斉に端末が整備されることになりました。ハード面の整備は終了しましたが、管理・運営についてはハード整備に追いついていないのが現状であります。

令和元年12月の文部科学大臣メッセージにも、ICT環境の整備は手段であり目的ではない。子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなど情報活用能力を育成していくことも重要と記されております。

今後のロードマップはとのご質問であります。教育委員会では、教員、児童生徒に対するネットリテラシー、セキュリティーポリシーなど運用に対してルールづくり、あわせて効果的なアプリケーションの活用や導入の検討を進めています。

ハード事業は終了していますので、毎年度ごとに学校のICT担当教諭、教育委員会、GIGAスクールサポーターで運用方法を見直していくことが必要であります。

また、学習面では、一人一人に個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現するためにICT機器をどのように活用していくかが今後の課題であります。既に、それぞれの学校、教科において研究が始まっていますが、県教育委員会の研修や学力向上委員会での研究授業を通じて、効果的な活用を探っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ただいまの答弁でもありましたように、教員のICTスキルがばらばらであるということはもうご理解頂いていると思うんですけれども、学校にお任せするのではなく教育委員会としてどのような支援を具体的に行なっていくのかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 教科によってあるいは先生によって活用方法について非常に温度差が出て

きているんじゃないかというようなご質問かなと思っております。

先ほどの教育長答弁にもありましたように、今年度はそのところを支援する先生、GIGAスクールサポーターということで2名いらっしゃるんですけども、1名についてはハード担当といえますか、システム担当ということで配置しております、もう1名は授業担当ということで、授業の中でどんなように使えば効果的かなということで、ハード・ソフト両面から支援できるようにということで人を配置したというところであります。

今、そこら辺のところでは一生懸命やってもらっているんですけども、答弁の中でもありましたとおり、とりあえず触ってみる、とりあえずタイピングしてみるということで、何はなくてもとりあえず使ってみることが一番大事ということで学校のほうにもお願いをしております。

小学校のほうでも、1学期中には何とか家庭に持ち帰れるようにということで、今頑張っているというところでお伺いしているところであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） そうですね、学校側にお任せするのではなく、教育委員会もしっかり旗を振って進めていただきたいと思います。

校務効率化のためのICT活用について、C4t h入れられているとの答弁だったんですけども、私、これ1期目から言っているんですけど、欠席連絡や配布物はオンラインにしてほしいという要望もすごくあります。学校の中では、校務システムを入れて教員同士のネットワークはつながっていると思うんですけども、今、毎朝の健康チェックカードですとか、これから夏に向けてプールカードも配付されるんです。それ全部紙です。こういった紙でのチェックなども含めて、教員の負担軽減ですとか作業の効率化、また私たち保護者の利便性の向上のために、今アプリで欠席連絡ですとかお便りのデータ配布、またスクールバスの運行管理まで一括管理できるアプリも出てきています。保護者に対する利便性も含めて、教員や教育委員会の業務効率化にもなると考えるんですが、今のC4t hをさらに発展させていくお考えについて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） おっしゃるとおりであります。

C4t hについては、長野県下統一ということで、自治振興組合のほうで一括発注したものに乘っかっているというところなものですから、白馬村単独でちょっとシステム改修というのは難しいんですけども、今使っているきずなネットがメールではなくてアプリにならないのかというところは検討に値すると思っておりますし、学校の先生の働き方改革にも資するところはあるかなということで考えております。

欠席連絡なんかをメールでというところは、全国各地で増えてきておりますので、そこら辺のところは教育委員会としても十分に検討していきたいと思えます。

ただ、予算が絡んでくるということもあるものですから、そこら辺のところはちょっとすぐにと

いうふうにはいかないかなとは思いますが、十分検討していきたいと考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ぜひ、積極的に進めていただきたいと思います。

村の今後の教育理念や方針において、ICT活用はどのような位置づけなのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） ICT活用についてでありますけれども、大臣メッセージがあったとおり、ICTというのは手段であって目的ではないと、個人それぞれに最適化されたというものについては、ICTもあれば紙もある、そういったものを調べてまとめ上げて、自分がどういうふうに通じていくかというのが個人一人に合ったもので、それが学ぶ力、生きる力につながっていくというふうに考えております。

教育委員会としましては、ICTについては鉛筆、ノートと同じように誰でもいつでも普通に触れるということに進めていきたいというふうに考えておりますので、学校のほうにも積極的に使ってくださいというようにお話をさせていただいています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） まず、ぜひ参考にさせていただきたいのが、ICTの活用で長野県で先進的な喬木村です。少しご紹介させていただきますが、喬木村は、平成30年1月1日現在ですが、人口6,509人、喬木第一小学校、児童数320名、第二小学校48名、中学校は209名で、合計577名です。白馬は小中学校合わせて623名でありまして、規模的にはあまり変わらないのかなと思っています。

白馬村も学校のあり方検討委員会が現在進行形で進んでいますが、喬木村も同様、小規模校の統廃合問題を抱えております。地域の声としては、地域の活力としての学校を存続させたい、反対に、小規模校の課題は人間関係が固定化し多様な考えに触れる機会が少ないこととしています。

それと同時に、新学習指導要領が目指す教育の実現として、ご答弁でもありましたように、多様な他者との協働、ICTの効果的な活用、生きて働く知能・技能、学び続ける力、未知な課題への応用力など、変化の激しい未来を生き抜く力の育成が求められています。

喬木村のような中山間地域においても、多様な他者の考えに触れ、協働し、新たな課題や価値を見出し解決していけるような教育の環境と質の改善が必要だということの位置づけでICTの活用を主眼に組み立てているそうです。

喬木村が取り組んだ魅力的な教育環境づくりのポイントですけれども、地方創生の施策に教育を位置づけ、喬木村は首長部局と呼んでいるみたいなんですけれども、教育委員会と行政側が密な連携をして予算をつける、文部科学省事業への積極的な参加、ふるさと納税の財源をICT機器整備に活用することで、新学習指導要領で求められている他者との多様な協働をしていけるような環境

をつくらなければならないということで、遠隔合同授業による小規模校の課題解決と、中学校においては教員主体の一斉授業から生徒主体への共同学習へ切り替えたそうです。結果的に、平成29年度全国学力学習状況調査結果においては、全国平均を高く上回り、教員の授業改善が認められたこと、タブレット学習により学校外の学びの場の提供として塾やカレッジなど学校外での学習機会の拡充にもつながりました。また、行政と連携し、宅地分譲、村営住宅を構え、教育移住を実現されています。

I C T教育の推進は、都心と地方の教育格差をなくし、さらには移住定住につながるものだと思いますが、教育委員会だけではなく、その点についての村のお考えはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません、私自身、I C T活用能力、職場の中で最も低い人間だと思っておるので、私なんか答弁していいのかと思います。

ただ、今お話になった喬木村の例のちょっと感想を言わせていただきますと、まさにうちと似たような学校の形態のところ、I C Tを活用したことによる小規模の学校の課題解決に向けて取り組んでいるというのは、非常に傾聴に値するのかなというふうには考えました。

非常に疎い世界で、私ごときが言ってもなんですけれども、そういった先駆的な取組をしているところについてはぜひ参考にしたいということは、感想として持ちました。

また、これは多分学校現場だけではなく、私ども職場等々においてももうこのI C T活用能力の向上というのは避けられないという気は本当に思っています。得意な職員に聞いても、日々進歩している進化と深くなっている深化がすごいということも聞いておりますので、そこら辺も一つ、白馬村役場としての課題でもあるなという感想を持ちました。

ちょっと答弁にならなくて申し訳ございませんけど、以上とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） やっぱり移住定住施策は、教育環境の充実だと思っています。そうでなければ、子育て世代も呼べませんし、そういった中で、教育は教育委員会だけとかではなく、村全体の方針としてしっかり組み立てていただきたいと思います。

本当に喬木村はすばらしくて、学校のホームページもそれぞれあるんですけども、教育委員会が喬木村G I G A I n f o r m a t i o nという新しいサイトを立ち上げて、ぜひ見てください。保護者、地域、住民の方々、学校関係者に向けてI C T関係情報の発信を行なっています。

本当に、南小学校はまずホームページもなく、ブログが2013年5月で更新されていなくて、北小はホームページはあるんですけども、2020年6月から更新されていなくて、やっぱり白馬中学校のホームページがあまりにもすばらし過ぎるので、ぜひそこに倣ってホームページを充実させるのと、あと本当に喬木村のホームページをぜひみていただいて、それは本当に多分これから持ち帰りタブレットとか保護者に通知しなきゃいけない文書とかも全部そこに載せればアクセスす

れば分かるような形になっていますので、保護者への積極的な情報発信のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。白馬村の教育委員会でも可能だと思ひます。自治体規模一緒ですので、よろしくお願ひいたします。

I C T環境の整備というのが、子供たちのみならず教員の方も最大限に引き出すと期待されています。私も大変期待しています。もうご存じだと思ひますけれども、導入して終わりではなく、導入後の効果や使い勝手の確認も含めて、自治体による活用計画やフォローアップなど継続的に改善を続けていくことが大切ですので、子供たちの学習環境、教育の質の向上、教員の働く環境改善のためにもぜひ村挙げて積極的に進めていくようお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時02分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 7番太谷修助でございます。4月の選挙では2期目の請託を受けたという形で、ちょっと票は少なかつたですけども、まあ何とか、また2期目の議員を務めることになりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は今日、2つの質問をさせていただいているんですが、これ実は平成2年の第3回定例会、いわゆる12月定例会で質問させていただいたこととほとんど関連しているんですが、1年半たつてどのような状態になったかということで再度質問させていただきたいと思ひます。

まず、1番。景観行政団体移行への進捗状況について。

令和3年4月より、景観行政団体移行が何らかの事情により令和4年以降に変更になり、村も県との連絡を密にしてよりよいものにさせるために努力されているということは承知しております。SDGs同様に、とても大切な事柄です。特に山岳景観のすばらしさをはじめ、諸外国の観光客の皆さんにとつても、この白馬村の景観については投資を含めて注目をしています。そこで、以下のことについて質問をいたします。

1、令和3年の4月からのスタートが遅れた経過を改めてご説明いただきたい。

2、環境審議委員会が都合3回開かれています、識者の皆さんの意見はおおむね良好な案が出されているのでしょうか。

3、明度、彩度といった今までの取決めやエリアカラーというのはとても大切と考えているのですが、20年以上経過していることを踏まえると、根本的に変えることも視野に入れているのか。

4、外国籍の皆さんの経営されている施設が大変多くなりつつあります。それに対して現状の建

蔽率とか容積率とかいったもので果たしてよいと考えているのか、色彩も含めて再度ご説明をお願いしたい。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷議員からは、景観行政団体移行への進捗状況について4項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、遅れた経過についてをお答えをいたしますが、議員ご指摘のとおり、一昨年まで総務課で進めておりました内容は本年4月から景観行政団体に移行して、計画を実施するというものであります。

これまで議員の皆様を対象とした勉強会などでもご説明を申し上げましたが、景観行政団体となるためには、現在その影響下にある県条例の下から独立をしながらも、従来の県による規制内容と村独自の制度設計との均衡を図りながら進める必要がありますことから、景観行政団体への移行には県知事への事前協議と同意が重要なポイントとなっております。

この県との協議では、県都市計画審議会における都市計画決定手続や、県景観審議会による審議などを経る必要があることを踏まえると、県担当部局との事前調整や景観法に定められた法定協議などにおおむね8か月程度を要するとの指導がありました。

令和2年度当初の段階では、確かに村独自の景観計画の大枠は整っておりましたが、景観法により、計画に盛り込まなくてはならない内容や、内容の漏れや、県の景観条例との未調整の部分もありましたことから、その部分を補完するために、県担当部局と再度調整を行ない、景観行政団体への移行を先送りさせていただいたところであります。

したがいまして、平成30年度から始まった景観計画策定におけるワークショップや検討内容に著しい不備があったわけではなく、進行管理において県と綿密な連携が十分に図られていなかったことが主たる要因でありましたことから、現在担当である建設課には、景観行政団体への移行や計画の策定に向けて、多少時間を要してでも、計画策定委員会で十分な議論を行ない、並行して県との調整を綿密に行ないながら業務を進めるよう指示をしているところであります。

2点目の、環境審議会の意見についてお答えをいたしますが、現在、景観計画の策定に当たっては、環境審議会との兼務で景観計画策定委員会を立ち上げ議論を進めていただいております。委員会の中で、委員同士、ディスカッション形式で議論を始めたほうがよいのではないかとの意見も頂戴をしたことから、第2回、第3回委員会及び今月に予定をしております第4回の委員会では、委員同士のグループディスカッションを中心に議論を深めていただいているところであります。

建設課によれば、一般的に行なわれる事務局主導による教室形式での委員会に比較して、グループディスカッション形式での議論は、委員から非常に活発な意見が出されており、充実をした会議運営となっていると報告を受けております。また、総務課所管当時のワークショップや学生によるフィールドワークの結果と併せて、質の高い計画内容になりますことを、私も期待をしているとこ

ろであります。

3点目の、色彩計画、エリアカラーの考え方についてのご質問ですが、現在の色彩計画はこれまで20年以上にわたって運用されてきたものでありますので、原則としては、その考え方や内容は引き継いでまいりたいというふうに考えております。

一方で、二十数年という時間の流れの中で、村民の「色彩」に対する見方、考え方も多様化をしてきているように感じます。

現在策定作業を進めている景観計画の中では、従来色彩計画「もてなしのしつらえ」を踏襲しながらも、時間や時間の経過とともに私たちの感覚も変化をしていくことと併せて、やや柔軟な運用にシフトしながら、「この色でなければならない」という制度設計ではなく、「この色は避けるべき」という方向性で策定委員会にお諮りをしてまいりたいと考えております。

最後に、建蔽率と容積率のご質問ですが、よい機会ですので再度この場をお借りをして整理をさせていただきます。

まず、端的な結論から申し上げますと、現在進めている景観計画では建蔽率と容積率を制限することはできません。あくまで景観法による景観計画では主に建物や工作物の色彩、壁面の後退距離、絶対高さを制限することしかできないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

議員ご指摘の建蔽率や容積率の設定につきましては、建築基準法における建築協定や、都市計画法における地区計画、景観法における景観協定などで制御をしていくことが考えられます。ただし、いずれの手法も土地利用に関する私権の制限も関わってきますので、区域内の地権者や地域住民の総意によって進めていくことが大前提となります。

村といたしましては、これらの手法を実現するために、既に施行されている白馬村建築協定条例や、現在進めている景観行政団体への移行、さらには都市計画区域の設定などにより、それぞれの制限を実現するためのプラットフォームを整備をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、建蔽率、容積率を制限をしていくには、まず最初に地域の総意が重要となりますことから、それぞれの地域の考え方や要望なども踏まえて、村として方策を提案していきたいと考えております。議会の皆様におかれましても、地域との橋渡しなどお力添えをいただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 1年半前にご説明を、答弁をいただきましたものとそんなに変わっているわけじゃございません。

まず、順番に補完していきますけども、県との整合性がずれたといいますが、物理的な、あるいは文章的な内容のものが不備があったというように私はちょっと感じているんですが、それ以前にですね、私は、この遅れた理由というのは、県のほうからもうちょっと村民と十分な話し合い、コンセンサスが取れた上で提出しなさいよという部分が非常に多いような気がするんですが、その点は

いかがでしょう。

議長（太田伸子君） 矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えをしたいと思います。

当然、景観行政団体への移行に関しましては、地域住民の皆さんのコンセンサスというのは重要なポイントになってまいりますけれども、かつてから県の考え方としましては、これまで県が県の条例で仕切っておった部分のものを各市町村へ移管をしていきたいという意向というのはもう10年以上前から示されておりました。まあ白馬村の場合はどちらかというところに乗っかってこなかった部分があるんですけれども、最近の村内の議論といいますか、いろんな方のお考えも踏まえながら、景観行政団体へ、村独自のですね、景観行政団体へ移行していったほうがいいのではないかという考え方によって変わってまいりましたので、数年間、少し時間をかけて、議論を進めていると。当然、コンセンサスを得て、それを基に進めているというのは大前提というふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 景観行政団体への移行については、元をいけば国が「明日の日本を支える観光ビジョン」というものを策定して、それから長野県が景観行政団体に移行して、そこから地域、まあ中核都市だとか政令都市とかそういったところが景観行政団体に移行したと思っているんですが、その中から、白馬村は豊かな自然と共生する独自のその景観計画の下に、世界に発信するような魅力のある、SDGsを理念に基づいた持続可能な村を目指してということが大前提にあって、そこからその景観形成団体に移行して景観計画を立て、それから景観条例をつくっていくというような流れになっていこうかと思うんですけれども、まあ確かに、県のほうからは、やってもらえればありがたいよねというのが前回の一般答弁の村長答弁にもあったと思います。

その中にはやっぱり、一番私たちが心配するのは、今その景観行政団体にどうしても移行しなきゃいけないのかってちょっと、フィードバックするような言い方で本当に申し訳ないんですが、そんなに急ぐ必要があるのかなというのがちょっと疑問があるんですが、そこを改めて、どなたでも結構です、説明いただければ。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） まず、景観行政団体に関しましては、国の景観法という法律で、基本的には都道府県が景観行政団体になる、運用するというようになっておりますけれども、それが、各自治体それぞれ景観に対する思いとか考え方も違ってまいりますので、市町村に景観行政団体いうものを移行したいという考え方が示されております。

それは先ほど私が答弁で申し上げたとおりでありますけれども、白馬村の場合はですね、かつてより独自のルールを設けて運用をしてまいった部分がございます。それと、現在の県の条例、ある

いはその県の条例に基づく届出制度というものも併用しながらここまで運用してきておったんですけども、どうしても、二重管理といいますか、県の条例に基づく内容ではなかなかやっぱり指導も徹底できない。あるいは、指導ですとか助言等につきましても、あくまで現状では県が行なうという形になっておるんですけども、村として、もっと主体的にやっぱり指導していったほうがいいのではないかと、いったようなこれまで意見等も多数寄せられていると伺っておりますので、そういったところがベースになって、景観行政団体を村に移行していこうと。さらに、それに合わせて景観計画を立て、景観条例もつくっていこうということでもう何年もかけて議論をしてきているというように考えておりますので、私どもはそれに沿った形で今作業を進めているという段階でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 課長の答弁は、大変よく分かります。

それで、前回の質問のときにもお話しさせていただいたんですが、ワークショップやシンポジウムを7回、それから芝浦工業大学さんの学生さんなんかの協力を得たフィールドワークが21日やったというようなこととお話聞いたんです。私も二度、三度そのワークショップに参加させていただいて、感じたことは、やはり、この景観に対しては非常に興味を持っている方がたくさんいらっしゃるんですが、回数を重ねるうちに、いろいろな新しい方たちが入ってきていただければよかったんですが、やっぱり固定化されてしまっている部分がとっても私は残念にちょっと感じたんですね。

これをもっと広く、村民の人たちがみんな納得のできるものにしていくためにはどうしたらいいかということで、この2番目、3番目、4番目の質問にもなろうと思うんですが、一番大事なことは――性善説で物というのは考えていかなきゃいけないとも思うんですが、私個人的には、性悪説が人間の心の中には一番潜んでいて、結局こういうことをやったら許されるよね、許されないよねという部分でいったら、やっぱり、この景観行政団体に移行して、前向きに捉えるのはとてもすばらしいことなんですけど、これがもし万が一、守られなかったときのことはどう考えるのということで、前回も、それじゃあ罰則はどうなっているんだいということで質問したら、罰則としては、いわゆる勧告・指導だとか命令があって、最終的には過料を含める罰金も可能だというような答弁で、まあちょっとその辺りで、本当に今まで県が後ろ盾になって村があって、そこにそれぞれの業者さんたちが来て折衝するときに、「県のほうがこうですから」って言えたんですけど、今度、村が直接のもう壁になったら、そこが崩されてしまったら私はなし崩しになるというふうに思っているんですが、そこを非常に心配して、こういう質問をまたさせていただいた経過があるんです。

そのことについて、罰則というものについてはどういうお考えか、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

ただいまの太谷議員のご指摘にもありましたとおり、現在の県の条例に基づきますと、指導等に従わない場合には、指導・勧告に従わない場合には過料等の措置もあるというようにうたわれております。今回、村のほうで今度新たに条例等をつくっていく前提になるんですが、基本的な部分は、県の条例のほうを踏襲していきながらつくり込んでいくような形になります。

ただ、実際それを適用するかどうかというのは、個々のケースに当然よってきますし、県が主体的に指導していくべきなのか、要は県の傘の下でやっていくべきなのか、村が主体的にやっていくべきなのかという、その部分の議論になっていくと思うんですけども、確かに運用する部分では県の傘の下でやっていたほうが現場としては楽な部分もありますけれども、先ほど来申し上げているとおり、白馬村では独自のルールというものをこれまでも設けて、何年間も運用してきている経過もございます。ある程度やはり村が主体的になって、やっていかなければいけないという、そういう時期に来ているのではないかという皆さんの議論、そういったものを踏まえて、今ここので景観行政団体移行を踏まえた作業というものを何年もかけてもう進めてきているというに考えておりますので、私どもはそれに従ってですね、なるべく来年、早いうちにもう施行ができるように進めていきたいと、そういうように考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） この前の3回目のワークショップにちょっとオブザーバー的に参加させていただいて、ファシリテーターの方が非常にすばらしい、能力のある方だと思うんですが、そういう方たちがうまく説明をされて、皆さんのいろんな意見が、活発な意見が出てきたというように思っています。非常にあのファシリテーターの方は優秀な方だなというように感じたわけなんですけど、そのファシリテーターの方もおっしゃっていたようですが、景観というものは、20年とか30年なんて短いスパンではなくて、50年単位ぐらいのスパンで考えていったほうがいいんだよというようなことをたしかおっしゃっていたような気がするんですけども、そういう中で、先ほどのお話のように、守らなきゃいけないものまで全部取り崩してというんじゃなくて、時代の変容に合わせて変えていくというのはある意味分かるんですが、その50年スパンぐらいで、色彩にしても一まあ建蔽率、容積率なんかはちょっとまた白地地区の問題があったりしますので、まあそれはいいとして、なるべく、穏やかに変えていくという、この村の歴史と変化と同時に変わってきたように、長い時間をかけて検討するべきものではないかなというように思います。

今、外国の方たちがここ10年ほどから15年ぐらいの間に非常に白馬村に注目をして、投資というような形も来ている中で、前回も言わせていただきましたけど、限りなく黒に近いような色彩のものができたりして、違和感を覚えるという方たちがたくさんいらっちゃって、これは一体、村はどういう規定になっているんだいということから前回質問をさせていただきました。

それで、今回、その色彩については、村で決める明度、彩度のその枠内にあったらいろいろな色
が使えるということ、これもいいことだと思います。

ただ、1人、事業——建設関係のお仕事された方がちょっと、発言している中でちょっと疑問に
思ったのは、東側は駄目だけ西側は自由になっているよというような、たしか紺という色を使っ
ていたような気がするんですが、まあ紺というんじゃなくて、西側はある程度の自由な色を使える
よ、だけ東側は、歴史のある地域それから農村地帯というようなことも含めた中で、アースカラー
ですか、そういった色彩のほうにして、西側のほうはいろいろな観光地、市街地というようなこと
でいろいろな色を使えるということをちょっと発言されていたんですけども、その辺りもやっぱ
り、事業者の方たちも納得できないようなものがあってはいけないと思うんで、その辺りはよく議
論を深めていっていただきたいと思うんですが、その辺り、建設課長、どういうご指導をしていく
予定でいるんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） いわゆる色彩の関係でございますけれども、色彩の関係につきましては当
然、今回の景観計画の中に盛り込んでいくような形になります。西側をどちらかというとなん色
でも使える、東側は制限するといった、ちょっと少し語弊があるニュアンスになるかもしれませんが
けれども、現在運用しています色彩の計画「もてなしのしつらえ」というのがありますけれども、「色
相」といいましてですね、色の例えば赤とか青とか白とか、そういう分については比較的、西側の
エリアというのは柔軟性を持たせております。

ただ、明度とか彩度といったような、いわゆるマンセルに表示でいきます、ちょっと専門的な部
分になってきてしまうんですけども、細かい数値については、西も東も、あるいは中部エリアも、
ある程度同じ制限でこれまでは制御してきているというのもございますので、先ほども村長のほう
答弁ございましたとおり、今までの計画をですね、180度変えるつもりでも今考えておりませ
んし、当然、踏襲できるものは踏襲しつつ、今いろいろ見方ですとか感覚も変わってきている部分も
ありますので、その分を今新しい計画のほうに加味をしながら、新しい色彩計画というものもつく
っていかねばいけなかなというように思っておりますので、その点、ぜひご理解をお願い
できればというように思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 建設課のほうでも担当の係長なんかのお話ですと、やっぱり、この色はちょ
っとまずいよね。でも、この色はいいんじゃないの、というような、そんな穏やかなですね——例
えばピンクとか赤とかというような、ちょっと邪道と言ったらいいんでしょうかね、そういうよう
な色彩はともかく、まあマンセルの中で認められとる範囲内の明度、彩度を含めたところの色とい
うのはまあまあ、時代の変化もあって、前回の答弁でも色については趣味嗜好があって非常に難し

いという答弁をいただいていますので、確かにそれはそうだなというように思います。

だけど、やっぱり、その色から醸し出す、何ていうんでしょうか、ヨーロッパのようなその非常に長い伝統、歴史がある中で育まれてきたものと、この白馬村もちろん歴史あるんですが、そういう木造建築のようなものと、それから石像だとか、れんがとか石とかあぁいったようなものできて何千年って続いてきたものとはちょっとまた比較できないと思うんですけども、でも、日本は日本のすばらしさ、それからこの白馬村は白馬村の環境のすばらしさがあるって村が成り立っているのですから、その辺りはもうぜひ、景観行政団体に将来移行するに当たっても、よくよく精査して、村民の皆さんがみんな納得、もうこれ100%の納得ということはできないんでしょうけども、やはり多くの方たちが同じ方向を向いて、ああ、これなら許せるよね、こうやったら地域を守っていいよという、そういう本当に前向きな意見を、生かした、ところから景観行政団体に移行し、それからまた景観計画にしても景観条例にしても大事なものにしていってもらえたらなというふうに思っています。

それで、何でしたかね、白馬のまちづくりマスタープランに示されている中に、「農地への無秩序なスプロール化防止」と、それから「土地利用規制の白地地域の解消」という2つの問題があって、景観のことももちろんそうなんですけども、農地が無秩序に、農家の方しか買えない農地がどうして外国人の方たちにあれて宅地が変わっていつちゃうかって、この辺りのことも少しおかしいなというように思っている方たちがいらっしゃるんで、そういう人たちにも理解のできるような現在の農地の無秩序なスプロール化というのを防ぐような仕組みを、どうやってやっていったら守れるのか、ちょっとその辺りを説明いただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 答弁いたします。

無秩序と言われますけども、一応、農振法というのがございまして、それに基づいてやっているということでございます。農振に外れている、農振農用地に外れているところについては、農業委員会の方が確認していただき、農業委員会にかけて転用が認められていくということになっております。

農地法につきましては、ご存知のとおり農地を守っていくというようなことが前提になっておりますので、今の農業委員会の方も一応こないだ、私も4月からなんですけども、冒頭でそういうような話をされておりますので、そういうような観点でやっていく、これから運用していくものと思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうですね、農家を守っていくという姿勢は、次の2番目の質問にもちよつと関係してくるんですけど、やっぱり、とても大事なことでして、特に農地がどんどん——まあニー

ズがあって、それに応えて変化していくということも人間の生活の摂理の中では当たり前に行なわれてきたことなんですけれども、今、白馬村が持っている農業に関する問題点というのはまたちょっと違った意味もあって、外国籍の方たちがどんどん購入をされたり、自由に——何回も言うようですが、不動産は買っちゃいけない、売っちゃいけないというわけにいかないんで、そこは仕方ないかと思いますが、農地だったものが何か、数年荒れたようなことになっているうちに、何か、自然に砂利が入ってコンクリートが打たれてくるなんて、私の住んでいるエコーランドは、まあ農地はありませんけれども、そんな形でどんどんどんどん変わってきたりして、まあルールに従っているというように私は思っているんですが、ただ農地に関しては、今後この村の農業というものを考えて再生していくということの考えの中では、もうこれ、防波堤をきちんと守ってもらわないといけないんじゃないかなって思いますので、ぜひその辺りはひとつよろしくお願いします。

景観計画の中でも、重点地区がございますよね。村の中で、何ですか、観光市街地とそれから別荘地帯、それから田園地帯ですか、こういったところで村で、全部で21か所ぐらい重点地区を持っているんですが、ここの建蔽率、容積率というのは今までどおりのものを踏襲して、それ以外の地域とそれから白地地域なんかはその建蔽率とか容積率をある程度容認していくというような、たしか答弁いただいたような気がするんですが、その辺りを再度確認していきたいんですが、どうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） お答えしたいと思います。

先ほど村長の答弁にもございましたとおり、基本的にはですね、景観計画、現在策定を予定しております景観計画の中では、建蔽率、容積率というまでは、やっぱり制限は加えられないということになっております。

ただ、太谷議員指摘にありました、村内での区割りといいますか重点地域といいますか、その線引きはしていくような形になりますけれども、例えば道路後退ですとか隣地後退であったり、あるいは高さの制限ですとか色彩、そういったものはエリアごとのうたい込みというか、できますので、まずそういったことを景観計画の中に盛り込んでいくというのが大前提になります。

建蔽、容積につきましては、現在、県が指定することになっておりまして、大枠では県の建築形態規制という指定がございます。それにのっとり今、建蔽、容積が決められておるんですけれども、手続的には、その手続を経て指定をエリアごとに変えていくということが一つ、方策としては考えられますけれども、非常にそれはハードルも高いということもございますし、あと地域ごとに当然、指定の考え方、地域の皆さんの考え方も違ってくることもありますので、それを生かす方策としては、これも先ほどちょっと村長で答弁申し上げましたけれども、建築基準法に基づく建築協定、地域の皆さんで協定を結んでルール化していきましょうよといった方策もございます。こういったやり方につきましても、私どもからもまた提案をさせていただいて、一緒にですね、枠組みと

いいますかルールをつくっていくという方策は可能かと思しますので、そういった形で今後進めていければいいのかなというように考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 前回の答弁の中で、違反が発覚した場合の対応については今、過料もあつたりするようになっておるんですが、景観行政団体移行のその体制づくりはとても大切な課題だということもおっしゃっていて、景観行政団体に移行した後のその体制づくりというものをしっかり守ってやっていかなきゃいけないということをおっしゃっていると思うんですが、再三言うようですが、なし崩しの、通ってしまうような、要するに既成概念、既成概念がそのまま容認されるような形になっていったらいけないと思しますので、ぜひその辺りは十分、考えて、それから、もう一つお願いしたいのは、もっともっと多くの住民の方々からいろいろな形での意見の取り入れ方があって、このシンポジウムだとかワークショップとかという、そういうことだけでなく、アンケートを取るなり、村民の普段あんまり直接利害の関係ないような、この白馬が好きで白馬ファンになった方たちなんかからも、これからの村の景観ってどうやってやっていったらいいんだろうかというような、もう一回原点に戻って聞くようなアンケートを取り入れるような仕組みも取り入ってやってもらえばいいんじゃないのかなと思うけど、その辺り、最後にちょっとご答弁お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） ただいまのご意見といえますか、現在の景観計画の策定委員会の進め方という分に関してのご提案だというように思いますが、前回、総務課で所管しておりました当時はですね、枠を決めずに、どちらかという村外の学生なんかも含めましてですね、広く意見を募集するような形で進めてきておりました。今回は、ある程度これを今回集約をして、ある程度まとめていかなければいけない段階になってきておりますので、新たに景観計画策定委員というものを今回委嘱をいたしまして、委員の皆さんの中で今議論を進めていただいております。

基本的には、今後、来年度に向けた限られた期間の中で今後進めていかなければなりませんので、景観計画策定委員会の皆さんの意見をなるべく踏まえながらですね、作業としては進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） いずれにしても、村民の皆さんが十分納得した上でのこの白馬のすばらしさを守っていくことが一番の大前提だと思っておりますので、引き続き頑張って、やっていただきたいと思ひます。

私も、頭から反対とかじゃなくて、大事なものをちゃんと守るためにはどうしたらいいのという

考え方でいますので、その辺りは決して、行政の皆さんが一生懸命やっているのを、何やっているんだというわけじゃなくて、もう一度きちんと精査をするという意味で質問させていただきました。その点、お間違えのないようによろしくお願いいたします。

それでは、時間もありませんので2点目に入らせていただきます。

鳥獣被害対策の現状と対策。

以前にも一般質問した項目ではあるんですが、農家の皆さんも大変苦慮している問題で、なかなか解決策が見いだせていません。県も、今年もこの大北地域も重点地域として予算を取っていたている、ありますが、これイノシシ、シカが中心と聞いています。北部ではサル被害が多くて対策に期待したいが、というところなんですが、そこで以下の質問をいたします。

昨年度の対策の結果はどのような評価がされているのか。

2、官民挙げての協力が大切と思うが、十分な情報交換をして有効手段が取られているか、あるいは予算的な手だてが十分されているのか。

これについて答弁をお願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 鳥獣被害対策の現状と対策について2項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、昨年度の対策の結果と評価であります。農作物の被害額は、令和2年度は令和元年度と比較しほぼ横ばいでありました。電気柵の設置が進んできたことや、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣駆除の効果がある程度あったというふうに認識をしているところであります。

また、イノシシについては、豚熱に感染したイノシシが村内で数体発見をされ、中には山中で死亡し発見されない個体もいたと思われ。サルについては、目撃回数が増加傾向で、群れで各地区に出没をしています。特に子猿は、暖冬で雪が少なかった年が続いたことで、生き延びた個体が多かったと思われ。

今後、サルが人になれてしまうと、さらに農作物の被害が増加し、住民や観光客に人身被害が出る可能性がありますので、サル対策が大きな課題となっているところであります。

有害鳥獣の基本的対策といたしましては、草刈り・やぶ刈り、電気柵の設置、それから銃等による駆除の3つに大別をされます。

草刈り・やぶ刈りににつきましては、個人、自治会単位で実施できる最も基本的な対策となり、各区においては普請等でご苦勞をいただいております。また、県補助事業を活用した緩衝帯の整備事業は、昨年度は深空地区、八方口地区の約2.1ヘクタールを実施いたしました。この事業は、集落周辺の森林間伐や下刈りを実施することにより、良好な森林景観を形成をする効果もあります。

電気柵の設置は、個人単位で実施をする村単の補助事業と貸出事業、また団体や自治会等で実施をする国庫補助事業があります。昨年度は通地区で8段2,400メートルを実施いたしました。

銃等による駆除は最終的な手段として、人家周辺に有害鳥獣が出没をし、人命への危機が予想される場合に実施をいたします。日頃から鳥獣被害対策実施隊の皆様にはパトロール等でも大変なご苦勞をいただいております、改めて感謝を申し上げているところであります。

駆除の実績といたしましては、クマは平成30年度2頭、令和元年度13頭、令和2年度9頭、イノシシは平成30年度22頭、令和元年度48頭、令和2年度21頭、ニホンジカは平成30年度は16頭、令和元年度10頭、令和2年度27頭、ニホンザルは平成30年度5頭、令和元年度8頭、令和2年度29頭です。

山の実の成り具合によりますので一概には言えませんが、一般的に、クマは4年周期で大量出没するとされ、イノシシは近年は豚熱による個体数の減少、ニホンジカ、ニホンザルは暖冬化により増加傾向であります。

また、昔は燃料となるまきを里山に取りに行くなどしておりましたが、現代は人が里山に入る機会が激減をしております。

このように、人と有害鳥獣のすみ分けができなくなったことが、里へ獣が出没するようになった大きな要因ですので、山林所有者の役目といたしましては、まずはご自分の山へ行なっただき、状況を把握すること、行政の役目としては、人が里山に触れ合う機会を創出をすることも重要であると考えております。

次に、官民の協力、情報交換、予算手当であります。村では毎年1回、白馬村有害鳥獣被害防止対策協議会を開催をして、村、県、国、猟友会、農業団体、住民代表等が集まって有害鳥獣による被害防止対策を検討し、必要な対策を官民で協力して実施をしております。

また、県の北アルプス地域振興局と連絡を密にして、必要に応じて緊急的な鳥獣被害防止対策を実施をしています。決め手となる有効手段はありませんが、先ほど申し上げました対策を組み合わせ、地道に対応するしかないと考えます。

村の今年度の有害鳥獣対策事業予算は、昨年度より増額をしております。国県の補助金等を有効活用することはもちろん、今年度新たな取組として、サルを捕獲して発信機を取りつけ、生息状況と群れの移動を把握をし、関係者で今後の対策を協議することとしております。また、住民や集落支援員、農政課職員で協力をしながら緩衝帯整備も進めており、農業被害の縮減に努めております。

以上で、質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） この問題も、やはり1年半前に同じ、先ほどの景観形成のことと含めて同じ質問をさせていただいたわけなんです。やはりサルについての、鳥獣被害対策の中でもサルについての被害が非常にこの圃場地区なんか増えてきたということから再度、私、今これから村がどういう仕組みを将来取っていくんだろうかということで、近隣の市町村なんかの情報なんか集めたりして、やってきたわけなんですけれども。

たしか去年は、定点カメラを設置して、その実態、動物の行動実態なんかを把握して、それを、そのデータを生かしていくというような、たしか、お話だったような気がするんですが、そのことについては、農政課長、返答いただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

トレイルカメラというカメラを設置し、しておりまして、その場所を通ったら映すというようなことをやっております。それで、なおかつ、もしわなで捕れた場合はメールで連絡が来るような、猟友会員の方に連絡が来るような仕掛けを取って、今実施しているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると、一過性で、昨年だけで、今回はもう継続してやるということではないんですね。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 継続して、やっているということでありませう。

議長（太田伸子君） 質問はありませんか。太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 分かりました。ありがとうございます。

それはそれでまたぜひやっていっていただきたいと思うんですが、先ほど村長の答弁の中にありましたように、問題は実はサルでございまして、このサルについては本当にどんどん、捕獲頭数が増えているということはそれだけ多く出ているということだと思っておりますが、ちなみに、隣の大町市さんが成功したというようなちょっとお話を聞いたものですから、担当の方にもちょっとお話をお伺いした中で、平成10年くらいまでは、まあ、そんなにたくさんいなかったのが、今現在は約3倍から4倍の頭数になっていて、その行動範囲が非常に広いということと、群れがたくさんになって、今は大町市の場合だと十五、六、グループがあるそうで、それでそれに、要するに、何ていうんですか、捜査計測というんですかね、どういう行動範囲でいるか。それはヒートマップに落として、実際、秋、夏、冬、そういった時期時期の移動の活動をデータマップに落としたものを活用して、今回そのGPSでお猿さんたちを一網打尽にするということのあれで成功を収めたということで、これもぜひ、自分の畑も荒らされて大変なものですから、活用できるものならしたいと思っただけで、大町市の担当の農政課の方がおっしゃるには、とにかく、先ほど村長がおっしゃっているように、まず捕獲、それから追い払い、それから里山あるいは荒廃地になっていたり休耕地になっているようなところ、草ぼうぼうで、どんどん彼らもそこまで自分の認識、テリトリーとして認識していくから、とにかくそういうことで、きちんと草を刈ったり保全をして、なるべく近寄ってこないような仕組み、この3つを根気よくやるしかないというのは、やはり同じことをおっしゃっているんですけども、GPSを取りつけて大成功したというのは、檻を設置、

最終的にはするんですが、檻を設置したときに、いわゆる餌づけをしているんですね。大町の方たち、時間をかけて。それで何回か安心をさせて一網打尽で1つのグループをどんとキャッチをするということで成功したそうですけど、これはもう今後も継続してやっていくことによって、彼らが警戒して、またそういう檻というものに近寄らなくなるのか、それはちょっと経過を見ていかなきゃ分からないんで継続してやっていきたいというお話なんですけど、今回、GPSの予算を取ったというお話ですので、きちんとしたデータを取って、やっていっていただきたいと思います。

ちなみに、その大町市で、青木湖の辺りまで来ているグループは80頭ぐらいいて、それでGPSを取りつけたあれでやっていきますとね、小泉郡の青木村辺りまで、そのサルが移動しているんだそうです。それはかなり広い範囲なんですけど、そこで農政課長、お聞きしますが、村に3つぐらいのグループあるというんですけど、今回そういうところも含めてGPSで徹底的にやってみようということなんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりであります。GPSをつけて、3つの群れがどういう行動履歴を取っているのかというのを調べて、それを来年の対策につなげていきたいと。檻をつけるか、まあそれは予算の関係がありますのであれなんですけれども、そういうような対策を取っていきたいということでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。

いずれにしても、イノシシとかシカとかというのは今回、大北地域でも、予算を取っていただいたというのは、シカとかイノシシ対策で、池田町とか隣の明科辺りが一つの、向こうから移ってくる、防波堤を造って退治しようということで今回予算取ったそうで、この白馬のほうの大北地域にはちょっと対象にならなくて残念だったんですが、まあそれはそれで、イノシシとかシカに対しては大きな力を発揮できるもんだというふうに思っておりますから、ぜひこれからも、村の中でもいろんなデータを取って、ぜひぜひ、農家の皆さんが労働意欲がなくなっていくようなことのないような施策をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと、質問が関連質問でスライドするんですけど、この6月4日に農水省のほうで2つの検討委員会から提言が出されたんですけど、人口減少時代に新たな農村施策と土地利用ということで対策があつて、例えば耕作放棄地や休耕地を生かした対策として、コロナ禍もあつて、都会からの若い方たちが移住対策も含めてこういう風光明媚なところへ来て、余っている休耕地とか荒廃地を活用した、何ていうんですか、「半農半X」という言葉を使っているそうで、まあマルチワークですね、いわゆるサイドビジネスではなくてダブルワークで、副業、2つの仕事あるいは3つの仕事を

持つというような意味で、そういう土地を生かした対策というのを農水省で発案したそうですので、そういうことも含めて、やれば、休耕地もお猿さんたちに荒らされたところがまた豊かな農地に変わっていけばいいというように私も思っていますので、こういうことについてはまたぜひ、いろんな情報を共有しながら、この村の休耕廃地を少しでも減らして、皆さんがまた自分たちで自分の食べる野菜ぐらい作りたいよねというような、都会の方たちがどんどん来たり、また本当に、農業の日本人は優秀な作り手ですから、そういった方たちがまた改めて自分の畑に戻って、そういう若い方たちに指導してもらえるような形の農業政策が取ればいいと思いますので、この鳥獣被害対策から絡めたところでちょっと話がスライドしてしまったんですけども、そんなことで、一生懸命この村を守ったり、あるいは魅力のあるとこに切り替えていくような施策をぜひよろしく願いたいと思います。

そういうことで、2つ答弁お答えいただいたんですが、いずれにしても、すぐ簡単に答えの出ることではないんですけども、みんなが、行政も、議会も、それから一般村民の人たちも、みんな力合わせてこの村をよくするということについて、私も協力していきますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上をもちまして、私の質問といたします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番尾川耕議員の一般質問を許します。5番尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） 5番尾川です。よろしくお願い致します。

この4月、初めて議員にならさせていただきました。本当に初めての経験なので、どうやってしゃべればいいのかも、それも一番バッターなので、1年生議員の一番バッターなので、どうやってしゃべっていけばいいかちょっとときどきしながら始めたいと思います。

それでは、新型コロナウイルス対策について質問いたします。ごめんなさい、マスク取ります。

昨年度、国がつくった総額4兆円の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、以下「交付金」と言います、を利用し、白馬村も約4億円の規模で計画を作り実施してきました。

令和2年度に既に、約2.9億円が使われ、今年度の5月の初め、ワクチン接種会場への高齢者へのタクシー利用券として700万円が計上され、臨時議会で承認されました。

この6月定例議会で、残りの約9,000万円の計画が提出され、これから議会で審議が始まります。

そこで白馬村の新型コロナウイルスの感染対策について質問いたします。

1、この夏、成人式やお盆などで帰省する人に対するコロナ感染対策はあるでしょうか。

2、交付金の各事業計画は、庁内でどのような手順で決め国に申請したのか。

3、交付金の白馬村の交付金額は、1次、2次、3次、それぞれ幾らでしたでしょうか。そして、その額を知ったのはいつでしょうか。

4、交付金を使い実施された宿泊事業者向け地域内観光需要喚起事業、宿泊クーポン約3,500万円。観光事業者向けの地域内観光需要喚起事業として割引クーポン500万円。そして、新しい生活様式に対応した泊食分離型の形態支援事業としてタクシー会社を利用したデリバリー支援など150万円は全て精算が終了していると思いますが、それぞれ利用した事業者数及び利用額の合計の利用実績を、各事業ごとに分けてお教えてください。

5、静岡県掛川市のように簡易抗原検査キットを購入し、備蓄または活用する意思はありますか。ある場合どのように活用しますか。具体的にお答えください。また、ない場合、その理由をお答えください。

6、観光関連事業者、個人に対してどのような経済対策を行なうとお考えでしょうか。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 尾川議員から新型コロナウイルスの対策について6項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の成人式やお盆などで帰省する人に対するコロナ感染対策はどの質問ですが、最初に、成人式について令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、1年延期をいたしました。本年は昨年実施できなかった20歳から21歳の年齢を対象に8月の15日に開催をする予定です。

新型コロナウイルス感染対策といたしましては、緊急事態宣言が発出されている都道府県からの出席者には、式典開催2週間前の来村及び健康観察をしていただくことやオンラインでの参加等も含めて現在検討しており、出席者への検温、手指消毒、マスク着用等の感染対策をしっかり行ない、県内外の感染状況等も踏まえ、対応をしてみたいと考えております。

次に、お盆などの帰省者につきましては、広報やホームページにより長野県新型コロナウイルス感染症対策にあります基本的対処方針等に沿った行動をお願いをしてみたいです。

県では都道府県をまたぐ移動は、3つの密の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるよう呼びかけています。

また、居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて、帰省の中止、延期を含め慎重な判断をお願いをするつもりです。

2点目の交付金に係る事業計画の手順についてお答えをいたします。

おおむね県から交付限度額の内示が来てから、各課に新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及

びポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現について効果的であり、かつ白馬村の実情に合わせて必要な事業を提案させ、課長会議で各課長等の意見も参考にしながら、最終的には理事者においてどの事業を行なうか決定をし、県に実施計画を提出をしているところでもあります。

3点目の本村の交付限度額を知った時期についてですが、県から、1次分は5月の1日に6,866万9,000円、2次分は6月24日に2億1,079万5,000円、3次分は2月2日に1億560万3,000円、2月10日に3次の追加、補助裏分として1,058万2,000円の内示額の連絡が届いたという状況であります。

4点目の交付金事業の実施状況についてお答えをいたしますが、初めに、宿泊事業者向け地域内観光需要喚起事業、いわゆる宿泊クーポン事業の実績について報告をいたします。

この事業に参画をした宿泊施設数は438件、その宿泊施設にクーポン原資として白馬村観光局から配分をした額は3,039万円です。また、その配分額を活用して精算が完了した換金額は2,406万4,275円、率にして79.2%でありました。

次に、観光事業者向け地域内観光需要喚起事業、いわゆるアクティビティクーポン事業であります。クーポン券が使える施設として登録された件数は、索道、土産店、アウトドア・インドアアクティビティ施設など43施設、クーポン券の販売実績は、一般販売分と宿泊施設や村内の旅行会社での販売分を合わせて3,311冊となりました。このクーポン券の換金額は1,938万4,500円であります。

最後に、新しい生活様式に対応した泊食分離形態促進支援事業であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宿泊観光客の減少が著しかったことから、白馬村交通事業者向け事業継続等緊急支援金交付要綱に基づき、事業継続の支援を図るためのタクシー事業者への支援と、新事業展開に取り組む貸切りバス事業者への支援に組み替えて実施をいたしました。

タクシー事業者の事業継続支援の実績は、村内の3事業者に対して、1事業者当たり10万円と事業に供する車両1台当たり3万円、3事業者合わせて22台分の合計96万円を交付をいたしました。

貸切りバス事業者の新規事業展開支援の実績は、ディナーデリバリー、システムの受発注管理システムの構築と配達代行に取り組んだ村内貸切りバス事業者に対し、新たな事業を展開するために要した経費が2分の1以内として定めた上限額の50万円を交付をいたしました。ディナーデリバリーに参画をした飲食店は4店舗、注文受注による配達実績は5件であります。

5点目の御質問の簡易抗原検査キットの購入と備蓄、活用についてであります。本定例会において補正予算第2号の中で関連予算を提出をしているところです。

村では、抗原検査キットの備蓄による検査体制の強化事業として、村内の観光事業者において感染者が発生した際に、行政検査の対象とならなかった者の迅速な一斉共通検査による早期の陽性確認、事業所内感染拡大を防止をするため、一斉共通検査に用いる抗原検査キット3,000セットを

村が購入し、備蓄をすることを計画をしております。

活用に当たっては、厚生労働省が示す病原体検査の指針に基づき、運用方法を定める必要があり、また、医療機関や保健所の全面的な理解と協力も必須となりますので、これらを早期に調整し、活用方法の確立を目指してまいります。

最後に、経済対策については、先ほどの質問同様に、本定例会において補正予算第2号の中で経済対策事業として、2021年地域支え合いプレミアム付き商品券事業に関連する予算を提出をしているところです。

4点目の御質問でお答えしたとおり、観光客を対象とした経済対策事業は都市圏を含む県外の感染状況に大きく左右され、利用実績が見込みを下回ることになりかねません。一方、プレミアム付き商品券事業は住民の消費を喚起し、これにより事業者を応援するといったものであり、昨年度の例を見ても感染状況によって利用が浮き沈みするようなことはないと考えています。

現在でも緊急事態宣言が発令をされている区域もあり、先行きは見通せない状況ですので、現時点で最も身近な需要の喚起につながるプレミアム付き商品券事業を実施することで、事業者支援に結び付けてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありますか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） とてもいい対策を考えていただいたと思っております。これから、議会の中で審議が始まりますけども、ここの一般質問の中で、私のほうからも幾つか質問させていただきます。

この夏の成人式や帰省に対するウイルス感染者に対する対策のことなんですけども、先ほど説明があったとおり、抗原検査キット及びPCR検査については、観光事業者対象だということをお聞きしました。しかし、これをせっかく夏休みに帰ってくる子供たち、そして、都会から戻ってくる若者たちに使ってあげることができないのかということがあります。どうお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今の取組でいきますと、PCR検査、それから抗原検査キット、対象は観光関連事業者というふうな組立てで進んでおりますが、今尾川議員から御提案のあった対象につきましても、予算的なことは観光費に盛ってあるんですけども、庁内の調整の中で対応できるのかなというふうには私は感じました。ですので、庁内の中で、その活用方法については、調整、検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） また非常にありがたいお言葉をいただきました。今回、抗原キットについても、3,000個という数字を大系タイムスでも見ました。それで、3,000個あれば十分足りるのか。

あと、PCR検査も含めて、結構な予算1,320万ですか、使っていると思います。やはり、ここで例えば小学校とか、中学校とか、高校とか、その他の施設でこういう感染者が発生すると、やはり早急に使うべきだと思います。この購入はいつごろになりそうでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 抗原検査キットの購入につきましては、議会が終わって予算が仮にお認めいただいたとして、7月ぐらいから調達に入っていこうかなと思います。ただ、抗原検査キットいろいろ調べますと、使用期間というのが定められていて、12か月というようなものが主に多かったです。ですので、一気に購入するというような形ではなくて、時期をずらしながら、購入しようかなということも考えております。

議長（太田伸子君） 質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） PCR検査のほうは技術が確立していますし、ほぼ病院等、あと東京であれば駅前できるところになっていると思います。しかし、抗原キットのほうは、やはりこれがいろいろ僕も調べてみると、承認がどこの承認なのかははっきりわからないものがたくさんあったりと、特にネットで出回っているものはそういうものが多いと思います。日本で薬事法に定められたやつは多分50個ぐらいしかないと思うんですけども、そういったことも考えながら購入は予定していますでしょうか。お答えください。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

もちろん厚生労働省が認可した製品というのを念頭にというか、絶対条件に選定します。

議長（太田伸子君） 質問ありませんか。尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） ありがとうございます。それで、来週からまたこの産業経済委員会とか、僕のほうは、実は総務社会委員会なので、直接この観光行政のことには触れることができないんですけども、ここで、例えばこの抗原キットをもう少したくさん買って、宿泊施設に安価で売却して、抗原検査セットつき宿泊プランみたいなものをこの夏から販売することができたなら、恐らくこの7月末には高齢者、65歳以上の方がワクチン接種がほぼ終了するということが見込まれているので、おじいちゃん、おばあちゃんと子供たちが仲良く白馬に遊びに来られるんじゃないか、安心して来られるんじゃないか、そういうことができないかと思っております。その点についていかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

先ほどの村長の答弁の中にも、活用方法についてはこれから確立していきますという前段で、医療機関と保健所との全面的な理解と協力が必要だというようなお話をさせていただきました。また、この抗原検査キットを村で備蓄しようというような考えを持ったときに、村内医療機関の方と

一度お話をする機会がありました。その中では、抗原検査キットというのは、陽性であるということとはわかるんだけど、陰性であるというはっきりした結論には至らないというようなことがありました。そのお話の中で、昨冬の例をその先生が持ち出したんですけども、持ち出したって言い方失礼ですけども、昨冬、まだ検査のキットの確立されていないタイミングだったと思うんですけども、インターネットで購入した抗原検査キットで自分は陰性であったと。その陰性であったということも腹にとどめて、普通の通常生活をしてしまったと。その結果感染拡大してしまったというような例がありますので、抗原検査キットの限界を知ること、それから、検査キットを用いて検査した後、その後の行動制限なんかも当然必要になってこようかと思っておりますので、そのあたりは、村のほうで保健所、医療機関の協力を得ながらコントロールしてまいりたいと思います。したがって、今御提案のあった宿泊施設に配ってプランでというような形はちょっと考えられないというか、やるつもりはありません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） この後の引き続きの審議のほうは産業経済委員会のほうで同輩議員の方々に一生懸命頑張っていただいて、検討していただきたいと思っております。それで、コロナの問題なんですけども、各課で分かれて考えるのではなく、やっぱり横断的にみんなで相談しながらコロナ対策を考えていくべきだと私は思っています。しかし、やはりコロナの問題、医療問題でもあるし、深い問題でもありますので、少なくとも1人、できれば数人、コロナ専用の、コロナを専門に考えるスタッフ、担当者をつくっていけばいいのかなと思っています。それをして、一生懸命調べていただいて、世界の情勢であるとか、国外のほかの地域の対策情勢見ながら、この庁内でその情報を共有しながら、今回、次にまた起こる何かのトラブルを未然に防いでいったりとか、この経済対策に生かしていけばいいのかなと考えます。そういったことの取組はできるでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、全般的なことにまたありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、専門的なスタッフという部分で申し上げますと、各課に専門的な者を置くというケースと、また組織立って1つの室なりそういうものを置くというケースがあろうかと思っております。なかなか村の現在の状況でいくと、職員数、実際には現状を満たしていないというような事実もありますので、それぞれがそれぞれの担当の中で、誰が何を必要としているのかという部分を集約をしながら、当然横断的というのについては課長会議等で意見を交わし、若い年代がないのか、事業者に対して薄いところがないのか、そこら辺については庁内で調整をさせていただいているというところがございます。その他の自治体につきましても、同様に臨時交付金というのは交付をされておりますので、この事例というのは、内閣府のホームページでも見られるようになっていくということで、それぞれ計画のほうを拝見させていただくと、似たような事業というのが並んでいるというのも1つの要

素ではありますが、その中で白馬の特性を生かすため、また観光等の産業を生かすためにどういうふうにしていくのか、この辺については、いろいろと地域の皆さんとも意見を交わしながら、実際にどういうものを仕立てていくのかという部分を庁内で練っているということでもありますので、なかなか専門的なスタッフを置くという御質問に対しては厳しいというお答えをさせていただきたいと思います。ただ、庁内全体で取り組んでいるということは事実でございますので、その点についてはご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） それでは、次に進みます。

具体的に、宿泊クーポンであるとか、アクティビティクーポンのことについて聞きたいと思います。今回、こういうふうなクーポン券を作った、これは実際は去年の話なんですけども、去年の夏ぐらいに作ったと思いますけども、そのときに、どのようにこのクーポンのことを考えたのか。具体的に言うと、事業者にアンケートを取ったのかとか、住民のニーズをどういうふうにすくい上げたのか、そういった何かをされたというのがありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

宿泊クーポン、この組立てに当たりましては、その前段で観光協会の皆さん、それから村内の宿泊ホテルの皆さんが集まっている協議会があるんですけども、そこから、こういった観光クーポン、経済対策をやってください、こういうような形でというような御要望を一度お受けいたしました。その要望を受けて、白馬村役場とそれから観光局の中で、それを精度を高めて具体化したというような流れで事業化したものであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） わかりました。インタビューされたということは、非常にいいことだと思っております。しかし、実際これが事業が終わり、春を迎えましたけども、宿の方々にインタビューをしました。やはり、クーポンの数が、割り当てられている数が少なかったりとか、そういう問題があったので、特に小さな宿、部屋数が10部屋程度のような非常に小さな宿なんかは、昔からのおなじみさんがやってくるだけで、それもそもそも泊まる予定だった方々に使っていただく、逆にこれをおなじみさんに使わずに、それを置いて新しいお客さんを呼ぶ、誘客するというのはやっぱり宿のほうとしては非常に心苦しい対応になると思います。だから、やはりおなじみさんに使ってしまったということで、結果的には経済効果につながっていないというような声を結構多数いただきました。この点は、需要喚起ということでこのクーポン券を設定されていますけども、どうお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

先ほどの宿泊クーポンの参加施設、438というふうに村長答弁でお答えいたしました。その中で、全部使った、全然使わなかったみたいな数字、ちょっと調べてみたんですけども、配分されたんですけども、全く利用しなかったというのが71件ありました。また配分額全て使用しなかったという宿が171件ありました。ですので、今尾川議員さんがいろんな宿泊施設からヒアリングされた意見、そういった要因があるかと思います。次の事業に向けては、こういった数字的な結果、それから使ってみた事業者の声みたいなのを次の事業には生かしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） しっかり皆さんの宿の方、あと住民の方の声を聞きながら、政策を決めていただいて、実行していただきたいと思います。

そこで、このやっぱりコロナの問題っちゅうのは、日々日々変わっていくというか、この冬に本当に終わるのか、ワクチン接種が国内中わり切り切って、そのまま収束していくのか、もちろんまだ海外の方は来られないかもしれないですけども、収束していくのか、変異株の問題もあるので、常に注意しながら行動していかないといけないと思っております。この緊急な事態の中で、各事業者とか、各個人、住民の方々にどういった形でインタビューするのか、意見を聞くのかということで、例えばインターネットを利用してアンケートを取るとか、実際終わった方々にもインターネットを使ってメールで回答を寄せてもらうとかというような俊敏な動きができるようなシステム、システムと言うほどでもないんですけども、最近ですと、観光局がクーポン券の登録者に対してはグループのフォームを使って登録していただくとか、そういったことをやっていると思うんですよ。簡単にこれはちょっとコンピューターができる職員がいれば、すぐできると思います。そういった仕組みを構築する予定はありませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 事業者の声を聞くというような形、対面というのも一番は対面だと思うんですけども、今のこの状況を考えますと、なかなか難しいのかなというふうに、やるべきではないなというふうに考えておりますので、インターネットを使って、皆さんの御意見、御提案を聞くというような形はぜひ取っていききたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） ありがとうございます。やっぱり、本当に住民の方とあと事業者の方とコミュニケーションを取りながらいろいろ村づくりをやっていたほうが確実に進んでいき、またみんなが納得しながら進んでいくと思います。ぜひやっていただきたいと思います。

そこで最後になりますけども、隣の小谷村では、議会の中にコロナ対策委員会のようなものつくって、今年の春なんですけども、宿泊施設の灯油の補助として、30%の補助をするということをやりました。これは、議会のほうで発案して、小谷村の行政に働きかけてやっただけなんですけども、それが実現して、できたというふうに聞いております。私ども、今回初議員とならせていただきましたけども、しっかり僕ら議員の仲間とも、こういうこともしっかり話し合いながら、皆さんに伝えていきたい、提案していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第5番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時39分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2番横川恒夫議員の一般質問を許します。第2番横川恒夫議員。

第2番（横川恒夫君） 2番横川恒夫です。本日は、2つの質問を考えています。

質問1、スノーハープの利活用について。

コロナ禍において、村の経済は大打撃を受けています。早くこの状況を抜け出したいものです。コロナ収束を見据えた中で、東山の開発ではなく、東山の活用はいかがでしょうか。現在、東山の里山整備事業が行なわれています。作業道路を利用しスノーハープとつなげてみてはいかがでしょうか。オリンピックで使用したスノーハープですが、その後の利用が少ないのではないかと考えます。

そこで、以下についてお伺います。

1、現在の利用状況と過去3年くらいの利用状況をお伺いします。

2つ目、現在、飯田地区で里山森林整備事業を行なっています。堀之内・三日市場地区まで整備されると、作業道路を利用して、スノーハープとグリーンスポーツがつながります。夏と冬の観光に活用したいと考えますが、いかがですか。考えをお伺いします。

3、スノーハープの夏の利活用ですが、スポーツを主体として合宿を誘致し、観光産業の発展になればと思いますが、どうでしょうか。お考えを伺います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横川議員からは、スノーハープの利活用について3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のスノーハープの利用状況についてお答えをいたしますが、4月以降、現在ではランニングとローラースキーの週末の利用者を中心に利用がありますが、過去3年の利用者数につきまして

は、概算数値ですが、平成30年度が夏は1万1,000人、冬は3,000人であります。

令和元年度が夏は9,800人、冬は500人で、冬が少ないのは、近年まれに見る雪不足によるものであります。

令和2年度が夏は2,800人、新型コロナウイルスの感染症対策の影響で、例年の3分の1の利用者数でありました。逆に冬は4,100人と例年より1,000人ほど多い数値となっております。1月から2月にかけて村内における感染者数が著しく増加した時期でありましたが、そのような中でも、密を避け自然の中でクロスカントリーを楽しむ県内及び村内からの利用者が多い傾向でありました。

さらに、もう少しさかのぼって利用者の推移を見てみますと、夏の利用者数については、平成15年ころは1,800人ほどでありましたが、平成20年代になりますと順調に伸び1万人を超える年もありました。

平成28年度が最高で1万2,000人の利用者となっております。これはサッカー合宿の試合での利用増加が主な要因であります。当初、夏の利用者数は冬の利用者数を下回っておりましたが、平成22年度からは夏の利用者数が冬を上回り、順調に伸びております。

冬の利用者については、夏に比べ利用者の増加傾向は見られませんが、平成17年度以降では、3,000人から3,500人ほどで推移しており、最も多かったのが平成26年、27年で、両年とも6,000人を上回ったといった結果であります。

2点目の飯田地区で行なっている里山森林整備事業を堀之内・三日市場地区まで整備されると、スノーハーブとグリーンスポーツがつながることとなり、これを観光への活用についての考えの御質問ですが、飯田地区の森林整備は令和2年度から令和4年度までの計画で間伐作業や作業道設置を行なっています。

堀之内・三日市場地区でも森林整備の計画があり、今年度は、大北森林組合が地区説明を実施する予定と伺っております。森林所有者の御理解が前提となりますが、これらの整備終了後に作業道を利用して森林内散策や北アルプスの景観を眺望することは、東山の観光活用につながり、大きな可能性を感じております。ただ、利活用に当たっては維持と管理は付き物であります。この部分の検討が置き去りにされるケースも散見されます。利活用に当たっては、維持と管理をセットで考え、持続可能な取組になることを期待をしているところであります。

最後に、スノーハーブの夏の利活用についての御質問ですが、例年、夏はサッカー、ローラースキーを主体に、ランニング、マウンテンバイク等のスポーツに利用をいただいております。

合宿では、県内外のサッカーが多く、また、ノルディック複合のナショナルのトレーニングセンターの指定を受けているこの施設は、ローラースキーの合宿での利用も増加をしております。

コロナ禍のため、夏の利用者数の回復には厳しい状況が続いておりますが、2点目でお答えをした、里山森林整備事業の作業道路の整備による維持と管理をセットで考えるといった前提条件には

なりますが、グリーンスポーツとスノーハープが結ばれた場合、魅力がさらに高まりランニングやウォーキングまたは散策等での利用も増加することが見込まれるため、サッカー、ローラースキーの合宿とともに、ランニング関係を中心とした合宿の誘致も核として図っていくことができるものと考えます。また、スノーハープの管理を委託している白馬村スキークラブとも連携をし、施設の魅力アップと利用者の増加を図ってまいりたいというふうに思っております。

横川議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問ありませんか。横川恒夫議員。

第2番（横川恒夫君） 最近のスポーツの傾向ですけれども、競技を目指す競技志向という捉え方と、また健康を重視した健康志向の取り方、それからまた、遊び志向のスポーツという、大きく分けたらそのように分かれるんじゃないかと考えます。そういう中で、スノーハープ、今の施設、お金をかけていろいろするというのではなく、今ある施設の中で、遊びの志向とか健康志向、特に健康志向のほうは、オリンピックのときに利用したコース、今でも全て使えるわけではないと思うんですけれども、使える範囲内で健康志向であるんだったら、ランニングとかジョギングとか、その他いろいろ考えられると思うんですけれども、競技志向に限らず、そういう志向だけでなく幅広く外にアピールをして、楽しんでもらえたらなと考える中で、作業道路がもしつながったとしたら、そういう中で歩いたり走ったりすることで、もっとまた誘客がいいんじゃないか、というふうに考えます。特に、観光地、白馬村においては、夏も頑張ってお客さんをいっぱい入れたい。そういう中で、個々のお客さんもメインでありますけれども、やはり団体のお客さんが入っていただいて、スノーハープを多く利用していただければ、いいなと考えます。そういう中で、スノーハープ、今の現状のままでいいのかという私はもう少しアピールの仕方を考えて、夏の団体さんを入れる、特にあそこは駐車場も十分ありますので、活用方法は幾らもあろうかと思えます。そういう中で、先ほど指摘がありましたけれども、維持、管理の問題ですけれども、やっぱり維持、管理が大変なところだと思えますけれども、やっぱり地元の皆さんに、特に地主の皆さん、森林整備に携わる地主の皆さんを初め、観光、特に宿泊関係の皆さんにも協力を願って維持管理の方向を考えたいと思えますけれども、村として、今の施設のままでいいとは思っていないと思うんですけれども、今後についてあそこの施設をどういうふうに持っていかをお聞きしたいと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。生涯学習スポーツ課長、松澤課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

まず、横川議員御指摘のこれからは競技志向のみではなく、スノーハープの利用として健康志向それから遊び志向、そういったことにも注目をしていくべきではないかという点でございますけれども、確かに、今までは競技志向という関係でサッカー、それからローラースキーがある程度実績を上げてきたというところがありますけれども、まず健康志向というところ、スポーツ課のほうとしても、これから伸ばしていかなければいけないというふうには認識しておりまして、具体的に言

いますと、健康志向ということからすると、村民の健康、実際に外部からのお客さんの利用が多いんですけども、体育協会ですとか、スポーツ指導員の皆さんによる村民のスノーハープにおける利用をもっと身近に感じていただくような、村民の人にもっと使っていただきたい、そして健康増進に使っていききたいというところをもう少し力を入れていかなければいけないというふうに認識しております。

もう1点、遊び志向も大切ではないかという御指摘いただきましたけれども、それにつきましても、このコロナでリモートワークとか、白馬のほうにもお越しいただくお客さんおりますけれども、それとも絡めまして、ワーケーションと申すんでしょうか、リモートワークをしながらそのパッケージをするという、そういったこともあろうかと思ひまして、白馬でリモートワークをする、その合間に気分転換にスノーハープで軽くジョギングをしていただいたり、ノルディックウォーキングをやっていたりだとか、そういった今までスノーハープを利用しなかったお客様も遊び志向の感覚で取り込んで、利用者を少しでも増やしていきたいということは重要なことだというふうに認識しております。

それから、最後に今の施設の管理についても、御指摘いただきましたけれども、長野オリンピックで使いました施設、その後も橋の改修ですとか、メイン会場の水はけをよくする工事ですとか、そういったことを行なってきたしております。大規模施設だけに、いろんな維持、それから修繕の費用というのは、非常に大きなものがかかっております。ここ、近年中にも国旗掲揚塔のところの土手が一部崩落しているところにもある程度大きな予算を割り、改修工事というのをしなければいけませんけれども、今後は、辺地債の利用というところもありますけれども、計画的に大規模改修を行ないつつ、少しでも利用を村民、それから県外の方も含めて増やしていくということで考えてございます。

説明につきましては以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） やはりスノーハープが村のお荷物にならないように、多くの利用者ができて、村民の皆さんもそこで楽しめるようなことを私は願います。

続きまして、質問2に移らせていただきます。空き家対策についてです。

村を離れる人、移住してくる人、様々な状況の中で、村の人口も変化をしています。2005年の約9,500人をピークに、2020年には約8,500人となっています。環境の悪化や治安の低下などが懸念され、景観にも影響する中、空き家が増えています。古くなって危険を感じる空き家も少なくありません。そこでお伺います。

村内の現状、空き家の数をお伺いします。

2、移住者、若い人たちが選んでくれる場所はよいのですが、そうでない場所で放置された家は、倒壊する恐れもある状況です。危険だとはっきりわかる空き家について、どのような対策をしてい

くのかをお伺います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 空き家対策について、2項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、村内の現状、空き家の数についてお答えをいたします。

まず、空き家の法律上の定義を触れさせていただきますが、空家等対策の推進に関する特別措置法2条第1項では、「空き家等とは、建築物またはこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、立木その他の土地に定着するものを含む、をいう。ただし、国または地方公共団体が所有をし、または管理するものを除く」と規定をされております。

同じく第2項では「特定空家等」いわゆる廃屋の定義であります、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空き家等をいう」と規定をされております。

さらに、第3条では、空き家等の所有者等の責務として、「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする」とし、第4条では、市町村の責務として、「空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」という努力規定があります。

当村では平成26年の法律の施行後、村の責務として各区長や別荘管理事務所に協力をお願いをし、各地区の実態調査を実施をしております。

御存じのとおり白馬村には、別荘等により不定期に訪れる方も多くいます。したがって、実態調査の前段として、法は法として、村として、どのような物件を空き家とみなせば適切なのか関係者にお聞きをしたところ、「3年から4年おきに訪れる方は大変多いので、5年ぐらい訪れた形跡のない物件を対象とすればどうか」とのアドバイスを受け、それに加え地域として困っている物件があればということ为前提に、調査を実施いたしました。

これらの前提条件をもとに、各区の空き家を地図に記していただくとともに、集落支援員による聞き込み調査も実施をしております。聞き込み調査の際には区としては困っていない、事情があるのでそっとしておいてほしいという物件もありましたが、その後の対象の所有者全員に意向調査を実施しております。

所有者それぞれに様々な御事情があり、空き家、ましてや廃屋という言葉に憤慨される方もいらっしゃいました。

前段が少し長くなりましたが、空き家として現在は14件が台帳に記載をされており、台帳の整備につきましては随時継続をして行なっているところであります。

次に、危険だとはっきりわかる空き家についてどのような対策をしていくかについてですが、御質問の内容は、先ほど説明をいたしました法律において特定空家に該当するケースになりますが、村としましては、第3条の空き家等の所有者等の責務が最も重要であると考えています。

現在、村では、環境の保全と景観形成に資する廃屋対策の一環として、廃屋対策事業補助金があります。これは行政区が行なう廃屋の解体撤去事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものであり、御相談があった場合にはこの活用をお願いをしているところであります。

いずれにいたしましても、なるべく廃屋といった状況に進まないよう、「自分の財産は自分で処理する」を大前提に、関係する皆様と手段を講じていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

横川議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 村の中にも、美しい村と快適な生活環境を守る条例ということで、第2章第15条のところに書かれているわけですが、やはり、全てが守れない、はっきり、倒壊寸前の家がある以上、事が起きてからの対応ではなく、防ぐ努力は必要ではないかと。条例は条例でうたってはいるんですけれども、本当に守っていただく中でいけば問題はないと思うんですけれども、なかなか予定どおりいかなくて、放置のままという、私が一番心配するのは、事故、事件があつてからの対応ではなく、防ぐ努力というところを考えなければいけないと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、防ぐ努力という点につきましては、村長の答弁の中にもありましたけども、関係者に対して通知をしているということで、それぞれの保存状態が悪い物件については、村のほうから直接所有者に対して是正等の通知を出させていただいているという状況でございます。ですので、村とすれば、先ほどの法律上の特定空家というところに至らないように、各所有者の責任を持って対応していただくというのがまず第一前提になります。

次の段階として考えられるのは、所有者がはっきりしていながらいわゆる廃屋になっているケース。それと、所有者等が不明、または相続を放棄している等で所有者自体がいないという廃屋、この2つのケースというのが今後において考えられるんですけれども、まず、所有者がいる場合には、先ほどの補助金を活用していただくというのも1つにはなります。法律上で実際に実行できるのは、行政代執行というもので、いわゆるその建物を撤去すること自体は可能というふうになります。所有者不明の場合においては、相手がおられませんので略式代執行ということで、村が事業主体

となってやるということになっています。2つのケース、いずれも多額の費用がかかってくるということが来るのと、所有者がわかっている場合には、代執行ですので、基本的に本人に代わり行政がやるということなんですが、国が定めているガイドラインでも実際にこれを徴収するのは非常に難しいということが現実としてあります。不明者の場合の略式代執行については民事訴訟となりますので、これはほぼ村がそれを肩代わりしてやらなければならないということになるということがあり、できる限り所有者に対応していただくということになります。では、本当にこれを実際にやらなきゃいけない場合にどうするのかという部分についても国のガイドラインでは触れておらず、これを行政代執行の場合はまだ相手がいるんでいいんですけども、略式代執行の場合には、その費用について、いわゆるそれを行政がやるべきかどうかということ異議を唱える住民の方というのも、先進地のところでもありますので、これが住民訴訟であったり、いわゆる裁判に発展するケースということも指摘をされておりますので、まずはその状態になったときに、何の法律を引用して執行するのかという部分については、庁内でしっかり議論すべきというふうに聞いております。これは、建築基準法であったり、消防法であったり、道路法、これは立木等があった場合というふうになりますけども、それと災害対策基本法、それぞれの法律のどれを用いてやるのかということになってきますので、実際に実行に移るといことになりましたら、法律の規定でいう協議会の組織の立ち上げとか、そこら辺も出てくるので、そういうものを経て実際にはやるという手続上は法律上では規定はされておりますけども、そこに行くことによって多額の負担が生じることがないようにできるだけ現在は努めているということでもありますので、地域の皆さんからもそうなる前に声をいただければ、行政のほうではしっかりと通知も出させていただきますし、管理している方にも直接通知を出すということもやっておりますので、そういうふうにならないように皆さんと協力をさせていただければというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） この問題については、長年ずっと続いてきている問題であることは承知しています。全国テレビもよくやって、こんな建物がどうしてここに建っているのみたいのを聞く中で、村の中にもそういうものがあってほしくないというふうに思っています。私が心配するのは、やっぱり高齢者、また小さいお子さんたちが国道沿いの脇道の狭いところを通行するときに、そういう建物があつたときに、事件が起きたり、事故が起きたりしてからではなく、早い対策というところで今質問したところですけれども、難しい問題があることはわかりますが、できるだけ空き家の数を減らして、危険なものは撤去できるような方法を取っていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問は終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第2番横川恒夫議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時14分

議長（太田伸子君） 会議を再開します。

第3番切久保達也議員の一般質問を許します。第3番切久保達也議員。

第3番（切久保達也君） 議員第3番切久保達也、一般質問をさせていただきます。初めての一般質問であり大変緊張しております。再質問のときには少し理解できないような質問になる可能性もあるわけですがお許しいただきたいと思います。

質問事項は2点、SDG sを意識した誘客施策について、白馬高校の現状についてです。

まず初めに1番、SDG sを意識した誘客施策について。

現在、白馬村は気候非常事態宣言をした村としてSDG sの取組に注目が集まるところであります。観光地白馬としてのSDG sプログラムの商品化が具体的なものとなり、教育旅行の誘致活動を行なっている学習旅行誘致推進協議会、県観光機構内の協議会であり白馬支部が進めているところです。SDG sの村行政全体の取組や企業、個人事業者及び中学、高等学校の取組などを広く紹介、体験していただくプログラムとなっております。現在のプログラム数は少なく、今後、より多くの取組事例があることで充実した商品となります。しかし学習旅行誘致推進協議会の動きだけではそのプログラム開発スピードも遅くなることから、行政の関わり、リードが重要となると考えております。

ここで添付した資料を御覧いただきたいと思います。一般質問添付書類P1というのがございます。左に目的、テーマ、学習内容等が書かれております。こちらの資料は学校のほうへ事前学習の資料としてお送りするものでございます。これは村内の企業でSDG sに取り組んでいただいている企業のものでございます。

学習内容には、上から3番目のところに「災害は急激に来るのに対して環境負荷は徐々に影響を与える」、次に「砂防施設を観光場所として推進する計画がある。カック、ダムが観光名所となっているように」というようなことが書いてあります。また、その下にはSDG sの17の目標の9、11、12、13というふうに表示がございます。こちらの企業がこちらの番号に取り組んでいるといった内容のものとなっております。

戻ります。アウトドア体験が盛んな白馬村において雨天対策にも期待がかかり、企業研修なども考えられ、今後問合せが多くなってくると期待されています。

そこで以下のことについてお伺いいたします。

1、役場のそれぞれの課ではSDG s 17の目標に関連した業務を行なっていると思いますが、各課窓口にSDG s目標の何番に取り組んでいるのか看板表示をするお考えはございませんか。

2、SDG sプログラムは官民一体の取組としなければ商品として魅力的にならないと思います。村内企業への今後のSDG s目標の取組アドバイスや旅行プログラムへの参加促進にも村が率先し

で取り組んでいくことが必要と考えています。村全体を把握している役場にSDGsプログラムを広く統括する担当窓口設置、もしくは専任担当者を望みますが、お考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 切久保議員からSDGsを意識した誘客施策について2項目の質問をいただいております。

1つ目の各課の窓口にSDGsの目標の何番に取り組んでいるか看板を表示する考えについて、2つ目のSDGsを広く統括する担当窓口の設置、もしくは専任担当者の設置につきましては関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

SDGsは、人類が地球で暮らし続けるための道しるべで、17の目標と169のターゲットで構成をされており、誰一人取り残さない経済、社会、環境を目指す持続可能な開発目標となります。

村としまして、この17の目標と169のターゲット全てについて常に意識し、誰一人取り残さない経済、社会、環境を目指し、各課において先ほどの全ての項目を意識することにより日々の業務に取り組んでいるところです。

したがいまして、各課があえて何番目に取り組んでいるかとの表示看板を設置する予定はございませんが、村の基本計画である第5次総合計画後期計画の小分類につきましては、便宜上SDGsの目標との関係をお示しをしていることをご理解いただきたいというふうに思います。

また、統括する窓口については、現在総務課の企画係で受けておりますが、個別の事内容につきましては、それぞれの担当課にご相談をいただくこととなりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

1点目のSDGsに対する答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 再質問させていただきます。

担当者の窓口一本化が望ましいと考えるその理由といたしまして、文部科学省によって定められる学習指導要領ですが、世界情勢や社会の変化に応じておよそ10年に1度改正されています。

今回の改正により文科省の学習指導要領には総合学習のカリキュラムにSDGsプログラムを取り入れ、SDGsの担い手を育成することとあります。小学校は2020年度、中学校は21年度、そして高校は22年度から新指導学習指導要領が全面実施されます。今回の改正で注目されているのは、持続可能な社会のつくり手の育成が明記されたことです。つまり、SDGsの担い手を教育の現場から育成することが目指されるようになったのです。

このことから課外授業の取組にSDGsの取組が求められ、教育旅行の現場には商品化が求められ、先進的な取組を学べる教育旅行を白馬村がリードするべきというふうに考えていますが、お考えをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 村長答弁にもありましたとおり、まず担当者につきましては、SDGs自体の17の目標というのはどの課が何番というものを具体的にお示しをするというものでなく全体で取り組むというところがありますので、便宜上一つの窓口としては総務課の中に置かせていただいているというのが実態でございます。

切久保議員のご指摘にありますこれを学習旅行で使うというようなプログラムを考える場合というふうになれば、例えば学習旅行の協議会等でボトムアップ型でそれを吸い上げ、何をフォーカスしていくのかということを決めて我々の総務のほうの窓口に言っていただくと、その仲介役にはもちろん立たせていただくということでございます。

ですので、今回の資料でいきますと防災や砂防等になりますから、例えば例でいきますと建設や総務、その他いろんなカリキュラムがあるかと思しますので、その辺をボトムアップとして吸い上げたものをどういうふうにするのか、こちら辺を具体的にお示しいただければ各課に案内し、総務のほうでも当然のことながら関わりをさせていただきたいというふうに思っておりますので、あえてそれぞれの担当は置かないというようなことで考えているということをご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありますか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） もう1点質問させていただきます。

SDGsの目標には環境や社会に貢献しつつ収益性を求める考えがあります。企業にとっては環境よりも経済優先、利益優先という意識、これまでは当然の考えでした。しかし、それにより環境問題や社会課題がビジネスや生活に影響を及ぼしました。社会全体の意識が変わり出し、企業や投資家の意識も変わりつつあります。

数年前であれば環境や社会課題は重要視されず、利益を第一に考えられてきました。しかし、最近ではなぜ環境へ投資していないのか、全く逆になってきています。評価への観点が大きく変化していることは既に感じ取れるのではないかと思います。観光地に対する評価も同様に大きな変化が起きていると私は考えています。

そのような流れの中で、大手旅行代理店はまず教育旅行の分野から白馬に期待をかけていることに対してどのようにお考えをお持ちかお伺いします。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今切久保議員がおっしゃったように観光地としての競争力という点で見ると、今であれば感染症対策、衛生対策が一つ競争のポイントになるかと思うんですけど、これからこの先考えるときに環境対策をいかにやっているのかとか、あとはSDGsにどれぐらい真剣に取り組んでいるのかとい

うのが競争のポイントになるかと思えます。そのあたりを高めていけば大手旅行会社、また学校からも選ばれる観光地になるのかなというふうには考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） この春の来村予定の学校なんですがコロナにより中止、または延期です。非常に厳しい状況になっております。

ハクババレーツーリズムの令和2年度活動状況報告書、こちらのほうにコロナ終息後の観光回復では日本人来場者で2019年水準に戻るのに2年から3年、インバウンドにおいては3年から4年と予測されています。そのような中で、ある程度計算できる教育旅行の分野では2019年度では72校、1万5,161人泊という実績でございます。現在も問合せは同等の学校数の問合せが来ているというふうに伺っております。

本来この5月、6月に修学旅行を計画していた学校は白馬に来る予定だった学校ではありませんが、緊急事態宣言を受け、遠方の沖縄や北海道を中止し、近いところで秋に実施をしたいと検討しているということもあり、白馬村のSDGsプログラムに大変期待がかかっているところです。

推進協議会のほうも準備に3年程度かかっておりまして、他の観光地でもこういったことはすぐに対応できないというふうに考えております。今後、問合せは非常に増えていくというふうに考えておりますので、また対応のほうはよろしくお願ひしたいと思えます。

1つ目の質問は以上です。

次の質問に入ります。白馬高校の現状について。

白馬高校は地元存在する地域に根付いた高校として、地域貢献する人材輩出を期待されていましたが、2014年に全校生徒147名となり県教育委員会の基準を下回り、再編対象となりましたが、村として予算支援し、魅力化改革を行なってきました。

白馬村として観光業界で活躍する人材育成を目指し国際観光科を新設し、全国募集で生徒を募りました。17年度には200名を超えるまでに回復をし、今年で国際観光科発足6年目を迎えました。しかし、2020年度から再び減少していると聞いています。

そこで、次のことをお伺いします。

1、今年度の在校生は何名でしょう。

2、減少した原因はどこにあるとお考えですか。

3、現在は中山間地域存立校ということになっておりますが、中間山地存立特定校になった場合の村長のプラン、お考えはございますでしょうか。お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 切久保議員の白馬高校の現状について、3項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の白馬高校の現状についてお答えをいたしますが、まず令和3年度の在校生徒数であります。5月1日現在、男子79名、女子84名、計163名です。学年別では1年生48名、2年生53名、3年生62名で、専攻別では普通科75名、国際観光科88名の現状であります。

2点目の2020年度から生徒数が減少している原因をどう考えるかであります。先日、白馬山麓の事務組合高校支援係がこの件について白馬高校の校長先生、そしてまたは教頭先生と話をする機会があり伺ったところ、まず避けがたい事実として地元中学生の生徒数の減少があります。

現在、白馬中、小谷中の卒業生は4年前103名に対し、今年3月の卒業生は83名に減少しております。そして今年度入学については、コロナ禍の影響は非常に大きいということでありました。

令和元年度までは全国募集説明会を東京銀座NAGANOで4回、名古屋で1回、大阪で1回、合計6回行なったほか、体験入寮などを行なう募集活動を行なってまいりましたが、令和2年度は、新型コロナにより全国募集の説明会が全て中止となり、白馬高校において個別によるリモート説明で補いましたが、国際観光科の入学者は県内2名、県外8名にとどまりました。

各地で新型コロナによる学生寮の集団感染が発生をしたことも要因の一つと考えられますし、近年、高校入試、大学入試ともに自宅から通学できる学校を選択する傾向があるほか、部活動の選択肢が広い高校を選ぶ傾向もあるということも要因ではないかと高校では分析をしております。また、白馬高校や地域の取組を紹介する場が限られたことにより、魅力のある白馬高校を伝え切れなかったことも要因ではないかと考えております。

減少傾向に歯止めをかけるため、魅力のある白馬高校を全国に広めるべく、令和3年度においては島根県が幹事となり全国募集を行なっている地域みらい留学に参加をし、全国40の団体と共に地方創生推進交付金を活用した全国募集を展開して、白馬高校の魅力、地域の魅力について白馬高校と協力しながら取り組んでいるところです。

最後に、仮に白馬高校が中山間地存立特定校になった場合に私がどう考えるかとの質問ですが、正直今の段階でそこまでの想定はしておりません。

長野県教育委員会では、高校教育を新たな学びへと変革するため、新たな教育の推進と新たな高校づくりに一体的に取り組むことを基本理念とした学びの改革基本構想を平成29年3月に策定いたしました。

その中で立地の特性を活かした高校づくりを進めるために異なる基準を設け、都市部存立校と中山間地存立校という考え方を導入し、都市部存立校は規模の大きさを活かし、中山間地存立校は将来、生徒が地域を担う人材に成長できるよう、地域の支援を受けながら地域や仲間、教師との密接な触れ合いの中で自己実現を図ることができる高校づくりを進めるとしており、旧12通学区の3校はこの位置づけがされています。この小規模校ならではの生徒に寄り添い、きめ細やかな支援ができる中山間地の存立校の考え方は賛同するところであります。

議員ご質問の中山間地の存立特定校、いわゆる特定校の指定は、再編基準に抵触し、再編対象と

なった場合に他校との統合、地域のキャンパス化、募集停止とともに選択肢にあるもので、例えば県境に近い高校で廃校になることにより他県の高校に行かざるを得ないなどの条件を満たした場合、例外措置として県教育委員会が指定を検討することであり、特定校は1学級の募集でも存立可能な道というふうに認識をしております。

仮に白馬高校が再編対象になった場合には、平成28年の国際観光科の開設に向けて、白馬高校を育てる懇話会、魅力づくり検討委員会、将来を考える会、さらには村民大会など様々な組織における取組が行なわれた経緯を考えますと、中山間地存立特定校の指定の選択が適切だとは考えております。

ただし、県内では特定校の指定を受けた高校はなく、指定の先、こういった対応があるのかも不透明であります。先に述べたように、今は再編基準抵触を回避をするため山麓組合高校支援係が高校と連携し、白馬高校魅力化に向け様々な取組を行なっておりますので、その成果を期待をしているところであります。

申すまでもなく、ここ10年以上にわたり白馬高校存続は白馬、小谷両村にとって大変大きな課題であります。切久保議員におかれましてはスキー部で大活躍をされたOBでもあり、高校支援を所管する白馬山麓事務組合の議会議員ともなられましたので、課題解決に向けたご指導やご協力をお願いをするところであります。

切久保議員の白馬高校の現状についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 再質問させていただきます。

現在の在校生が163名ということで再編基準に近い数字に落ちてきているということで、私も白馬高校のOBとしましても大変危惧するところであります。今のお話ですと地元中学校からの入学者が伸びていないというようなお話であります。

白馬高校は将来の地域人材のために観光国際科ができ、観光に携わる人材の輩出を大きな特徴としているわけなんですけれども、先ほども少しお話に触れましたが、私も白馬高校のスキー部に大変お世話になりまして、白馬村にはスキー部にお世話になった人材が多数いるわけなんです、そのような人材を活かしつつスキー部を充実させていくようなお考えはございませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） それではお答えいたします。

今スキー部の充実といったご意見がありました。私も個人的に知り合いが白馬校スキー部の顧問的なポジションにおりますので、ぜひ白馬中、小谷中に出向いて誘ってほしいという願いはしてまいりました。

あと今週月曜日には白馬高校の学校運営協議会という組織があるんですけれども、その会議がまたありまして、やはりOB全体の盛り上げをぜひ図っていきたいというふうに考えております。議

員もスキー部のOBということで存じ上げておりますけれども、どうもOB会に任せると、もうOB会の事業で終わっているようなところがあるので、ぜひOBが率先して自分の出身校を盛り上げていくみたいな活動ができないかというようなことも呼びかけていきたいというふうに山麓組合とは話し合っているところでありますので、ぜひご協力いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 細かい質問はたくさんあるんですが、今副村長からお話があったように山麓事務組合のほうでまた具体的に考えていきたいということでございます。私も山麓組合のほうでより細かい質問をまたさせていただきたい、そのように考えております。

私からの質問は以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので第3番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月11日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日6月11日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

令和3年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和3年6月11日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和3年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和3年6月11日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。5名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は5名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。10番議員、日本共産党の加藤亮輔です。

今回の村会議員選挙に当たって、新型コロナ対策と社会保障の増進、地球温暖化防止、村民と一体の村づくりを訴え、再び議会で発言できる機会を得ることができました。

今回は公約である新型コロナ対策と社会保障の一つである高齢者福祉計画についての2点質問いたします。

質問するに当たり、今回答弁を担当する健康福祉課長の家庭で不幸があったということを知り、私心痛めていますけど、質問のほうよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

では、1点目の新型コロナウイルス対策について質問をいたします。質問は2点です。

1つ目は、今、村民の一番関心の高いワクチン接種についてです。村の接種が5月11日に始まり、80人接種したと新聞報道で知りました。接種の進行状況やスケジュールなど関心の高い話題にもかかわらず説明不足です。

5月29日の新聞報道によれば、村の接種率は30%未満のようですが、5月28日の調査日及び6月9日現在の接種率は何%ですか。また、村民から申し込んだのに接種日の連絡が来ない、遅いとの声を聞きますが、村民に丁寧な説明をすべきと考えますが、ご見解をお願いします。

2番目、長引く自粛要請で苦しい暮らしが続いています。生活支援策として全村民に1万円の商

品券を支給してはいかがかと考えますが、見解をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からは、新型コロナウイルスの対策について2項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、新型コロナワクチン接種についてをお答えいたします。

5月の11日から75歳以上の高齢者を対象とした集団接種、5月17日からは医療機関での個別接種が行なわれているところですが、県では5月の21日から毎週金曜日に市町村ごとの高齢者のワクチン接種率を公表しておりますが、この接種率は県の調査があつて村から報告をしているものではなく、V-SYSと呼ばれるワクチンの接種円滑化システムへ入力された数値を元に県が独自で算出し、4段階のゾーンごとの公表をしているため、詳細な数字は承知しておりませんので、村で把握しているデータから答弁をさせていただきます。

高齢者のワクチン接種希望者は2,470人おり、この数字を基に接種率を算出をすると、5月28日時点の接種率は1回目が23.8%、2回目がゼロ%です。

6月9日時点では、本日も個別接種が行なわれておりますので予定ということになりますが、1回目が43.2%、2回目が30.3%となります。

ワクチンの接種につきましては、7月末までに高齢者の接種を終了し、その後は基礎疾患を有する方、高齢者施設従事者、60歳から64歳の方、その他の方と順番に接種が進められてまいります。

75歳以上の接種希望者への接種日、接種場所の個別通知が5月中に終わり、現在65歳以上、75歳未満の方について、接種日を調整し、確定をした方から順に通知を差し上げているところであります。

ワクチンは国から安定的に供給をされることとなっており、接種を希望する方全員が必ず接種できますので、慌てることなくご自身の接種時期が来るまで、落ち着いてお待ちをいただきますようお願いを申し上げます。

次に、全村民に1万円の商品券を支給する考えについて、お答えをいたします。

本定例会に提出をしている補正予算第2号にある2021年地域支え合いプレミアムつき商品券事業は、域内需要を喚起をし、これにより事業者を支援するというものですが、計画している事業では、額面1万1,000円の商品券を5,000円で販売をいたしますので、プレミアム相当額は6,000円、率にして120%となります。昨年度実施事業にプレミアム相当額を上乗せをして実施するというものです。

この事業の組立てにおいて、上乗せを検討するに当たっては、本事業は事業者支援を主眼に置いておりますけれども、生活支援という側面も併せ持つという観点から、販売額は据え置きにしつつも、プレミアム相当額のみを上乗せをすることを判断をいたしました。

また、昨年度は世帯を単位として購入できるセット数を設定していましたが、今年度実施事業では個人を単位として1人につき1セットを購入することができるようにしており、これは全村民にということ強く意識をして判断をしたものであります。

加藤議員の1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問ありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。それで、まずワクチン接種について再質問させていただきます。

皆さんのところへ資料をお配りしました。表1のほうを見ていただきたいと思います。

この表1は、県が5月4日と6月6日に行なった内容、これは県のホームページにも載っています。それを新聞社が報道した内容です。右に書いてある表は私がつくったもので、30%未満から80%以上のカテゴリーがありまして、どの自治体がどのランクに入っているかというのが、この一覧表です。

それで、これは今、村長から説明を受けた6月9日ではなくて、6月4日、新聞報道ですから6月3日かもしれません。新聞には6月4日にこれ報道されています。その内容です。

それで、この6月4日時点では30%未満は白馬村が該当して、自治体の中ではやはり遅れている自治体の中に入ることなんですけど、先ほどの6月9日現在の報告では、1回目が43%を超えたということで、非常な努力をされたなということは感じています。

それで、質問なんですけど、まず最初に、最初5月の11日に接種が始まりました。これも大糸タイムスでしたかね、大きく新聞に報道されましたけど、その接種が始まるのがほかの自治体は大体5月の連休前に始まったところもありますし、連休終わってすぐ始めたところもある。白馬村は5月11日だったということで、ちょっと遅れたかなと思うんですけど。その辺の準備の体制のところは、すぐにできる体制を構築できたのか、それともやはりワクチン接種初めてのことであり、非常に手間取る作業だったのか、その辺からまずお答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） ワクチン接種の体制整備の関係についてご質問頂きましたので、お答えをさせていただきます。

県からのワクチンの配布は、4月26日の週に各市町村に1箱ずつ配布されるということで、白馬村には4月30日、当日連絡が来まして保健師のほうは対応しております。

このワクチンですけれども、非常に取扱いがやっかいで、温度管理もそうですけど、まず何といっても2回打たなきゃいけない。そのためには医療機関との調整あるいは検診事業の合間を縫って集団接種を行なってますんで、場所の確保と様々な調整がございます。

議員さん5月11日、白馬村遅いとおっしゃられましたけれども、5月11日に始まっていないところもございますので、準備としてはその辺が精いっぱい頑張って11日の開始ということでご

ざいます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありますか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 遅い、早い、担当している人と待っている人の感覚の違いが非常に大きいと思うんですね。

それで、まず最初に5月28日の表を見ますと、80%、50%終わったまで進んだ町村は10の自治体があります。白馬村のほうは30%、32の自治体のほうに入るもんですから、そういうところを見ると、やはり比べますとちょっと遅れたかなちゅうのは、私はそういう実感をしています。

それで質問ですけど、この集団接種は1週間に今現在何回ぐらい実施して、1週で何人ぐらいできるのか。

それから、個別実施もされていると思うんですけど、個別接種は各病院回数は違うかもしれませんが、大体何か所で何人ぐらい1週間個別接種は行なわれるのか。

1週間に両方で集団、個別接種合わせて想定何人ぐらいが接種できるのか、その辺をお答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

まず、集団接種の関係からになりますけれども、当初の本村の接種計画におきまして計画したところでございますが、5月11日から始まりまして大体週に1回から2回計画してございます。

1回の接種ですけれども、多目的ホールで実施しますが、最大で1日150人、次に個別接種は村内にあります5つの医療機関、それぞれお願い、ご協力をいただいております。医療機関によって、1日の接種人数について違いはありますが、計画では1日大体、1医療機関で10名ですので、合わせますと50名の計画です。

ただ、その後、7月末までに高齢者については接種を終えなさいというようなことで方針、国のほうでいただいていますので、それに対応すべく今現在は、1日のさっきの集団接種ですけども、150人から180人まで増やすような形で調整を進めております。そのほかに土日、今後ですけども、7月末までに土日で最大320人規模の集団接種を計画しております。6回行ないます。

個別接種につきましても、最大で1日72人対応していただけるような形で接種の受けの人数を増やしていただくよう今調整している——そうですね、とりあえず当面7月までのところで調整をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問ありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 次に、ちょっと質問したいんですけど。課長もご存じのように、このワクチン接種については、新聞、テレビ、マスコミでも報道されて、あちこちの自治体で混乱が起きているというようなこともあり、白馬村でも大きな関心事の一つで、自分はいつ接種の通知が来るの

かということを中心待ちにしている人もたくさんいると思うんですね。

その辺について、村として行政無線を新しく入って、一応全世界帯をカバーするようになりました。そういう今課長がおっしゃられた接種状況、それから1週間にこれぐらいやっているんだという内容とか、そういうものを行政無線といおうか、防災無線のほうで、なぜもう少し、ただ今接種が始まりました、やっていますよというだけの広報でなくて、もう少し中身、待っている人が聞きたいような内容について広報できないのか。そこがちょっと私、腑に落ちないんですけど、なぜもう少し丁寧な説明が広報無線でできないのか、お答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 決定した事項については、随時お知らせはしているかなとは思いますが、何せちょっとまだ決まらない部分、ぎりぎりまで決まらない部分があって、その辺は今現在広報している内容ですとか、ホームページ掲載している内容精査しまして、その辺は対応してまいりたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 加藤です。次にもう一つ、この接種について私のところへもたびたび電話がかかってきました。

一つだけちょっと紹介しますと、これは高齢者、母親ですけど、高齢者を抱えている息子さん、50代から60代ぐらいの人だと思うんですけど、その人からの電話の中身なんですけど。ワクチン接種の封筒の中に接種の順番の説明文が入っていなかったと、でも結果的に見ると、何か接種したいという封書を出した、到着順に接種しているようなことを聞いたと。だから、そういうふうに到着順にやる予定だったら、最初からなぜ封筒の中へ到着順でやりますから早く打ちたい方は早く投函してくださいというようなことを何で書いてくれなかったんかということ。

それから、もう一つ2点目は、その母親もかかりつけ医で週に何回か病院に通っている方みたいです。その人がかかりつけ医とお話したら、いや、私の病院でもやるよということの後で知ったんですけど、チラシの中にそういう内容をもう少し詳しく書き込めなかったのか、2点についてお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 1点目の接種の順番についてでございますが、接種については、今現在75歳以上の高齢者を優先に順次実施していると。その75歳以上の方の接種の順番ですけれども、加藤議員おっしゃったようにいただいた順番により番号を割り振りまして、それぞれ接種日を決めさせていただきました。

ただ、この新型コロナワクチンについては、短期間で大人数の接種を7月末までには高齢者、11月末までには全員というようなことで言われていますので、その辺を考えると接種順についてはぜひご理解をいただきたい、やり方についてはご理解をいただきたいと思います。

2点目の個別接種、かかりつけ医で受けられるかどうかというお話ですけども、白馬村では接種希望する方について返信用の封筒で送り返していただいて接種を進めているんですけども、その中に「どちらで接種を受けたいですか」というような希望を取ることがありまして、そちらで個別接種というふうに書いていただけるような形にはなっていました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 初めてのことで、受け取ったほうも、私も受け取りましたけど、枚数が七、八枚あって、文章も長文のものがたくさん書いてあると。もう少しかみ砕いて分かりやすくチラシにする、要点をまとめるとか、そういう工夫を今後64歳ですか、65歳から74歳までの方が次に始まると思うんですけど、そのときにはそういうことも参考にしながら、気配りをさせていただきたいと思います。

次の質問です。2点目の1万円の商品券を配布しないかということについて、私と同じような考えで村のほうは1万1,000円、5,000円の購入費用がかかりますけど、6,000円のプレミアムをつけて配布するという——配布じゃなくて購入していただくということになっています。

そこで1点ですけど、購入費用のところで、ここにも書きましたけど、非常に生活に苦しんでいる方もいます。だから、そこで購入費用を通常の方は5,000円、それから非課税世帯は2,000円とか、そういうちょっと困っている方に対してちょっと配慮しようかなというようなことを、これは商工係の中で討議はなされたか、そういうことがなされなかったか、見解をお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今回の事業の組立てに当たりましては、昨年同様の事業を行ないましたので、その販売状況というのを一つ見てみました。昨年、1次販売と2次販売と分けていますけども、1次販売でこれは村民の方対象にやったんですけども、8割方販売ができました。ということですので、配布というよりも経済効果というのを考えれば、全て今回のような販売方法でいくという方法が適正でしょうというようなことで、今回の方法を判断いたしました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 第1次の去年行なわれた商品券の配布のときに、今も答弁の中にもありましたように、5,000円のプレミアムがついて非常に価値のある商品券だと思います。でも、それでもやはり第1次で8割しか購入できなかったというところで、私のところへも5,000円だったらすぐ買えるんだけど、1万円をまとめて2枚買うということが、ちょっと躊躇すると。そういう方がこの村の中にはいるということをおっしゃってほしいんですね。

だから、6,000円のプレミアをつけるから、それでいいだろうじゃなくて、もう少し今のこの1年数か月にわたってコロナ禍が続いて、中には仕事ができなくなった退職された方とか、そういう方もいらっしゃるから、もう少しその辺きめ細かくやっていただきたいなと思います。

それで、これは内容的には、今から議会で可決されて実施されると思うんですけど、7月の終わりになるんですか、8月から始まるんですか、その後の販売計画及び使用期間とか、そこら辺が決まっていたら、答弁願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 本議会で予算案承認されて以降のこれからのスケジュールですけども、まず、今回住民対象にしますので、その基準日を6月30日に設定しようというふうに考えております。

6月から7月にかけて、昨年度と同じような引換券を発送してそれを用いて購入するような形を考えておりますので、6月、7月は、その準備作業で、実際の販売は7月の末から行なうように考えています。

券の有効期間は、8月1日から来年1月末日までの6か月間の有効期間を設定しようというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） では、2点目の白馬村高齢者福祉計画について質問いたします。

村が策定した令和3年から5年までの高齢者福祉計画の取組について質問いたします。

1点目、計画では介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるように、住まい、家を生活支援など一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進していますが、区への加入率、普請や作業への参加率を見ても分かるように、地域力及び地域コミュニティが減少しています。

命を預かる介護サービス、生活支援を地域住民に助け合ってやりましょうでは、地域に負担を招くことにはならないか心配です。地域包括支援センターが中心になってネットワークづくりを行なっているとのことですが、地域内にある、またつくろうとしているネットワークについて伺います。

2番目、白馬村村民で70歳以上の老老介護及び施設に入所できない介護難民は何世帯、何人ですか。

3番目、白馬村内の75歳以上の高齢者のみ世帯及び独り暮らし高齢者は何世帯何人ですか。

4番目、高齢者の生活を支えるサービス事業として配食サービス、高齢者祝賀など12事業をはじめ日常生活を支援する事業、健康づくり事業、介護予防事業など30近くの事業が行なわれていますが、これら事業の周知をどのように行なっているのか伺います。

5番目、白馬・小谷村に建設予定の小規模多機能型居宅介護施設は5年前からの計画ですが、な

ぜ建設されないのか。

以上、5点伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の白馬村高齢者福祉計画について、5項目について質問を頂いておりますので、お答えをいたします。

1点目の地域包括支援センターを中心に地区内につくろうとしているネットワークについての質問ですが、介護保険制度の改正により、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が始まりました。

これまで、要支援者の訪問介護や通所介護のサービスは全国一律の基準で提供をされてきましたが、総合事業は市町村が中心となって、地域の実情に応じたシニアクラブや自治会、ボランティア、NPOなどの多様な主体が参画をし、家事などを支えるサービスや住民同士のつながりを中心とした介護予防教室など、多様なサービスを充実することで地域全体で高齢者の生活を支えるとともに、高齢者自らがその能力を最大限に発揮をして、その人らしい暮らしをつくっていく仕組みであります。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行ない、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括ケアシステム実現に向けた中核的な機関として、その役割を担っております。

そして、センターが開催をしている地域ケア会議を通じ、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につながる等の支援を行なうため、保健・医療・福祉等の専門職や地域住民・民間企業等が連携・協働し、働けるネットワークの構築を進めてまいります。

2点目の70歳以上の老老介護及び施設に入所できない人は、何世帯で何人かとの質問ですが、70歳以上で老老介護及び施設に入所できない世帯、人数につきましては、村として資料は持ち合わせておりませんのでお答えすることはできませんが、北アルプス広域連合で、令和元年に実施をした高齢者実態調査において、現在何らかの介護・介助を受けている方に対し、主にどなたから介護・介助を受けているか聞いた設問があり、配偶者と答えた回答が378人で4分の1を占めており、家族構成から夫婦ともに65歳以上である家庭が多く、老老介護の現状が伺えると分析しております。

また、ここ大北地域の特別養護老人ホームの在宅からの入所希望者は128名いて、前年より81名の減で、前年比61.2%と減少しております。広域からは、以前のように入所申し込みをしても何年も待たされることはなく、申請から1年以内に入所ができる状況になっているとのことであります。

3点目の75歳以上の高齢者のみ世帯は、この4月1日現在での集計となりますが、540世帯、732人で、うち独り暮らしの高齢者は357世帯、357人となっております。

4点目の各種事業の周知に関するお尋ねですが、高齢者福祉計画には「認め合い共に支え合うあたたかい村づくり」の下、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組み、健康で生きがいを持って暮らせる仕組み、誇りを持って暮らし続けられる仕組み、介護保険制度の適切な運営の4つの目標をそれぞれ達成するため、施策、事業を記載をしております。

周知については、村ホームページへの掲載のほか、民生委員・児童委員やケアマネジャーなどへの情報提供、包括支援センターへの寄せられる相談などから、随時、必要な方に必要なサービスを提案として周知をしているところであります。

最後に、小規模多機能型居宅介護は、平成18年4月に行なわれた介護保険法改正によって地域密着型サービスの一つとして誕生し、同一の介護事業者が通所、デイサービスを中心に、訪問、ホームヘルプや泊まり、ショートステイを一体的に定額で利用できる、利用者にとっては使い勝手のよいサービスであります。

村では、第6期介護保険事業計画から北部地域に必要な介護施設ということで、この計画にのせ事業者を募集してまいりましたが、手を挙げる事業者がないため、これまでのところ建設には至っておりませんが、第8期の計画においても7月頃から公募が始まるということで、募集に手を挙げただけできるよう事業者に対する支援等をしてまいりたいというふうに考えております。

以上で、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） では、再質問させていただきます。

今答弁頂きましたように、白馬村高齢者福祉計画について質問という感じで出したんですけど、内容的には第8期の介護保険事業計画とダブったような報告なんですよね。これで、まず内容を理解していただくために、この白馬村の高齢者福祉計画と、それから北アルプス広域連合がつくった第8期の介護保険事業計画、これはどういう関連があるのか、関係性があるのか、簡略に担当課長から説明願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 高齢者福祉計画、介護保険事業計画の関係ということですが、高齢者福祉計画、一般的には老人福祉計画と呼ばれるものですが、こちらは老人福祉法に基づき市町村が策定をします。

次に、介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき保険者である北アルプス広域連合のほうで策定をしております。

高齢者福祉計画につきましては、高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、保健医療サービス及び福祉サービス等全般にわたる提供体制の確保に関する計画とし

て策定されております。

介護保険事業計画は介護保険サービスの分野の具体的な計画として、それぞれ関係性がありますので、整合性を取りながら策定をしているものでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 私が簡単に理解がまだ不足がちかもしれませんが、高齢者福祉計画は高齢者全員、要は介護認定者でも、それから元気な高齢者も65歳以上の人全ての高齢者に対して、どういう対策を立てるかというのが簡単に言えば老人福祉計画だと思います。

その中で介護を要する人、それから介護に近い人のためのいろいろな方策、対策が書いてあるのが介護保険、ここに書いて介護保険事業のほうの計画に詳細に書いてあるというようなことだと思います。

中身についても、老人計画のほうは昔と言おうか、ちょっと前につくられたことで、老人の福祉を図ることを目的とするという意味合いから言っても、社会的弱者に対しては公費を基に措置を行なう公助の仕組みになっていると。

それから、介護保険制度については、簡単に言えば利用者に対して保険料を基に給付を行なう5条の仕組みになっていると。そういうことで少し2つの計画がありますが、対象は一緒のような、一緒なんですけども、少し理念が違うというような感じが私はしています。

この8期の介護保険、この4月から始まったんですけど、この始まるに当たって3月12日、ちょうど議会の行なわれているときなんですけど、このとき北アルプス広域連合から担当が見えられて、白馬村で説明会を行ないました。この説明会には関係部署の職員以外の一般的な住民及び高齢者の方は何名ぐらい、この説明会に参加されましたか。お答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えをいたします。

この介護保険事業計画第8期の説明会につきましては、広報等で村内に周知をさせていただきました。

その日ですけれども、ちょうどケアマネジャー、介護支援専門員が集まる会議が庁内で開かれておりましたので、その後に時間帯を設定していただいて、介護事業所の関係者が出席でした。正確な人数は分かりませんが、村民もその中に少数ですけれども、全体で20名から30名の中の少数ということでお答えさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 参加者が非常に少ないと、私も前に1回出たことあるんですけど、やはりたしか2人、あとは皆関係者ばかりだったと思います。

そういう中で、この高齢者福祉計画、ここにも持ってきましたけど、40ページぐらいあるんですかね、そういうものです。その中に、例えば高齢者に対してのサービス内容が多々書かれています。例えば高齢者の生活を支えるサービスの実施という施策の中には、12のサービス内容、それから事業内容が用意されています。1番目は、配食サービスをやると。2番目、3番目と12のサービスが列記されています。

その中に5番目に安心コール事業という事業を行なっています。この事業の説明、この事業はどんなことをやっているのか。それから65歳以上の高齢者なら、この事業を使うことが誰でもできるのか、この2点を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 安心コール事業のご質問にお答えさせていただきます。

加藤議員がおっしゃったとおりですが、65歳以上の独り暮らし高齢者に対して、週1、2回、こちらの社協のほうに委託している事業になりますけども、ヘルパーさんのほうから高齢者宛てに電話をかけていただいて、安否確認と、あと話すことで孤立の解消を図るというものでございます。

今、現在こちらは5名の方の利用がありまして、週1から2回電話をするというところで、安否確認の必要のある独り暮らしの高齢者の方でしたらご相談いただければ、こちらの事業を利用していただけたと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 今、課長のほうから答弁頂きました。これで独り暮らし高齢者の方が対象、それから対応は社協のヘルパーさんが行なうと、実際今5名が利用されていると。これ料金なんかは発生するんですか。それが、まず1点。

それから、週に一、二回電話かけて安否確認を行なうということなんですけど、5名だからヘルパーさん1人か人数が増えたらもっと対応者を増やすのかもしれないけども、実際問題高齢者と言われる方は30、40名、50名という方がいます。それに対しても、ずっとこれからこういう形で対応できる、していくという方針でしょうか。その2点を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） まず、料金の関係でございますが、こちらは社協への委託事業ということで、村のほうからは社協のほうに電話代ですとか人件費分をお支払いしていますが、個人からは頂いておりません。

こちらのサービスですが、このほかに今地域包括支援センターのほうで、元気な高齢者の方に声をかけて、またこれとは別に電話をしていただくようなサービスを始めていますんで、それと併せてこういった安否確認見守り等は実施していく、これから必要がさらにあるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） それ以外にも先ほど言いましたように、この12の事業があります。それから、それ以外にも次のページをいけば、今度は生活支援体制の整備という形で、また5つ、6つの事業がある。その次のページめくると、また事業があるということで、30数事業サービス内容があります。これを先ほど答弁では、問合せがあったら説明する、それから参加者を募るというような感じですけど、まずこういう事業があるちゅうことが知らないということが実態だと思います。

だから、まず高齢者に対して、先ほど言いましたように、介護認定者、それから認定予備軍というんか、大分自立が難しくなってきた高齢者、それから元気な高齢者と、その3つの高齢者のところで、元気な高齢者はそういう事業、それからちょっと不安になってきた人もそういう事業を使いたい、利用したいちゅう人がきつといると思うんですね。また、それを使うためにそういう事業を設定したと思うんですけど。それを告知する、みんなにお知らせするちゅうことが、もう徹底的に不足していると、この計画を読んで。それからまた内容についても、非常に難しい、この熟語というか、単語を並べられて理解ができないと。

そういうところで、もう少し全部とは言わないけども、計画の内容、それから料金、問合せ先、利用者はどういう人が利用できるかを、もう少し70、80の方が読んでも理解できるような形のこういう普通のコピー用紙でいいんですから、そういうものでおつくりになって65歳以上の世帯に配布するとか、そういう計画は取っていただけないか、見解を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 個別の事業におきまして、それぞれ非常に対象になる方が限定されるということで、今地域包括センターの先ほど村長答弁にもありましたけども、相互の相談の中で洗い出しを行ったりしています。

加藤議員、今ご提案をいただきましたので、ちょっと内部で検討をさせていただいて対応を考えさせていただきたいとは思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員、質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） そしたら、次へ移ります。皆さんにもお配りしました資料、表の2のほうを1の裏面になりますけど御覧ください。これは高齢者計画からコピーしたものです。それとこの第8期、北アルプス広域連合がつくった介護保険の計画書からコピーしたものです。これで、この表で何を言いたいのかというと、高齢者と思われる65歳以上の人がどういう人数か、それからこれからどういうふうに推移していくかというのを北アルプス広域連合が推計した内容です。

それで、一番下の欄の表を見ていただきたいんですけど、令和2年、要は2020年、北アルプス広域連合の65歳以上の人口、人数は2万1,004人、それが令和12年、要は2030年には

1万9,986人と1,018人減少します。

それから、白馬村は、2020年が2,729人で、10年後の2030年は2,746人と増えるということです。

それで、こういう計画を全部いろいろ読みますと、団塊の世代が75歳以上になる2025年、4年後ですけど、4年後が後期高齢者のピークになるというような形でいろんな計画がつけられています。

それで、確かに25年にピークを迎えて、その後、一、二年はそのままいくかもしれないけど、その後、極端に人口が減るとというのが大体的な見解です。その見解については私も異論はないんですけど。こと介護に関して言うと、75になったから介護を受けるという人は75歳以上の人口全体から見れば非常に少ない比率、それがこのいろんな資料を読んでも、それから北アルプス広域連合が出している資料を読み解いても、それは読み取れます。

本当に介護が必要なのはその10年後の、2025年の10年後、35年、要は85歳ぐらいになってからが介護が必要になってくる、介護施設が必要になってくるというのが、第8期の介護計画の20ページの「介護を必要とする人の状況」というところにも、85から89歳が一番ピークで、その次が80歳から84、その次が90歳から94があるもので、計画自体がちょっと早とちり。高齢者が多いですというよりも、10年後ぐらいをめどに内容を充実していくべきだと私は思うんですけども、この計画のとおり25年をめどに充実したほうがいいのか、まずその辺の違いの見解をお答え願いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 人口推計については今おっしゃったとおりだと思いますが、第8期の介護保険事業計画、こちら計画年度、令和3年度から令和5年度の計画です。

村の高齢者福祉計画についても、令和3年度から5年度までの3か年の計画ということで、ただ、社会情勢ですか人口の推移はもちろん変わっていきますんで、また今言った2025年、団塊の世代は75歳以上になる、あるいはその先には団塊の世代のジュニアが高齢者、65歳以上になる2040年問題とかありますので、そういったことを踏まえた上で3か年の将来を見据えた計画を立てていくんだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤亮輔議員の質問時間は答弁も含め、あと3分30秒です。質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 質問いたします。それで一番最初の質問の中にも、小規模多機能型の居宅介護の施設を村につくって、北アルプス広域連合でもつくろうとしていると。だけどやってくれる事業者がいらないからできないんだという、ちょっと消極的な答弁でしたけども、事業者がいなかったらこれはもうつくらないという、そういう北アルプス広域連合の考えなのか。これは副連合長で

もいいし、どちらでもお答え願います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 施設の建設自体はやっていただける事業者があつて募集をしているものです。

結局施設について、一部北アルプス広域で運営しているような施設もありますけども、この小規模多機能型居宅介護につきましては、広域なり村が建設してというものではありませんので、やはり事業者を探しながら募集をかけて一緒に進めていくということで、ご理解をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 何分ですか。

議長（太田伸子君） あと1分40秒——39秒です。

第10番（加藤亮輔君） 最後に一言だけ。やはりこれから高齢者が介護を受ける時代を迎えると。

まだここ5年、ひょっとしたら10年ぐらい余裕あるかなと私は思うんですけど。その後やっぱり先ほど言いましたように、老老介護の問題とか介護難民とか、それからお金のことで施設に入れないだとか、いろんなことが起こる、それもいいことが起こればいいんだけど、悪いニュースになるようなことが日本中で起こる可能性が私は高いような気がします。

だから、白馬村でもやはり5年先じゃなくて、10年、15年先を見据えて、この高齢者介護の問題をどうするか、もう少し北アルプス広域連合のほうで真剣に考えていただきたい。だから、みんなが安心できる方策を発表していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松澤健康福祉課長が所用のため退席しております。

次に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 11番丸山勇太郎です。2期目最初の一般質問となります。

1期目は15回一般質問を行ないましたけれども、1期目にした私からの質問によって、課題がすっかり達成された、解決した、あるいはそのとおりになったということは残念ながらなかったと感じております。しかし、めげずに、回数は少し減らすつもりですけども、1期目の追跡質問、派生質問も含めて、これは大事だということは、より突っ込んだ質問を行なっていきたいと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。昨年12月議会でも触れた質問ですが、1番として、公共施設再編整備計画についてです。

令和2年3月に策定した公共施設再編整備計画は、先立つ公共施設等総合管理計画で予想した将来人口減と財政シミュレーションによる歳入不足時代の財政健全化にとって極めて重要な計画ですが、その具体的個別計画でありながら、どの施設をいつ整理するかの記載もない中身の薄さを、昨年7月に議会研究会報告書で指摘しました。そこで次を伺います。

1番、この計画の見直し予定について伺います。

2番、第2期、これは令和3年度から5年間ですが、この第2期で削減する施設の具体的な施設名を伺います。

3番、スピード感の感じられない学校の在り方検討と山小屋の在り方検討について、令和3年度で結論は出るのか、出ないとするならいつ出すのか伺います。

4番、発覚したB&G体育館の雨漏り修繕計画について伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員から、公共施設の再編の整備計画について4項目いただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の計画の見直し予定についてお答えをいたしますが、再編の整備計画の計画期間は、令和27年度までの30年間としておりますが、5年ごと見直しをすることとしております。第2期計画期間は令和3年度から令和7年度までとなっており、現在見直し作業を行なっているところであります。

見直しに当たっては、これまでと同様に各課の個別施設計画と予算と関連をして策定をする3年間の実施計画を基に、財政と調整を図りながら現在作業を進めている状況です。

なお、令和3年度の実施計画期間である令和3年度から令和5年度につきましては、現行の財政制度による一般会計の財政見通しの推計を本計画に反映しております。

2点目の第2期で削減する具体的な施設名ですが、削減する予定の施設は庄屋まるはちと飯田教員住宅になっております。庄屋まるはちにつきましては譲渡予定となり、今後、譲渡に向けて交渉を進めていく予定で、飯田教員住宅については解体予定としております。

また、総合管理計画策定後に建設をされた村営住宅4棟と給食センターにつきましては、第2期から本計画に新たに加わり、白馬高校寮につきましては第1期の期間中に所管替えがありましたので削減しております。

3点目の学校及び山小屋の在り方検討についてお答えをいたしますが、最初に、学校の在り方検討については、教育委員会からは、学校の在り方検討委員会の答申は11月頃で、その答申を受けて教育委員会が基本方針を策定をするというふうに聞いております。

教育委員会が策定する教育の基本方針を基に、総合教育会議において施設についての検討をして

いきたいと考えております。したがって、施設整備についての基本的なことは令和4年度になるかと思っております。

次に、山小屋の在り方検討については、本年3月に山小屋や山案内人組合、観光団体の皆様にお集まりをいただき、村営山小屋検討会議を開催いたしました。この会議の趣旨は、村営山小屋施設の今後の管理について、村としてどのように考えているかをお示しをし、それに対する関係者の皆様のご意見を伺うということでありました。

村からは、村営山小屋の利用状況や施設状況、維持管理状況を説明した上で、施設の立地及び維持管理、主に物資輸送に係る部分がありますが、その負担に応じて、管理の方向性をお示しをいたしました。

維持管理において、ヘリコプター輸送を要する施設、具体的に言えば頂上宿舎と天狗山荘になりますが、この両施設については利用状況に応じて施設形態や規模を見直し、スリム化するという案をお示しをいたしました。一方の八方池山荘と猿倉荘については、物資の輸送という維持管理負担が比較的少なく、いずれも主要ルートの起点であることから魅力化を検討するという案をお示しをし、その上で、2030年までには施設の譲渡や縮小を達成するといったことをお示しをいたしました。

また、大雪溪ルートでは施設が併存し、機能重複や過剰性能も見られることから、このルートに存在する山小屋施設の適正化に優先的に取りかかりたいこと、あわせて、複数棟から構成される頂上宿舎にあつては、棟ごとの適正化手法とロードマップもお示しをいたしました。

こうした村の考えは、会議参加関係者に受け入れられていただけたものと理解をしております、今年度は頂上宿舎の施設形態や規模の適正化に関する具体的な内容と手法及び実施時期を決定し、年内に環境省や林野庁等関係省庁との協議を開始することを予定をしております。

最後に、B&G体育館の雨漏り修繕計画についてのご質問ですが、この原因は、降雪により屋根の排水部分が凍り、排水できずに水がたまり、その水が隙間から内部に漏れたと思われる。

令和3年2月に、この水漏れに対する工事を試験的に行ない、北側屋根の一部に防水シートを貼付け、人為的に水をためて水漏れをするか確認をいたしました。その結果、効果が認められ、水漏れを防ぐことができたため、北側屋根の残り部分においてもコーキング施工を行なう予定です。

今後は、施設の点検と早めの対処により、施設の維持管理を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） それでは、最初の1番、①の見直しですけども、今5年ごとに見直しして、現在見直し作業中と言いましたが、第2期に当たって見直すとするならば、去年見直していきやいけないはずじゃないですか。令和3年、要するに今年度から第2期のことがスタートしなきゃい

けないわけで、見直し中という言い方はちょっとおかしいと思いますが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの件に私のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

確かに第2期は令和3年から7年ということの5年間でありますが、やはり、正確性を保つために、最近、議会の皆様にも令和3年から5年の実施計画というものをお配りをさせていただきました。

その計画と併せながら令和6年、7年をどのように財政計画を立てるのかということで作業をしているところです。作業については、現在大詰めのところに来て、おおむね今月の末にはお見せというか、公開できるような段取りで現在進めているところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。

第11番（丸山勇太郎君） それでしたら9月議会でもたまたま議会にもお示しいただきたいと思えますけれども、私がこの質問をする背景を傍聴している方もいらっしゃる所以说わなければいけないと思うんですけども、まず、大命題として、公共施設は縮減しなければ将来財政が立ち行かなくなるという大命題があるわけです。

これが示されたのが、白馬村公共施設等総合管理計画でした。これは平成29年3月に作成されたものですが、これは大変よくできている計画なんです。といいますか、これを実現しなければ本当に将来がなくなるのではないかと、これは箱物公共施設だけではなくて、水道だの道路だのインフラもこれもどんどん老朽化していつているわけです。

特に水道施設については非常に問題があるわけですが、この総合管理計画の中で、財政が均衡すると試算される縮減率は42.7%、4割以上の施設を縮減しなければ財政的にはやっていけなくなると、しかし、現実的な縮減率として15%、確かに4割の施設を減らすと村民サービスにも影響しますし、現実的ではないというところで15%とされているものです。

ただ、これはいつかの総務課長の答弁では、延床面積ですとか建物の施設数とかっていうことを言っていますけども、やはりコストベースでなければいけないと思っております。

1期目壊した教員住宅1棟、村営住宅2棟では全くコスト削減になっていないんです。2期で、先ほど村長答弁しましたところの飯田の教員住宅を壊しても、これはコスト削減にならないわけです、既に使っていない施設です。

庄屋まるはちについては、非常にこれは前に指摘しているとおり、安い指定管理料で出していますので、この指定管理料の見直しというのは大いにやっていく必要がありますし、私は、売却も視野に入れてもいいというふうに思っております。

以前、公共施設再編整備計画の中で、これじゃ駄目ですよって指摘したのは、個別計画でありな

がら縮減する具体的施設名がまず掲載されていなかったという点、それと、どの施設をどの期間に壊すのか、あるいは譲渡するかの記載が全くされていなかったという、その2点を特に上げております。

毎回毎回、これは5年ごとに見直す中で、具体的施設名を上げていただくのもいいんですけども、やはり長いスパンで考えなければいけない施設もありますので、大体どの期にどの施設を譲渡するか壊すとか、そういったもっと全体的なものを示すべきではないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの長期的な計画として示すべきではないかというご質問でございますけれども、今回、先ほどの答弁と重なりますけれども、より実態に即したいいわゆる期別の計画を立てるということで、丸山議員からも財政上の問題というのは何回もご指摘をいただいておりますので、財政シミュレーションの中では、令和6年から令和7年、これが一番実質公債費比率を含めても厳しい時期になると。

それを含めて、普通建設費の金額を総額をどのぐらいにするのか、その内こちらにあります個別計画の箱物の整備をどのぐらいに抑えるのか、これをシミュレーションの中に実際に加えて今回は試算をしております。

ですので、見栄えとすると、2期計画は削減数が少なく感じるというのは、これは財政上を見てもやむを得ないというふうに考えております。

3期以降をどういうふうにするのか、これは同じ手順を使いながらどこに、今現在でもどこでおおむね何を削減するのかという部分については、各課が策定をした個別施設計画に載っておりますけれども、学校の問題であったりとか非常にデリケートなものもありますので、全てを一覧としてお見せするという事はなかなか厳しいものがありますけれども、この計画を達成するに当たりどういうふうにするのかというのは、今私が申し上げたような形で今現在つくるということで取り組んでいるところであります。

これは、3期についても4期についても実施計画、または、今回も実施計画、3年から5年というふうに言いましたけれども、6年、7年の具体的な項目自体は格上げさしていくということで、できれば、今回は2期になりますので、3期を目途にということまでは今回作業に至りませんでしたけれども、次回の策定期にはもう一つ先ぐらいまでは何とか見据えた計画に持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） それでは、具体的なことをお聞きします。

まず、観光課長に質問しますが、先ほど、第2期では庄屋まるはちを見直すということが村長答弁でありましたが、庄屋まるはちへの今、（株）GCへの指定管理、これを金額を見直すのか、あ

るいは売却するのかお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

現在の庄屋まるはちの指定管理期間が令和4年度までになっております。今、観光課の個別施設計画では令和5年度に譲渡というようなことを計画しておりますので、令和3年度、4年度の間、あの施設は補助金を受けて建っておりますので、その補助金適正化法の関係も含めて検討しつつ、有償譲渡というものを視野に今動いているところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 同じく、では観光課長に質問しますが、山小屋のことです。

山小屋はそもそも4つしかないわけですし、先ほども基本的なところは出ているわけです。村長の答弁にもありましたように、基本、大枠方針は出ているわけですが、一番行政として工夫というか、取り組むべきは八方池山荘だと思うんです。

八方池山荘に取り組むということは、令和2年度観光関連主要事業の中にもあるわけです、記載されているわけです。国立公園内の既存施設のリノベーション、カッコ村営八方池山荘、これを観光課としてはどのようにしようと思っているんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 全体的な話としまして、先ほど村長答弁にもありましたとおり、登山口に当たる猿倉荘、それと八方池山荘、この2施設については魅力化を検討する、魅力化を高めていきたいと思いますというふうな方針であります。中でも八方池山荘というのは、非常に立地的に、また、利用状況を見ても、他の山小屋よりも好調と言ったら変ですけども、いい部類に入ろうかと思えます。

八方池山荘については、やはりいい所にありますので、魅力化の方向性とすれば、そこに置かれている環境、景観性、裏の白馬三山とか、下を一望できる、そういった景観を生かすことができるような改修ということをできればやりたいなというふうなことで、令和2年度の観光課の方針では考えておりました。

ただ、コロナの状況とかでなかなかその関係、財源的な問題もありまして、まだ実現いつというふうなお話はできないんですけども、そういう方向性では検討をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 次に、教育委員会に小学校のことについてお聞きしたいと思います。

学校のあり方検討はやっているわけですけども、コスト削減効果の特に大きいのは、やはり小学校です。これ、公共施設等再編整備計画の中で具体的施設名はあっていませんけども、でも、学校を1つ減らすというふうになっているんです、表の中に。

今、在り方検討という言葉遣いをしているのは、地域コミュニティへの気遣いだと思いますけども、確かに地域コミュニティの維持という意味では、2つの小学校を存続することは望ましいですけども、財政から言えばそれは無理な話なわけですし、両小学校の校舎はいずれも築50年、これはずっと前から言っていることです。2校建て直しは無理です。

これに対して、建設基金はこれまでたったの580万円でしたが、今回ようやく4,000万積んでいただきました。ありがたいことです。そのペースでぜひ積んでいっていただきたいと思いますが、統合議論は当然すべきことであって、ちょっとこの在り方検討などという言い方自体が生ぬるいと思うんですけども、その点いかがでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 教育委員会の立場としてお答えしますが、少子化を迎えてどのような教育をしていくのか、統合ということについてはタブーではないというように、議論の中で盛り込んでいくことはタブーではないと思っておりますが、教育委員会としては、少子化の中でどのような教育をしていくかという基本方針があって、それにはどのような施設が適正かというものがある、それを総合教育会議の中で施設を設置する村と折り合いをつけていくという部分だと思っておりますので、今、そここのところの、じゃ少子化で2校存続にするのか、あるいは統合してもう少し魅力的な教育ができるのかというところを探っているというところなんです。

決して教育委員会としては、財政的に苦しいからまとめるというようなことは、教育委員会としては考えてはいけないというように思っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） そこはどこの市町村も一緒なんです。一緒なんですけれども、大町市は非常にスピーディーにそこをやっているわけです。統合ということを前提にしてやっているわけです。これは結構、大町市のことは大糸タイムスなんかにも報道されておりますので、それぞれ我々も知っているところですけども。

教育長に質問をしますが、白馬村と大町市のこのスピード感の違いは何でしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 違いは、村としては、先ほど議員からもお話しありましたけどコミュニティ、コミュニティを一応今のところ重視をしております。

白馬村として本当に統合がいいのかどうか、そこを私個人としてじっくりやっていきたい、このような考えもありまして、議員言われるようにスピード感は落ちているということでもあります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） それも一つの考え方だとは思いますが。

一方で、新図書館のことについて、これも非常に大事なことになってきているわけですが、小学校の位置と新図書館の位置は密接に関係しております。

それと、これまた建設課でやっている立地適正化計画、完成しました。その中では、この白馬町エリアといいますか、駅からこの役場にかけて、ここを都市機能誘導区域と決めました。したがって、こここの辺に造る以外にないんじゃないですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。新図書館という意味でよろしいんですね。

第11番（丸山勇太郎君） いや、小学校。

副村長（横山秋一君） 小学校は、統合ありきと私は考えておりませんので、そのお答えについては保留させていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 4番目のB&G体育館の雨漏りについてお聞きします。

昨年度7,000万もかけた改修工事を終わった。ところがすぐに雨漏りが発覚しました。これ、ただオリンピック前にも雨漏りしていたんですね。

これは調べればわかったはずなんですけども、実は改修工事を終わった後、雨漏りしているということについては、議会には報告はある前に私が爆弾発言で、雨漏りしていると聞いたけども一体どうなっているんだというふうに聞きましたが、私が言わなければ黙っているつもりだったのか、それともちゃんと報告するつもりだったのか。

それと、責任問題は怎么样了のか、その雨漏りに対する。まさに改修工事は終わったばかりでしたので、私は設計業者、あるいは施工業者の瑕疵担保責任があるんじゃないかというふうにそのとき発言しました。もしそれがなければ、行政の責任になるのかどうか、その辺の責任問題は怎么样了かお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。生涯学習スポーツ課長、松沢課長。

生涯学習スポーツ課長（松沢宏和君） B&G体育館の雨漏りに関するご質問ですが、お答えさせていただきます。

以前、雨漏りがあってというご発言でありますけれども、今回大規模改修をやる中では雨漏りはしていないと、そういう認識で工事をしておりました。

結露の問題がありましたけれども、その結露の解決をすべく今回大規模な改修工事をやりまして、結果として雨漏りが屋根を、天井を剥ぐ中で発見をし、実際冬の雨漏りといいますか、水漏れが結果としてあったわけですが、当初の計画の中ではそういったものはないということで工事のほうを進めておりました。

それで、その責任問題でありますけれども、施工、行政、それから、設計ということでもありますけれども、当初の計画、仕様の中に屋根の部分は入っていないということでありまして、当然瑕疵担保というものは生じないという認識でございます。

昨年、民法改正によりまして、瑕疵担保という表現は現在、契約不適合責任というふうに改正さ

れているということでありますけれども、その瑕疵担保、契約不適合責任はないという考えでございます。

実際、ご質問にあった今年の改修をどうするのかということでありますけれども、冬の間試験的に、効果があるかどうかを試験的に屋根のほうに行ないまして、水漏れのシートというのを北側のところに一部施工してあります。冬の間その効果を見たわけですが、効果が有りというふうに判断しまして、今年度、その冬が来る前に残りの施工をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） そもそも結露という認識が、結露ではなかったのではないのかということです。雨漏りだったんじゃないですか、結露ではなくて。

それと、どうするのかという部分ですけども、防水保護シート、テープを貼った状態、写真も頂いていますけども、テープを貼った状態。これが本格的な工事なわけですか、修繕工事なのですか。

私は、これは、見る限りは仮止めといいますか、仮の雨漏り止めのようにしか見えませんが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松沢生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松沢宏和君） お示しいただきました写真、試験的に行なったものでありますけれども、しっかりと効果があったということで、その防水シートを貼ることが完成形ということであります。実際、試験的に行なったもので十分な効果があったという認識であります。

万が一、次の冬に漏るようなことがあれば、現在のところ、面積的といいますか、長さ的には1メートルぐらいを覆ってあるものなんですけれども、可能性とすると、さらに上の上部のところでも水漏れが発生する可能性もあるのかもしれないけれども、また冬、様子を見る中で万が一にもまた水漏れがあれば、追加で対応をしていくということになるかと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） そこをもう少し聞きたいとこですけども、時間がありませんので、また全協等で聞きたいというふうに思っております。

では、次の質問に入ります。土地開発公社の活用についてです。

公共事業用地を先行取得するためにある白馬村土地開発公社、以下、公社と言いますが、は、近年ほとんど何もしていません。今後この組織をどうしていくのか、維持していくならば事業を行なうべきと考えます。そこで、次を伺います。

1番、この20年間で公社を使った事業の全てと、最後に公社を使ったのはいつの何の事業か伺います。

2番、図書館用地、子育て支援施設用地の公社を使った用地先行取得の考えを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 土地開発公社の活用について、2項目の質問をいただいておりますのでお答えをいたしますが、白馬村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、白馬村の秩序ある整備と村民福祉の増進に寄与することを目的に、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき昭和50年の12月の9日に設立をされました。

最初に、この20年間の土地開発公社事業であります。平成13年の6月18日の契約の白馬南小駐車場用地取得、平成14年1月4日の契約の村道2238号線用地取得、平成15年10月18日の契約の除雪基地用地取得、平成16年の5月の25日契約の青鬼地区の駐車場用地の取得、平成17年の10月の26日契約の村道2110号線の用地の取得、そして、最後に実施をした事業が、平成17年の11月の1日契約の北城地区統合保育園の用地の取得であります。

この20年間の事業数は6事業であり、最後の事業から16年近く経過をしております。

次に、図書館用地、子育て施設用地の公社を使った用地先行取得の考えについてであります。図書館用地、子育て支援施設用地ともに先行取得について実施をする可能性はあるというふうに考えております。

予算上では、他の物品購入等に比べ高額になる用地取得について、その必要性が生じたときには、予算化をし、議決を経て、取得価格の妥当性や取得方法の透明性を丁寧に説明することが必要であります。

その一方で、全国的に土地価格は下落の傾向が続いているものの、白馬村の状況は少し異なり、多くの売買事例から地価が高騰している地区も見受けられます。コロナ禍でこの傾向が継続するか不透明ではありますが、ご質問にありますように、今後数年のうちに図書館用地、子育て支援施設用地の取得をする可能性がある以上、土地開発公社による土地先行取得という枠組みが生かせることもあるからであります。

以上、2点目の答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 今の答弁では、一番最後に行なったのは平成17年のしろま保育園の用地、それから16年経つということですが、それから以降事業をやっていないわけですから、したがって、だんだんと預金が目減りしていくと思うんです、事業をやっていないなら。

そこで、鈴木総務課長補佐に質問をしますが、毎年度発生する法人税の均等割、これ7万1,000円ずつ払っておりますが、この支払いで今預金を食っている状態です。あと何年で食い尽くしますか。

議長（太田伸子君） 鈴木総務課長補佐兼総務係長。

総務課長補佐兼総務係長（鈴木広章君） お答えします。

令和2年度末の決算で、現金の残高は54万6,000円でございます。ですので、単純計算しますと7年、8年もたないというところでございます。ただ、資本金はほかに300万円ございます

が、現金についてはそういった状況になっております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 確かに5月の臨時議会のときに頂きましたこの白馬村土地開発公社の財政状況を見ますと、預金が、今、普通預金が2万3,900円、定期預金で54万6,000円、ちょうど8年で食い潰す形になります。食い尽くしてしまえば、基本財産の300万円に手をつけるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 確かに以前、監査の折にもその現金化したものが食い尽くされるころまでにはやはり在り方、今後、土地開発公社をどうするかという考えは、方針は出さなきゃいけないという認識は持っております。

議員おっしゃるとおり、ずっと機能しない、やらない公社であるならば解散も視野に入れなきゃいけないと思っています。ただ、今、箱物の候補がある以上、まだ今のところは解散するつもりはないという意味での答弁でございました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 私は、土地開発公社は解散してもらいたいということを質問しているわけではなくて、むしろ仕事をしてもらいたいということで質問をしているわけです。組織を維持するには稼がなければならぬわけですので、稼ぐということは事業をやるということですから。

したがって、さっき質問をし、村長も答弁をしましたところの図書館用地、あるいは子育て支援施設用地を是非、土地開発公社を使って用地の先行取得をしていただきたいと思っております。

私、わざと図書館用地と子育て支援施設用地と分けて言っているのは、1期目の終わりのあたりから我々議会の中では複数の議員が実は考えを持っているんですけども、複合施設じゃなくて、喫緊の課題となっている子育て支援施設のほうを先行してやってもいいんじゃないかと、要するに分けてやってもいいんじゃないかというふうに思っております。私もその一人です。

そういった意味で、改めて図書館複合施設については、駅案が無くなって、子育て支援ルーム、旧中部保育園の場所を使つての再度の計画練り直しということになっておりますが、その基本線、複合施設という基本線を崩す考えはありませんか。特に村長にこれはお聞きしたいんですが。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 図書館用地と子育て支援施設を分離したらどうかという意見が議員の中から過去にも提案されたことは理解をしているわけでありまして。

今のところ、私としては複合施設ということで今まで取り組んできておりますので、そういったことを踏襲してまいりたいというふうに思っておりますが、しかし、今刻々といろいろな事情が変わってきている状況の中で、そこら辺の勘案をしながら対応をしてまいりたいというふうに思っ

ておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） これ、3月議会で副村長にたしか質問をしているんですけども、複合施設にするメリットって何ですかって改めて聞いたんです。そのときに有利な補助金とか交付金がそもそもあるんですかって聞いたときに、はっきりお答えがなかったんです。

改めて複合施設にする意味という有利な点ということ、あるのかないのかということ、今お答えできないかもしれませんが、あるのかどうか、ちょっと聞かしていただきたいんですけど。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、一般論として私のほうからお答えをさせていただきます。

施設の統合につきましては、先ほどの公共施設等の再編整備計画との関連もありますけども、まず、施設数を減らすというメリットと、統合することにより、さらに面積を減らすということで、有利な財政措置等が受けられるというところでは一つの要素かとは思いますが。

これは、ただ一般論でありますので、じゃ具体的にどの事業を活用して、それがメリットになるのかということについては、仕切り直すということでもありますので、現時点ではお答えできないということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） いずれにしても、図書館か図書館複合施設かはともかくとして、現子育て支援ルームの場所でやるとしても、村有地だけではいずれにしても足りないんで、どうしても西側農地を取得する必要があります。これを、ぜひ土地開発公社を使って先行取得して概略設計だけはしていくと、それで村民から意見を聞く場を設け、またそれを修正していくと、そういう手法がいいと思うんです。

これは、松川村のすずの音ホール、すずの音ホールの図書館、複合施設、あの時にはそういう手法を取っているようです。ある時点では設計士を入れながら村民の皆さんの意見を反映して、また、その設計士との意見とのすり合わせの中で設計を見直していくと、そういうことを繰り返して、すぐには無理だけれども、図書館建設に対する村民の夢をつなぐべきと思いますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 私のほうからは、土地開発公社を活用した用地の取得という点について先にさせていただきたいと思います。

まず、公拡法に伴う土地開発公社での取得というのは、やはり、先行取得のメリットとしては、この土地開発公社の変遷上、いわゆる先に買う先行取得によって、地価の上昇を抑えることができるというのは一つの要素であります。

では、今の状況はというと、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、場所によっては上がっているところもありますが、平場のところでいくと若干とは言いながら減少傾向ということがありません。

そこで土地開発公社が取得するか否かというのは、実施のタイミング、確かに先行取得をして計画を立てるという方法もちろんあるかと思いますが、実施年度をどこら辺に置くのか、そのタイミングとして見るのであれば、先行取得として活用するということも考えられるとは思いますが、その実施年度との開きというのもひとつ視野に入れなければいけないというふうには考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 平林教育長。

教育長（平林豊君） 議員さん言われるのは一つだと思います。ですが、一応所有者の考えもありますので、今のところはっきりした返事は申し上げられません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 所有者の考えって、土地所有者の考えということですか。それを聞いていますか。

議長（太田伸子君） 平林教育長。

教育長（平林豊君） お話しはさせていただいています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 私も話を聞いていますが、協力するって言っていますよ、すぐ上の地主は。そのまた上の地主は1人ですので、今、それこそ総務課長の言うとおりに、いつやるかということにもよりますけども、あれ、あそこの子育て支援ルームのすぐ横を見たらえればわかるように住宅地化しているわけです。

どんどん宅地化していく、その対象になっていく可能性があるんで、先行取得する意味合いというのは非常に大きいと思いますけども、それで、地権者は2人か3人なんです。積極的に当たってくださいよ。公社を使ってください。どなたか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 公社のことはあれですけども、一応、用地の関係は交渉してみたいと思います。一旦、一応お話しはさせていただいているんですけども、最終的にどういう形になるか、オーケーが出れば当然取得はできますし、その考えがあるもので、そのところを交渉をさせていただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） いや、ぜひ積極的に交渉に臨んでいただいて、それである程度いい返事が聞けたならば、公社を使った先行取得という方向性にかじを切っていただきたいと思っております。

また、子育て施設についても、複合化するのか、単独にするのかということは、もっと大きな、確かに村長の考えとかによるのかもしれませんが、子育て支援課長としては、そこら辺のところはどう思っているのか、前期の終わりで、先ほども言いましたように、我々複数の議員が図書館と切り離して単独で建て直すべきとの意見を出しておりますけども、子育て支援課長としてはどう思っているかお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 担当課といたしましては、確かに今の子育て支援ルームが老朽化していると、これを何とか早期に解決しないといけないという問題がございます。

あともう1点、複合施設については、基本計画で出しておき、そこに子育ての施設を入れていくということは変わっておりません。

ただ、先ほど村長の答弁のとおり、複合施設の状況です。それがいつ着手できるのか、方向性が出るのかによって、支援課としても支援ルームの機能をどこに、今の施設に置いたままでいけるのかどうかというところは現在検討をしております、それについても同時並行で今進めているような状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ここ二、三年といいますか、下川村長誕生してから7年ですけども、6年9か月ですか。その下川村長1期目の頃は、確かに複合施設ということのメリットと、要するに村長任期終わりぐらいに建て替えができるならば、複合施設、子育て支援ルームとの複合施設、それは非常に意味のあることだったと思いますが、ちょっと無理な状況になってきていることはみんなわかっている状況です。

したがって、さっき言ったように図書館複合施設の基本構想、基本計画とやってきて、ワークショップもやってきました。そういうことで期待している村民もいますので、夢をつなぐために用地だけは買っておいたらどうか、概略設計してみんなで話し合いをすればどうかということを提案しているわけですが。

一方で、喫緊性ということから言えば、今、子育て支援課長が言ったように、ここ数年のうちにできないとするならば、いよいよ待たなくなってきているのは子育て支援ルームです。図書館は待てるんです、そういう意味では。

したがって、これは複合施設という基本方針は、私は見直してもいいんじゃないかと、それで、やはり公社を使って、今のしろま保育園の北の林のあたりを先行取得して、あそこは行けずの林になっているわけです、しろま保育園ができたことによって。去年、駐車場用地も買いましたよね。そんなところも利用できるのかもしれませんが、考え方を切り離してもいいんじゃないかと、今そういう時期が来ているんじゃないかと思いますが、再度お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員の意見、一応、私のほうで受け止めておきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） ぜひ、単なる検討ではなくて、前向きな検討をお願いして、質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

第4番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。4番加藤ソフィー議員。

第4番（加藤ソフィー君） 4番、加藤ソフィーの一般質問を始めていきたいと思います。

有機農業についてです。

近年、白馬村でも記録的な暖冬を経験したりと、気候変動というものを身にしみて体感するということが多くなってきました。この気候変動の大きな原因となっていると言われておりますのが人間活動によって排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスと言われるものです。

温室効果ガスの話をするときどうしてもエネルギーや運搬の分野のことを考えることが多いように思いますが、農業や食の分野でもたくさんの温室効果ガスを排出しています。

世界的に気候変動や温暖化への対策が急がれる中、農林水産省は今年、みどりの食料システム戦略というものを発表しました。その内容の中には、有機農業を2050年までに現在の40倍に当たる100万ヘクタールにまで拡大する目標を示しています。また、長野県でも第3期長野県有機農業推進計画を定め、有機農業の拡大へ向けて取り組んでいるところです。

気候非常事態宣言やゼロカーボンシティ宣言を出した白馬村として、自然環境や生物多様性を守るために、環境に優しいとされる有機農業への取組状況や考えについて伺います。

1、現時点で把握している農家数及び耕作面積と、そのうちの有機農家の数及び耕作面積を伺います。

2、令和2年3月の一般質問において、「有機農業を推進していく」という答弁がありましたが、その後の進捗状況について伺います。

3、世界水準のリゾートを理念として掲げていますが、観光の中の食という分野から見て、有機農業などの環境保全型農業やオーガニック食材の推進に対する考えを伺います。

4、これからこの白馬村の農業がどうなっていくべきであるか、次世代にどのような農業を残していきたいのか、具体的な目標を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から有機農業について4項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の現時点で把握している農家数及び耕作面積と、そのうちの有機農家の数及び耕作面積についてですが、村内の農家数は、販売農家167戸、自給的農家271戸、計438戸であります。

耕作面積は564ヘクタールで、このうちの有機農家数ですが、有機のJAS認証を受けている農家は1者のみで、耕作面積は水田約11アール、園芸作物約1.2ヘクタールであります。また、持続性の高い農業生産方式を採用している農業従事者、通称エコファーマーは過去には8者いましたが、現在は1者のみで水田32.4ヘクタールです。

信州の環境にやさしい農産物認証、これは慣行肥料・農薬を50%削減した方法で生産された農産物を認証する制度ですが、この認証を受けている農家は7者で、水田約54.8ヘクタール、園芸作物約2.3ヘクタールです。この認証は、一般的には認証制度としての認知度は高く、販売上の売りにもなることから申請者は微増をしております。

その他として、青年等就農計画認定を受けている新規就農者で、有機農業に取り組んでいる農家は3者おり、うち1者は有機JAS認証を目指しております。

また、2点目の過去の一般質問において「有機農業を推進していく」という答弁のその後の進捗状況はとの質問ですが、当時の答弁を思い返しますと、「軽々に推進とは言えない部分もあるが、長野県の有機農業推進プラットフォームへ村の農業者に参加いただき交流をすること、長野県有機農業推進計画の考え方にに基づき、白馬の農業の一つとして位置づけをし、推進していく」旨の答弁をしたと記憶しています。

農業は多面的機能を有しており、村は慣行農法・有機農法の区別なく推進をしていますが、まず、ハード面の支援・推進として、農業機械の補助があります。担当課である農政課では、様々な農家の方々と話をしておりますが、慣行農業でも有機農業でも農業をなりわいと位置づけるのであれば、農業機械購入が大きな経費となります。

先ほどの答弁の青年等就農計画認定者は、青年就農給付金の交付を受けることができるとともに、村農業機械導入補助金の対象にもなります。

ソフト面の支援・推進としては、特に有機農法に関する営農指導は、まだまだこれからだと認識しており、これまで踏まえて本年4月より、長年、京都府で農業改良普及センター技師として従事をした者を集落支援員として雇用をいたしました。

また、5月28日に開催をされました第1回長野県有機農業推進プラットフォーム勉強会に職員が参加をし、知見を深めるなど、少しずつではありますが有機栽培を希望する農業者への支援と推進を進めていきたいというふうに考えております。

加藤ソフィー議員におかれては、オーガニックマーケットを主催するなど先進的な取組をされ、同僚議員であります津滝議員におかれましては有機JASの先駆者であり、また太谷議員におかれ

ましては長年、有機野菜を栽培し、ご自身が経営するお宿で提供しているというふうに向っています。

今後、先進的に取り組んでおられる議員各位のお知恵も拝借をしながら、販路拡大、ネットワーク構築及び付加価値の農産物としての適正価格の啓発など、2050年に向け国県と歩調を合わせ、村の農業の底上げができればと考えております。

3点目の観光の中の食という分野から見た有機農業などの環境保全型農業やオーガニック食材の推進に対する考えについてであります。村内には多くの宿泊施設があります。

先ほども答弁をいたしました。ご自分で有機野菜を栽培し、ご自身が経営するホテルで提供している方もいらっしゃいます。このような方々と意見交換をする中でネットワークを構築し、村内施設で有機作物を提供することができれば、健康や環境に優しいリゾート地として差別化が図れるものと考えますが、有機農産物であることの担保をどうするかが課題であると認識をしております。

また、これまで特産品開発という観点から農産物や加工品といったものを開発することに目が向いていましたが、有機農業や環境保全型農業といった農業の仕方、つまり環境コストや社会コストを考えた持続可能な農業を実施をしているという姿勢が、世界水準を意識をしたとき地域の価値になり得る可能性も秘めているというふうを考えます。

最後に、これからのこの白馬村の農業がどうなっていくべきであるか、次世代にどのような農業を残していきたいのか、具体的な目標についてであります。昨今、白馬村の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化と後継者不足、農地は未整備地帯が多く、農業の集積化・集約化がしづらいつという課題に直面をしております。これは全国的な傾向であると認識をしておりますが、白馬村第5次総合計画の後期基本計画では、農地と森を守り地産を活かす村づくりを挙げております。

これらの取組の全ては申し上げますが、農業施設の維持管理、圃場整備の推進、認定農業者への支援、就農体験の機会づくりなどを掲げており、その一つとして長野県発注による圃場整備事業が令和元年より深空地区を中心に進められており、令和5年度には40.8ヘクタールの圃場整備が完了の予定であります。

圃場整備事業につきましては、新田・森上地区においても約52ヘクタールの計画があり、今後、地元地権者、関係者のご理解とご協力を得ながら、農業の基盤整備を推進をしまいたいと考えております。

圃場整備事業を進めてはいるものの、主食用米の需要は全国的にも減少傾向にあります。このような状況下、野菜や果樹等の高収益作物への転換も重要な位置づけとしており、白馬の気候に合った作物の選定を農業者、担い手、専門的技術者の意見を交えながら検討をしているところであります。

これは大きな農業の目指すべき姿、目標であると認識をしておりますが、その一方で小さな農業

としては、農業を体験していただく場の提供として、地場産推進会のご協力を得ながら、ふれあい農場等を開講しております。食育の観点からも農業に理解と興味を持ってもらい、農業後継者の育成につながるよう取り組んでまいりたいと考えます。

また、農林水産省が示したみどりの食糧システム戦略については、令和3年5月に策定をされ、まだ詳細については把握し切れてはおりませんが、環境負荷軽減のための技術改革を推進する2050年に向けた戦略であるというふうに認識をしています。

この戦略では有機農業について、今後において除草管理や病害虫対策の技術革新が進むものと思われませんが、取組面積を25%増という目標が挙げられております。

先ほどの新たな圃場整備箇所を例に計算しますと、村内に100ヘクタール近い整備面積に対して、そのうちの25ヘクタールで有機農業に取り組むという目標数値になります。加えて今年度より取り組む犬川の小水力発電事業をきっかけに、農業部門の環境負荷軽減に貢献できればというふうに考えているところであります。

加藤議員の有機農業についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 私は有機農業を推進することを主な公約に掲げて村民の皆様からの票をいただき、今ここにおります。この結果を受けて、少なくとも一定の村民の中には有機農業や環境保全型農業、食の問題に関心があるというふうに捉えております。

また、今なぜこんなにも有機農業が注目されているかと言いますと、冒頭にも述べましたように環境保全の観点はもちろんなのですが、このコロナ禍において観光業というものは特に大きな打撃を受けているわけでありまして、今まで予想もしなかったパンデミックや大規模災害ということは今後もっと増えていく可能性が指摘されています。

何が起こるか分からないこの時代に、今までのように外から入ってくる資源やお金を当てにするのではなく、ある程度はこの地域内で循環させていく自立した食糧生産を確立することが重要です。有機農家を増やすということは、外から持ち込む農薬や肥料に頼らず、自立した食糧生産を確立していくことが可能になってきます。予想もできないような出来事が起こって流通がストップしてしまったというときに、村が農作物を作れないという事態にならないような村の危機管理対策としてもすごく重要になってくるかと思っております。

長野県の有機農業推進計画の定める目標の中で、有機農業の推進体制を整えている市町村を増やすということが目標の一つとして掲げられていますが、確認したところ、白馬村は既にその中に数えられているということでした。本村が有機農業の推進体制が整っている市町村であるということについての認識を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

今議員の質問のとおり、白馬村は一応整っているというようなことで出ております。これは県のほうから調査が来まして、例えば窓口には有機農家の方がいらっしゃったときに相談を受けますか、受けませんかというような調査が来たというふうに以前来たというふうに伺っておりまして、それで当然相談は受けますというようなことでお答えしたということでもあります。

先ほど村長の答弁にもありましたが、村は慣行農法とあと有機農法の区別なく進めていきたいと思っておりますので、有機農法につきましてはまだまだ支援というのが足りないかなというふうに思っておりますが、これからそういう推進している皆様と協力しながら、もう少し進めていければいいかなと思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 窓口には有機農家になりたいという人がいらしたときに相談を受けるということですが、具体的にはどのような相談を受けて、どのような形で有機農家になるということを促しているのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

まず有機農法に関して、まだご相談というかそれほど多くなくて、以前1つありましたのが先ほどありました新規就農者の方で、青年就農給付金、就農計画の認定を受けたいということでありました。その方は有機農法で取り組みたいということで、現在JAS認定を目指して頑張っていられっしゃるということで、その方の相談を受けたということではあります。

ほかにも青年就農給付金を受ける中で、有機農法に取り組んでいる方というのはあと数名いらしゃいますので、そういうところで相談に乗っているというような状況であります。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 先ほど村長の答弁で3者が有機農法に今取り組んでいるということがありましたが、そちらは実際に今どのような形で有機JASを取っていないにしてもエコファーマーであったり認証を受けているのかとか、あとどのようなところに卸しているかというのは情報がありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

まずは販路というかなんですけど、直売所ですとかあとは加藤議員さんやっているマーケットですとか、そういうところに出しているというふうに伺っております。

有機に関しては量が慣行農法に比べて多くないものですから、どうしても直売所的なところが主なものとなっております、ほかには村内のホテル等々にも出しているということも伺っておりま

す。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 先ほど村長の答弁の中で、本村の農地100ヘクタール余りのうち25ヘクタールが25%に当たるということでありましたが、その数字というのは実際にこれから目標として掲げていきたいと思っておりますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

先ほどありましたのは、これから新たに圃場整備が約100ヘクタールほどできるということがあります。それに対して国のみどりの食料システム戦略の25%でいきますと、25ヘクタールほどになるということですが、国の目標ですので当然村もそれに従ってやっていくというのが大きな流れになりまして、それにはどうしても技術革新がなければできませんので、除草管理ですとか病害虫対策という技術革新が進んでくるという前提で25ヘクタールという目標を掲げていければいいかなと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 実際に目標値を定めていただけたということで、とてもいいかなと思っております。

先ほど職員が長野県で行なっている勉強会に参加したとの答弁がありましたが、今後、本村の農家と一緒に勉強会を行なうのですとか、そういった予定はございますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

農家の皆様と勉強会はしていきたいと思っております。ほかにも環境の国の直払いですとかそういうものもありますので、どうしたらそういうのが受け取れるようになるかというのも勉強会を開けていければいいかなと思っております。

以上であります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 有機農業だけではなく農業全般に言えることなのですが、販路開拓、販路の確保というものは新規参入農家にとっての悩みの種であるようです。どうしても外に向けて売り出していきがちなんですけれども、この村に住む8,000人から9,000人余りの人たちも、もちろん毎日二、三食の食事をするわけであり、まずは村民の皆さんが白馬村内の農作物を積極的に消費していくことが必要かと思っております。

そこでまずは公共調達の場合である給食で仕入れ、白馬村の子供たちに食べてもらうというのが子

供たちの健全な食事を支えることや食育にもつながります。仮に有機農産物の十分な収穫量が確保できるようになったとして、販路として積極的に給食にて有機農産物を使用していくということに関してはどうお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 仮にというお話でありますので、こちらも仮にということで答弁させていただきますが、給食に安全、安心な地元産を使うということはやぶさかではございません。

今のところその給食も安全性ですとか、あと時間が限られている中の調理ということがありますので、一番のネックになっているのは製品の規格ですとか数量の安定、ここが一番のネックになっております。そこら辺のところ解決されるのであれば、給食として採用していくのはよろしいのかなと、仮の話です。

ですので、給食の食材というのは非常にハードルが高いものですから、そこを目指すのは目標ではありますけれども、私個人としては、一般流通から数を増やしていったって、規格が安定してきて給食に入ってくるのがよろしいかなというように思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 地元で消費し、その評価を獲得した上で余剰分を村外、地域外に向けて売り込んでいくということで、かなりのブランド力につながりますし、先ほど答弁でも出ていましたけれども、無理に特産品開発というものをしなくとも普段住民が日常的に口にしている食文化というものに来村者は一番魅力を感じるはずですよ。

その点で、普段から自然の中で遊んだり暮らしたりして自然に対する愛の強い村民のこのライフスタイルを表す上でも、環境に優しい方法で育てられた白馬産有機農産物というものはかなりの価値が見出せるはずだと私も思っております。

白馬産米のブランド化に有機という方針を加えてみてはいかがかと思いますが、見解を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

非常にいいことだと思っております。先ほど来申しておりますように、これからどういうふうになれば取組をもう少しやっつけていけるかというのは、本当に取り組んでいる皆さんと共に考えていきたいと思っております。その中で新しいブランドということで付加価値がつけば非常にいいことだと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第4番（加藤ソフィー君） 加藤です。

議長（太田伸子君） ごめんなさい、失礼しました。加藤議員。大変失礼いたしました。

第4番（加藤ソフィー君） 先ほど観光から見てどうなのかということで答弁いただきまして、やはり世界水準といったときに、やはり日本の農業の規制というものはかなり緩いです。世界的に見ても日本の食はもはや安全と言えなくなっているというのが現状です。

観光客が戻るのは2025年頃だというふうに言われていますが、そこに向けて白馬村の食の質を高める準備段階だと捉え、今から真剣に取り組んでいかなければなりません。訪れた人々、誰もが安心して食事ができる環境づくり、そういうものが滞在満足度を高める上でも重要です。

ここで観光と食と農という部分で連携を取ることが求められますが、今現在で観光と食と農という部分でどんなことに連携を取って取り組んでおられますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 初めは観光課からお話させていただきます。

1番は広域的な取組として、今年からハクババレーツーリズムというところでガストロノミーツーリズム、その実現に向けて食と食文化をテーマにした観光を推進していきましょうというような取組が始まりました。そのあたりで観光と農業ではないですけど、食というものを結びつけて一つの資源として磨きをかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） それでは農政課のほうからですが、かつては役場でも観光農政課という観光と農政が一緒になった課もありまして、それはやっぱり白馬は山と農業から始まったということで、それを観光に結びつけていこうというような当時の理事者の思いがあったと思いますが、そういったところは私も基本だと思っておりますので、やはり来ていただいたお客様においしくて安全なものを食べていただくというようなのが観光に結びついていくのではないかと考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 今観光と食でガストロノミーツーリズムというのを立ち上げたということで、そこにぜひ農業というものも一緒になって考えていってほしいなと思います。

あと、村長の答弁でふれあい農場というものがあるということで答弁いただきましたが、その運営ですとか、どのように使われているかということをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） ふれあい農場ですが、今、村内に地場産推進会という集まりがありまして、その方たちを中心に、親子の方とかあと農業に取り組みたいなという方への農園ということで取り組まさせていただいております。

ただ、最近コロナ等のこともありまして参加者が少なめになってきていることもありますし、今最近のお子さんは習い事をすごくやっているということで、そういうこともあって少し減少気味と

いうことで、それをどうにかしたいということで今地場産の方たちと取り組んでいるところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） その地場産推進委員会ですか、そのことについて、どんなことをしているのかということをお聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） お答えします。

取組ですが、地産地消活動の推進ですとか、あと御自分の農園で作っている農作物を給食に提供したりですとか、あとは直売所に出したりですとか、そういうような取組をしています。

ただ、高齢化が進んでおりまして、なかなか組織も今どうしようかというようなことも言われておりますので、ぜひ若い皆さんに参加していただければありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 私も5年ほど白馬村にいて、農業に関心があって住んでいましたが、そのような情報が一切入ってこなかったのもうちょっと若い人に情報が届くようにしていただきたいなと思います。

食というのは農業だけでなく、観光教育、健康福祉などほとんど全ての分野に関わってくるとても重要な分野であり、私たちの命の源です。持続可能で再生型な社会に向けて、地域の中で循環する経済システムの中に食の産業というものを入れ込んでいき、村全体で真剣に考える流れを一緒につくっていったらと思っています。

以上で一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので第4番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時43分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

1番増井春美議員の一般質問を許します。1番増井春美議員。

第1番（増井春美君） 1番増井春美です。私は平成20年度区長を経験したときに、北アルプスエコパークの開設に備えての準備段階でございました。ごみ出しは、その頃大変ひどい状況で、白馬村ルール、これは具体的には指定ごみ袋にフルネームを書くというようなことがありまして、私の地区である白馬町は集積所はパンク状態で、大変苦労して全部搬出したという記憶がございます。

そういうこともありまして、私はごみ処理に対する考え方が非常に思いが深いものがございます。

そして、平成27年度、6年前になりますけれども、そういう状況で、3年前と平成30年度3月議会におきまして、同僚議員がごみの問題について質問いたしました。そのときは、ごみ出しガイドブックを全戸配布ということで、矢口課長いらっしゃいますけれども、そのときに全戸配布というのは4分の3と、そのほかのアパート等には届いていないというようなことがございまして、3年後、今全てのアパート等配布されているということで、随分改善したもんだなというふうに思います。

今日はテレビも入っておりますし、こういうごみ問題でありますので、具体的に分かりやすくご説明を頂ければというふうに思います。

それでは、始めさせていただきます。

私は、本日、ごみ処理の現状と今後の方向性についての質問を通告しております。ごみ処理は、日常生活を送る上で欠かせません。まず、ごみ処理の基本になっている法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、私がこの要旨で協力義務、努力義務ということを書いておりますが、ちょっと分かりにくいと思いますので、法律を少し述べさせていただきます。

廃棄物処理法第2条3、国民は、村民ですけれども、廃棄物の減量その他その処理に関し、国及び地方団体の施策に協力しなければならないと、協力義務。国民は協力義務があるということでございます。

第4条第1項によりますと、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努力しなければならないと、努力義務ということでございます。

私は、委託業者、カザマさんですけれども、そのパッカー車に同乗いたしまして、5月の4日間、現地視察と聞き込み、聞き取りですけれども、をいたしました。そこで見えてきた課題についてお伺いをしたいと思います。

1番、白馬村のごみ集積所の現状をどう思われているか。

4点ほど申します。現状を把握した結果でございます。

1つ、地区集積所のごみ出しルール、日時ですけれども、2地区を除いて守られていない。これは、2地区というのは、異論はあるかもしれませんが。これは聞き取りですので、白馬町区と深空区、この以外は守られていないという、業者さんは言っているんですけども、異論はあると思います。

2番目、地区集積所に事業系のリサイクル物、特に汚れた瓶が出されることが多い。

3つ目、小規模ステーションで除雪がされていないところが多く、月に五、六袋、少ないということを行っているんですけども、利用、収集するところもあると。

4つ目、地区集積所では分別されていないごみが多く、地区の衛生委員、委託業者の大きな負担になっているということでございます。

続きます。2番目、行政からの地区衛生委員への支援は適切と思うか。

3番目、ごみ出しが困難な高齢者などへの支援の考えはあるか。

4番目、小規模ステーションが増加し収集経費がばかにならないと思うが限度はあるのか。

5番目、白馬リサイクルセンターの利用を増やす対策はあるのか。

6番目、子供へのごみ分別の啓発、教育はされているのか。

以上でございます。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 増井議員からごみ処理の現状についての質問を提案されておりますので、順次答弁をさせていただきます。

ごみ処理の現状と方向性についてということで。

白馬村が委託をしている一般廃棄物処理・運搬許可業者の協力を得て、事前に村内の地区集積所を視察をし、その状況を見て、収集業務に当たる作業員からの状況もお聞きをした中で、ごみ処理の現状と今後の方向性について、6つのご質問を頂いております。

最初に、地区集積場のごみ出しのルールは2地区を除いて守られていないということですが、まずは地区役員や環境衛生委員の皆様には、日頃からごみ集積場の適切な維持管理と運営にご理解とご協力を頂いておりますことに感謝を申し上げます。

ごみの地区集積場の現在の設置数ですが、白馬村30の行政区のうち、1行政区を除く29の行政区に地区集積場53か所・小規模ステーション25か所の合計で78か所に設置をされております。

ごみの分別、収集の広報につきましては、毎年作成をしておりますごみ・リサイクル物の分け方・出し方ガイドブックによりまして、地区集積場及び小規模ステーションに搬入をすることができる燃えるごみ・燃えないごみ・リサイクル物の分類と収集日を明示し、また集積場にもごみの分別を表示した掲示板を設置をし、さらに収集日の前日には防災行政無線によりまして、搬入できるごみの種類と集積場に搬入できる時間を広報しておりますが、なかなか守られていないというのが現状であります。

その主な要因といたしましては、収集指定日のごみの搬入に合わせて指定日以外のごみを一緒に搬入をしてしまうケース、ごみの分別に迷ってしまうケース、例としましては、金属が縁取りされている耐熱ガラスの蓋はガラス・陶磁器くずになるなど、搬出者のモラルのほかにも分類を迷ってしまう製品があることが考えられます。そのため、地区集積場の適正な維持管理の手法として、行政区によっては地区集積場の入り口に鍵や防犯カメラを設置をするといった自衛手段を講じ、また分別が正しくない方への指導を行なっていただいているところでもあります。

いずれにしても、ごみの出し方、分別の徹底が図られていないということになりますので、広報や地区の集積場での分別講習会の開催などにより指導をしてまいります。

次に、集積場に事業系のリサイクル物が出されることが多いとのことですが、事業系のごみやリサイクル物は、自己による広域連合施設への搬入のほか、許可業者への収集委託による処理が原則でありますので、燃えるごみ、燃えないごみを受け入れるリサイクルセンターへの搬入といったことも情報提供してまいります。

次に、小規模ステーションで除雪がなされていないところが多く、月に五、六袋を収集するところもあるとのことですが、小規模ステーションの設置の条件として、6戸以上10戸から15戸程度までの世帯で設置をした世帯のみが利用できます。設置場所は収集者の収集には支障がなく、かつ除雪に支障とならないこと、積雪や鳥獣被害等の対策を講じるなどの条件を設けておりますので、利用されるグループの方で除雪を含め管理をしていただくこととなり、除雪がされていなく収集に支障を来すことのないよう、現在設置をされている小規模ステーションを利用されているグループには、改めて管理の徹底をお願いしてまいりますし、新規での設置の場合は強く指導をいたします。

また、ある意味、ごみ量が少ないということは、減量化に取り組んでいただいているとも言えます。小規模ステーションの収集日は月と金の2日となっておりますが、少ない集積場は収集業者から連絡を頂き、搬出をするグループの代表者の了解を得て、状況により収集日の調整を行なっているところでもあります。

次に、地区集積場では分別をされていないごみが多く、地区の環境衛生委員等の大きな負担となっているとのことですが、冒頭でも答弁をいたしました。地区役員や環境衛生委員の皆様のご協力と努力によりまして、地区内の環境衛生と集積場の維持管理が保たれていることに、改めて感謝を申し上げるところであります。

委託をしている収集業者もある程度のリサイクル物は収集をしていますが、収集後はそのままではリサイクルに出せないため、仕分けをしているとも聞いております。分別がされていないことが地区役員の方にもご負担をおかけをしている原因となっておりますので、負担の軽減が図られるよう、分別講習会の開催、搬出者が特定できる場合は持ち帰りによる再分別の指導、アパートなど集合住宅に居住をされている方へは、管理人さんを通じてガイドブック・早見表の配布による周知徹底を継続をしていくことで、少しでも負担を軽減したいというふうに考えております。

また、2点目の地区環境衛生委員への支援は適切かとの質問ですが、環境衛生委員が集積場の管理をし、分別のご苦勞を頂いていることからこのような質問をされるものと思います。支援が適切かと言われると、必ずしもそうではない部分もあるかということになるかと思えます。

1つ前の質問でも答弁をいたしました。分別をされていない場合には、地区役員から連絡を頂き、状況を確認して、搬出者が特定できるものは個別に指導をしております。

収集業者から直接連絡を頂き、行政で対応するケースも多々あり、行政で行なうことは取り組んでまいります。環境衛生委員の協力を頂かないと集積場の維持管理が保たれませんので、引き続

きご協力をお願いいたします。

なお、今年度は、環境衛生委員へのアンケート調査を実施をすることとしており、その中で環境衛生委員の実態を把握したいというふうに考えております。

3点目のごみ出しが困難な高齢者などへの支援の考えにつきましては、要介護の方を対象に、介護保険制度を活用したホームヘルパーが行なうごみ出しがあります。要支援の方についても、総合事業の訪問型サービスの一環としてごみ出しを行なうサービスがあります。また、その他介護認定を受けていない高齢者については、白馬村社会福祉協議会のファミリーサポート事業でごみ出しの支援を受けることができます。

今後、さらなる高齢化の進行に伴い、ごみ出し支援に対するニーズは高まっていくものと考えており、地域の支え合いによる支援も含め検討をしております。

4点目の小規模ステーションが増加により収集経費の限度はあるのかとの質問であります。集積場の設置には設置場所等の諸事情が地区によって違うため、大きな集積場にするのか、小規模ステーションにするのか判断が分かれることとなることを前提に回答させていただきますが、小規模のステーションを含む地区集積場が5か所増えた場合は、費用を追加する考えでおります。ただし、年度単位での契約のため、年度途中での増減があったとしても単価の変更は行なわないこととしております。

今後、収集運搬費用については、白馬村の人口減少の傾向と各集落にある集積場及び小規模ステーションの維持管理の状況を考えますと、新規に設置するよりも現状を維持するための保守・修繕が主なものと思われ、収集費用が急激に増加するとは考えられませんので、推移状況により判断してまいります。当面は限度を設ける予定はありません。

5点目のリサイクルセンターの利用を増やす対策はあるのかとの質問であります。白馬リサイクルセンターでは、指定されているごみ袋に入れた燃えるごみ、燃えないごみ、リサイクル物等については、一般家庭のごみも宿泊施設等の事業系のごみも受け入れています。

ごみの出し方ガイドブック、ごみの出し方早見表、行政のホームページでも掲載しておりますが、平日であれば午前9時から午後3時まで受入れをしている施設であります。その点につきましては、旧清掃センターで受入れをしていた昨年度までと何ら変わっておりません。平日であれば、ごみの搬出者のタイミングで搬入できる施設ですので、利用促進の広報については広域連合と連携して対応してまいりたいと考えます。

また、現在受け入れていない物品の受入れを拡充する要望があった場合には、広域連合にお伝えをするようにいたします。広域連合が管理運営する施設でありますので、広域連合で検討し、判断をすることになります。

最後に、子供に対する啓発、教育についてお答えをいたしますが、小学校では、4年生の社会科の授業で「ごみ」について学ぶ時間があり、北小学校、南小学校共に、住民課の環境衛生係の担当

がごみの分別学習を行なっております。小学生の段階からごみの分別に興味を持ち、家庭でも実践していただくことにより、保護者の皆さんへの周知・分別の促進に連動をするようにとの考えから実施をし、10年ほど経過をしております。

学習では、リサイクルマークを周知する座学のほかに、お菓子などの空き袋等を使用し、分別を実際に行なう体験型の学習を行なっております。また、北アルプスエコパークや大町リサイクルセンターの施設見学も行なっているとお聞きをしております。

中学校では、毎年行なっております道路清掃活動として、ごみ集めが実施をされており、今年度は先日5月26日に行なわれ、環境衛生係では一緒に分別と回収処分を行ないましたが、このことも一つのごみ分別の啓発の一環であると考えます。

また、中学校ではSDGsサークルが発足をし、環境問題を取り扱う中でごみの問題を研究し始めていると伺っています。白馬高校の学生寮でも適正な分別をお願いをしたこともあり、今後も引き続き幅広い世代へのごみ処理の啓発・教育は必要であるというふうに感じております。

以上で、ごみ処理の現状と方向性についての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問ありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 今、村長の答弁をお聞きいたしまして、6年前よりも随分改善されたというふうに思います。が、まだまだ私が現状を見た限りにおいては、改善の余地があるんじゃないかというふうに思います。

まず、突然なんですけれども、今この出席されている課長さん、全員にもお聞きしたいとは思っているんですけども、大変身近な問題ではあります。代表して村長にお聞きいたします。

村長は、ご自宅の家庭ごみ、ご自身で地区集積所に出されていますか。もし出されているとすれば、ごみ集積の状況はどうだというふうに思いますか。村長は、野平にお住まいですけども、よろしくをお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 私も集積場へ持っていく場合もあります。

それと、一時は生ごみを、今までは庭の畑でコンポストへ入れていた状況なんですけれども、そのうちに集積場へ持っていったほうがちょっと楽だというようなそんな思いもありまして、一時は持っていきましても、今はまた元に戻して、コンポストを新たにまた買って、それで生ごみはそこで処理をしているというようなことであります。

私の集落は小さい集落でありますけれども、それぞれ大体の方は生ごみなんかは自分の畑でコンポストで処理しているという方が結構おります。

そんなことで、非常に減量には貢献していただいているなど、こんなふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問ありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 今、村長のことをお聞きいたしまして、東山といいますか、私はたまたまパ

ッカー車が東山のほうに入らなくて軽トラで回っているということなんですけども、機会がなかったんですけども。特に問題がなく、東山のほうはされているんじゃないかというふうに思います。

その理由というのは、なぜかなということ。やはり、それぞれが顔見知りで、しっかりコミュニティーができていかなというふうに思います。

次に質問いたします。住民課長にお聞きいたします。

お隣の大町市、私もちょくちょく市民の方にお聞きすることがあるんですけども、分別に関してはかなりよくされているというふうにお聞きしています。特に問題はないなというふうにお聞きしておりますけども。その辺の大町市のごみ処理の在り方、その辺をご存じでしたらお聞かせいただきたいと思います。

そして、またそのほかに事例等がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） お隣の大町市のことでございますので、詳しくは承知しておりませんが、聞いた話によりますと、燃えるごみについては白馬と同じように集積場、大町の場合は週2回というふうに聞いています。白馬と一番違うのは、リサイクル物の収集が違うというふうに感じております。大町市の場合は、月連続する土日の2日間、月2回がリサイクル物の出せる日ということで、その出し方が、要はごみ収集の集積場を利用される地区の方が当番制を引いてリサイクル物のそれぞれの籠が用意されているらしいんですが、そこに分別をして、朝7時から8時の1時間で出していると。常にリサイクル物に関しては監視の目が行き届いた中での分別収集をしているという状況が白馬との一番の違いかなというふうに感じております。

他の市町村の収集については、私ちょっと承知しておりませんので、答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問ありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） ありがとうございます。

私も、白馬村で今やっている方式というのは、地区集積所と小規模ステーション両方の方式が今取られております。そうであるならば、少しずつよくしていくしか、これはないと、大町方式ではないということで考えております。

先ほど当番制を引くというのでうまくやっておられるということなんですけども、私も1年間、衛生委員をやりまして、2年目に入るわけなんですけれども、なかなか大規模なごみ集積所では当番制を引いてやるというのはかなりやっぱり負担な部分がございます。それならば、今、白馬村で随分進みましたごみ・リサイクル物の分け方・出し方ガイドブック、それと全世帯に今これを配布されていると、3年前よりは随分進んだなというふうに思います。

周知の仕方なんですけれども、周知はされているということなんですけれども、今ガイドブックは全世帯に全て行き渡っていると、ほかに防災はくばで広報で流されて、ごみ出し曜日とか頻繁に

流されているんですけども、割と聞き流すといえますか、何か工夫が足りないかなというふうに私自身は感じています。

確かに、何曜日は金属だというふうに出していただくのはありがたいんですけども、これからの時期というのは夏場で集積所が非常に生ごみがハエがたかって悪臭がして非常に不衛生な状況になります。そういうことを考えると、こういう防災はくぼでの広報の仕方についてもちょっと工夫をしていただいて、大変こういう時期になるので、ごみの出し方についてはごみ出しルールのとおり、前日夕方6時からごみを出す当日の8時までに出してくださいと。大体、先ほど申しました2地区ではもう徹底的に、私も1年間苦労してやっていますので、それでもまだあるわけですけども、ほかの地区ではそれが24時間体制になっているよというふうに言われますと、私が実際に見たわけじゃありませんので、これから夏場に向かってそういうところの広報もちょっと気を使っていたら工夫されたいかがかなというふうに思います。

これは、村のごみ処理に対する熱意不足なのか、または地区の衛生委員の協力不足なのか、村民の無関心なのか、どうか分かりませんが、そんなところで気をつけてやっていただけたらと思います。

以上です。

まず、質問でございますけども、地区役員に対して、衛生委員ですけども、それと委託業者、どのような情報交換、連携はされているか。コロナ禍でなかなか情報交換とか連携というのは難しかったと思うんですけども、ここ一、二年どういうふうなやり方で連携をされていたのかというのをお聞きいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 連携ということでありますけども、直接的な連携はちょっと薄いかなと思います。住民課を介してのやり取りのほうがどちらかという和多いかと思います。

そのほかに、地区集積場での講習とか指導に対しましては、収集業者も一緒に同行してそういった指導、講習会をやったり、そういった連携はしております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問ありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 私は、衛生委員として1年間やった中で思うのは、なかなか住民課、悪いんですけども、積極的な地区衛生に対しての働きかけがあまりなかったかなと、大変困っているわけですが、衛生委員とすれば、衛生に対して一生懸命やる人もいますけども、まあいいやという方もいるわけです。その辺のほうは、やっぱり役場として積極的に声がけをして、このごみ処理の体制がよくなるような形で進めていただければなと思います。

次に質問いたします。

私は、白馬リサイクルセンター、この前、半月ほど前ですか、行なってまいりました。やはりすばらしいことだと思います。このリサイクルセンターの利用促進をすれば、今事業者の方が地区集積所、大きい集積場なんですけども、例えば白馬町は飲食店とかそういう方がかなり多いわけです。

前も現状のほうでお話ししました、特に瓶、汚れた瓶、そのままどんと出されると。今コロナ禍で営業体制が縮小していますので少ないと思うんですけども、去年ぐらいを見るとかなりの量で、細かくいえばキャップを外すとか、中にいろんなレモンが入っているといろいろあるんですけども、そういうのをどんと出されると。この処理は非常に困るんです。誰が処理するかというと、やはり地区の衛生委員が最終的にはその瓶を洗うことまではできないので、たたき割ります。たたき割らないと、大町のほうでは引き取ってくれないと、それが一番困っていることです。

とにかく、事業系の方が地区集積所にそういうことを気を使って、出していただいてもいいんですけども、せっかくこの白馬リサイクルセンターというのができていますので、そこに行政のほうで積極的に誘導していただければ、随分助かるんじゃないかなというふうに思います。

それで、これはこれに関連するかどうか分かりませんが、事業者の方の呼びかけとして、衛生委員ももちろんなんですけれども、行政の担当の係の方と、あと地区担当職員という方がいらっしやいますよね。そういうのも地区と関わるいい機会でありますので、30分ぐらいとか一緒にこの界限を回っていただくとか、そういうことはできないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 職員が地区集積場の含めたごみの実態をもっと知ったほうが良いということだと思います。

地区担当職員もおりますけども、地区担当職員、住民課の職員も含めましてですけども、ごみの分別についてはぜひ協力頂きたいということではお話はしていきたいと思いますが、日々の業務がありますので、絶えずというわけにはいきませんが、協力できることはしていければというふうに考えております。

先ほど村長答弁の中にもございましたが、やはり、環境衛生委員の実態を把握したいということ、今年度アンケートを6月中には出したいと思っておりますけども、アンケート調査を実施いたしまして、小規模ステーションの代表者も含めまして実施しまして、実際の生の声をちょっと吸い上げてみたいというふうに思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問ありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 住民課長の前向きなご答弁ありがとうございました。

ごみ出しルールを守るということは、やっぱり村民にとって日常生活を快適に送る環境づくりをすることだと思います。コミュニティーをしっかりすることで住民力を上げるということにつながると思います。ごみ処理は、村長が答弁されましたが、相応の費用というのにかかるというのは認識しなければいけないと思います。行政と村民、知恵を出して汗を出して金を出すということが、今後の適切なごみ処理の遂行のためには不可欠なことだと思います。

ごみ処理は、私も6年前から経験しておりますが、なかなか容易にできることではないと思いま

す。村と村民の一層の努力と協力で白馬村が内外に誇れる村になればと願っております。

最後に、私が毎月衛生便りというのを白馬町区で出しているんですけど、その中で、3月号ですが、白馬町では350、毎月出しておりますが、その中で掲載頂いた前環境衛生担当の方から、その衛生便りに頂いている言葉がありますので、それを最後に質問を終わらせていただきます。ごみの分別の必要なのは、無意識化できるかどうかということだと思います。現在は、ごみ処理広域化に伴い分別等が大きく見直され、意識的に分別をしなければいけない、いわゆる一番面倒くさいとストレスを感じる時期かと思います。皆様が少しでも早く無意識化できるよう協力いたしますということで、前向きなお答えを頂きました。これからどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時26分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。初めに、さきの議員の改選により、私は3期目となります。また、引き続き、課長の皆様には大変お世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。また昨日、所用のため欠席をし、大変申し訳ございませんでした。

コロナウイルス感染症対策について、私が3月議会において、一般質問の中で政策提言した短期従業員の受入れの際に際してのPCR検査への助成や抗原検査キットの整備を予算化いただきまして、そのことについて感謝申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

コロナ禍による観光施策と牽引していく観光組織について。

昨年より発生した新型コロナウイルス感染症は、蔓延が収まるどころか、3回目の緊急事態宣言が発令され、初回の最初のウイルスからN501Yという変異株に8割以上が置き換わり、猛威を振るう感染が拡大している状況です。

全国各地では、飲食店を中心に、酒類の販売禁止や時短の要請など、経済というよりも商売が成り立たない、安心して生活ができないなどの声が多く聞かれます。ワクチン接種が各地で始まり、集団免疫が確立し、医療や経済が従前のように円滑に回っていくよう、一刻も早い感染の終息を願うものです。

さて、白馬村の経済は観光で成り立っていますが、首都圏を中心とした緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により、不要不急の外出が制限され、宿泊、飲食、索道、物販を初めとした観光を中心とする村の経済が停滞している状況です。

夏のシーズンを目前に控え、今後の観光施策と、それを実行し牽引していく観光組織について、次のことについて伺います。

1、コロナ禍による停滞している観光を再生していくための具体的施策は何か。

2、観光地経営計画について、後期計画が示されたが、コロナ禍の中で、その運用はどう行なっていくか。

3、観光局、HAKUBA VALLEY TOURISM、白馬村振興公社について、それぞれの役割と機能の違いは何か。また、それぞれのDMOの見直しの必要性はあるか。ここで言っているDMOは、観光局とHAKUBA VALLEY TOURISMです。

4、観光課では、令和3年度の運営方針で、観光関連の組織見直しを掲げ、また、山小屋運営検討委員会を立ち上げたが、今後の方向性について伺います。

5、大糸線の運行列車の削減が報道されました。これはJR西日本になります。その対策は何か。

6、村長公約の魅力ある観光局へ改革は進んでいるか。具体的取組と今後の課題は何かについて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員のコロナ禍による観光施策を牽引していく観光組織について、6項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の観光を再生をしていくための具体的施策についての御質問ですが、具体的かつ実効性のある施策となると、決定打となるようなものを持ち合わせていないというのが正直なところだと思います。したがって、局面に応じた観光施策の方向性、基本的な考え方としてお答えをさせていただきますが、ウィズコロナという局面を考えると、都市圏の感染状況や国の施策、村の状況も注視をしながら、宿泊割や観光クーポン、学習旅行支援といった需要喚起策を機動的に実施する必要があるというふうに考えております。

需要喚起策の実施については、国や県の施策が柱になりますが、村としても、当初計画にこだわることなく、機動的に対応してまいりたいというふうに思います。当然のことですが、受入れ側の感染対策を徹底をし、その情報を発信することも極めて重要になると思います。

また、アフターコロナという局面を想定すると、新型コロナウイルス感染症の流行によって、感染症に対する恒常的な配慮と対応の程度が競争ポイントに追加をされ、また今後は、地域の環境に対する取組の程度も競争ポイントとして追加されるものと見ております。つまり、コロナが終息をすれば、コロナ前の観光地に戻るというのではなく、戻るためには、感染症対策や環境対策が求められているということでもあります。

特に、環境対策については、白馬村では、2019年の12月に気候非常事態宣言を行ない、2020年の2月には、ゼロカーボンシティ宣言を行ないました。これらに関する具体的なアクションを着実に進めることが、競争力を高めることにつながるものと考えております。

これらの宣言をきっかけに、地域内で環境対策に関する意識の高まりや取組の広がりが見られます。地域として、環境対策に向き合っているという姿勢を情報として発信することも重要であり、これにより、環境や地元経済への配慮や意識が高い旅行者に支持をされる観光地へと引き上げることができるものというふうに考えております。

2点目の観光地経営計画の後期計画の運用についてお答えをしますが、一昨年、昨年と2か年の計画中期において、2016年に策定をいたしました白馬村観光地経営計画の前期評価を決定すること、そして、その評価結果と計画策定時からの社会環境の変化を踏まえつつ、後期計画で取り組む重点方針とその施策の検討、目標像を実現するために主体となる役割分担について検討してまいりました。

計画後期では、目標である世界水準のオールシーズンマウンテンリゾート・Hakubaの実現に向けて、世界水準、オールシーズンを強く意識をし、6つの重点方針を定め、取り組んでいくこととしております。

御質問のコロナ禍における計画の運用についてであります。重点方針の設定に当たっては、感染症を含む多様なリスクへの対応、SDGsに関する取組も意思をし、コロナ禍を契機に、変化が加速した旅行スタイルやライフスタイル、働き方への対応を盛り込み、さらに、多様なリスクに柔軟に対応するレジリエンス力の強化に取り組むことで、計画後期における変化に対応しつつ、取り組んでいくことを考えております。

なお、計画の進行管理については、観光地経営会議で、タイムリーな情勢把握と情報の共有、そして、施策の進捗状況を的確に把握・管理することで、着実な進展を図ってまいりたいと考えますし、何より、地域に暮らす住民の安心・安全な生活と地域経済の安定した循環を、常に意識をして取り組んでまいりたいと思います。

3点目の観光局とHAKUBA VALLEY TOURISM、以下「HVT」と言いますが、白馬村振興公社の役割と機能の違いについてですが、まずは、大きな違いとして、観光局とHVTは、行政と民間が協力し、地域の観光振興を図ることが目的であり、役割とする一方、振興公社は、村が設置をする公の施設の管理運営を主軸に、公益目的、支出計画に基づく住民の健康づくりや青少年の健全育成といった住民福祉の向上も役割としているところであります。

振興公社の事業方針では、行政運営に協力し、行政の補完、住民福祉の向上ということを毎年掲げているところであります。

次に、地域の観光振興を図ることを目的とする観光局とHVTの違いについてであります。両者とも、観光地域づくり法人DMOに登録をされている法人ですが、観光局は、地域のDMOとして、HVTは地域連携のDMOとして登録をされており、マーケティング・マネジメントをする区域に違いはあります。観光局は白馬村、HVTは大町市、白馬村、小谷村の3市村を区域としているところであります。

この区域の違いに応じて、それぞれの役割も違うと見ております。観光局であれば、オールシーズン型マウンテンリゾートと言った白馬村としての目標像を実現するため、観光資源の磨き上げや受入れ、滞在環境の整備に取り組み、白馬村としての個性を磨くことで、観光客の誘致を促進することであります。

またHVTであれば、3市村それぞれの個性を生かしつつ、つなぐことで、広域的な周遊を促すこと、そのために必要な戦略の策定とエリア内の調整、コントロールが大きな役割であると理解をしております。

具体的な例を挙げれば、観光局では今、環境やSDGsといったテーマで、グリーンシーズンのブランド化に取り組んでいます。これにリンクするように、HVTでは、今季の活動方針の中で、北アルプスの国際芸術祭や立山黒部アルペンルートとの連携を掲げており、クリーンモビリティ事業によりゼロカーボンを推進をしつつ、これにより、広域の周遊を促すことを計画をしております。

また、両組織とも観光用のパンフレットやホームページの整備をしておりますが、各々が白馬村限定版3市村広域版と異なる段階で、お互いが連動するように設計をされております。

具体的に、HVTでは、周遊観光を意識した3市村のダイジェスト版を作成し、そこにリンクを貼って、詳細情報を観光局版にて取得できるよう設計をされているところであります。

ホームページに限らず、先ほど答弁したSDGsを含めて、全ての事業において、設計段階から両者の役員クラスが役割分担を明確にした上で活動しております。その上で、観光局のメンバー複数名がHVTの小委員会メンバーを兼務することで、密に両者の情報交換がなされており、結果的に、両者がダブった行動をするようなことにならないよう、留意をしながら運営をされているところであります。

なお、津滝議員からは見直しの必要性も問われておりますが、それぞれ、国や県の支援を重点的に受けながら事業活動に取り組んでおり、お互いに連携や調整もされている状況であると理解をしておりますので、現時点では、修正点はあるかもしれませんが、見直しの必要性はないと考えます。

4点目の観光課の運営方法についてお答えをいたしますが、役場では毎年度、当該年度のそれぞれの課が果たすべき使命や目標を明確にし、それを実現するための事業やスケジュール等を定め、各課の運営方針として、村ホームページで公開をしております。

観光課が掲げる目標について、今後の方向性をお答えをいたしますと、まず、1つ目の目標である観光地経営計画、後期戦略的重点プロジェクトの実施では、重点方針の1つであり、目標像を実現するための基盤となる体制の再構築として、観光関連組織の役割分担を整理した上で、既存組織を含む推進体制の見直し案を作成をし、関係者に提案することとしております。方向性とすれば、組織を見直すということではなく、協力や連携を強化するということとなります。

2つ目の目標であります。村営山小屋の適正管理では、先ほど、丸山勇太郎議員の質問の中でもお答えをしたとおり、本年3月の村営山小屋検討会議において、今後の管理の方向性については

確認をされておりますので、これに則り、令和3年度については、頂上宿舎の施設形態、規模の適正化に関する具体的内容と手法、実施時期を決定をし、関係省庁との協議を開始をすることを予定をしております。

また、5点目の大糸線についてであります。JR西日本であります。5月19日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、利用が低迷をしている昼間の時間帯の列車を10月に減便することを発表いたしました。

2022年春に予定をしていたダイヤ改正を10月に前倒しをする形で、列車本数と利用状況の乖離が大きい線区を対象に、昼間の時間帯を中心に、約130本の列車を減便をするという内容がありました。

ダイヤ改正の詳細は7月に公表をされる予定であります。5月に公表された対象線区には、大糸線は入っていませんでしたし、糸魚川市がJR西日本に問い合わせをしたところ、大糸線は対象外であることを確認したと伺っておりますけれども、このことについては、非常に先行きが不透明だというふうに認識をしているところであります。

最後に、魅力のある観光局への改革についてお答えをいたしますが、振り返りますと、1期目の選挙公約の中で、民間活力を活かした観光局の改革を掲げてまいりました。

村長として1期目の任期では、観光局の代表理事は当時の太田文敏副村長に務めていただきましたが、2期目の任期では、私が代表理事を務めており、その中で、課題として認識をしたこと、今後の取組についてお答えをさせていただきます。

私が認識をした課題についてですが、理事を含め、当事者である事業者が観光局を自分たちの組織であるという認識に非常に乏しいということでもあります。その背景には、事務局と事業者との間に距離があること、対話が不足をしていることがあると見ております。

昨期の理事会において、理事やアドバイザーから観光局の機関として設置をしている専門委員会に関する発言がありました。ある理事は、理事会において、各専門委員会の活動状況を委員長から定期的に報告すべきであるとの発言、アドバイザーからは、観光局の事業計画は各専門委員会で作成された部門別事業計画を取りまとめたものであるべきであり、各事業者から専門委員会へ、専門委員会から理事会へと意見や要望を積み上げていく事業計画を作成したいとの発言がありました。

つまり、観光局事業の計画においては、専門委員会の機能向上が欠かせないということであり、専門委員会は各事業者の声を事業に反映する重要な機関であることです。

コロナ禍という窮地であるからこそ、事業者の声を聞き、それらをまとめ、事業計画に反映するといった専門委員会の本来機能を発揮することが求められております。また、専門委員会において、活発な議論や連携の深まりが生まれるようになれば、事業者が考えたことを事務局が精度を高めて実施をするといったサイクルも生まれてくると思います。これが理事を含め、事業者が観光局を自分たちの組織であるという意識づけにつながるものというふうに考えております。

こうした考えのもと、先に開催をされた定時社員総会後の理事会では、第18期の事業及び予算の執行に当たっては、専門委員会の活性化と機能向上を強く意識をしながら取り組むことを、理事及び事務局に指示したところであります。

くどうようでありますけども、先ほど、観光事業者が自分の観光局が自分の組織であるということ、自分で自ら考えていただいて取り組むことが、非常に観光振興に役立つのではないかとこのように思っておりますので、あえて、くどうようであります、私のほうから発言させていただきました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） それでは、まず観光地経営計画の後期計画のほうから再質問をさせていただきます。

2016年に策定されて5年が経過して、後期計画が今年からこれで始まっていくということになります。10か年計画になって見直しをされたということですが、非常に今、厳しいコロナ禍の中の状況でありまして、ここに書かれているものを実際に、宿泊業者から観光にかかわる皆様に、どういった形で周知をさせ、皆さんの行動を1つにまとめながらやっていくかというのは非常に大変なことだと思います。

通常でも非常に厳しい、これを取りまとめて実行していくというのは厳しい状況にあるわけですが、さらに、コロナという形で厳しい状況に置かれているということです。

こういう認識の上に立ってお伺いをしていくわけですが、基盤となる体制です。観光地経営計画を推進していく基盤となる体制、それから、計画の中に書かれている財源の確保、これは観光税とか宿泊税という話になるかなと思いますがこういったもの、それから統計データ、こういったものをもとにしながら、DMOをやっていくということになっておりますので、こちらあたりのことについてお伺いをいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今、後期の目標の中で、戦略的に6つ、重点目標を掲げていて、そのうちの1つである世界水準に向けて、そういう取組を確実に実行するための基盤整備という中で、今、津滝議員が御質問の中にありました推進体制の整備と観光財源の確保、それから、統計の整備というような形になっております。

これらの3つは、主に観光課、それから観光関連組織の中でしっかりと話を進めていきたいなというふうに考えています。ある程度の案ができ上がったところで、皆さんにその案をお示していくというような形をとってまいりたいなというふうに考えております。

いずれも、5年先を考えたときに、やはり、よく言われるのが、組織を重複しているよ。それに

応じて、事業者の負担も重複しているよみみたいな話も、最近よく聞かれておりますので、そういった声にも耳を傾けつつ、また、観光財源の話も、コロナウイルスが広がっているというところで、一時ストップしておるんですけども、いずれ必要になってくるだろうという観光事業者からの声もありますので、そういった声に基づいて、その具体的なステップなんかを考えていきたいと思っています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 観光課で今、具体的なプランをつくって、それができた後に、各事業者にその内容を周知していくという今、お話かなと。この案はいつまでにできて、一般事業者もしくは観光関連の業者にどのような形で周知されるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） そこで、先ほど、津滝議員の質問の中にもありましたとおり、観光課として、今年度の目標を定めております。その中で、今年度中に、組織については見直し案を作成して、それを関係団体の皆さんにお示しするというようなところまで、今年度中にやっつけようということを決めております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今年度中というのは、来年の3月の末までという解釈でよろしいですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 来年の3月までに、というところになります。

議長（太田伸子君） 津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私は、もう既に後期計画ができ上がっているのです、すぐにでも着手して、もっと早い時期にやるべきじゃないかなと考えています。観光課のほうで、それに基づきながら、今始めているということだと思んですが、前倒ししていただけるのであれば、早くやっていただきたいなど。

問題は、私もこの間、去年ですけど、傍聴しに行なって、後期計画が出された、このものですね。冊子になったものがあるんですけど、これを、もう既に事業をしている人たちに、配布もしくは観光課のホームページ等々で配れるような状態に、見れるような状態になっているわけですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 後期の重点的な取組につきましては、その経過と、実際に取組方針、ホームページのほうで御覧いただけるようになっております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私が見たときにはまだ、そういったものはなかったものですから、今お伺い

したんですけども、見れるような状態になっているということなので、そういったことも含めて、各観光協会と事務をやっている皆さんに、後期計画こういうものですよと、理解をしてくださいねと。具体的な内容については、今後3月までに検討して皆様にお知らせします、ぐらいの形をとっていただきたいと思います。

次の質問になるんですけども、牽引組織の見直しについてですけども、今、村長の答弁の中から、観光局と振興公社、それからHAKUBA VALLEY TOURISMについてお伺いをしたんですけども、観光局なんですけども、観光局に関しては、観光推進本部から、平成16年に設立されて、ついこの間、17期の決算が終わったということで、17年たっているということですね。この間、いろんな紆余曲折あって、事務局長が代わったりとか、執行部の体制が代わったりとか、いろいろあったりしたんですけども、先ほど、村長の話の中にもありましたけども、この専門委員会というのが幾つかありますよね。これ、専門委員会というのは、しっかりと機能しているのかどうなのか。というのは、常設の観光協会が、さのさかなんかは、もう今、事務所を閉鎖してしまったりなんかして、今、専門委員会の宿泊のほうの専門委員会は、さのさかの観光協会長が、たしかなっているかなと思います。

本当にこの専門委員会が機能していて、先ほど言ったように、いろんな観光企画についてプランを立案して、専門委員会が立案して理事会にかけ、理事会から、それぞれの総会、もしくは会員の皆さんに伝わっていくというような話がありましたけど、専門委員会そのものがちゃんと機能しているんですかね。そこはどうですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 正直にお答えしますと、村から見ても、機能はしていないというふうに感じております。したがって、先ほど村長の答弁にありまして、観光局を変革させていくためには、一番は、専門委員会を機能させることが大事かなと。近道であり大事かなというふうを考えています。

というのも、専門委員会というのは、やはり、事業者の集まりでありますので、そこで企画を、こういったことをやりたいよねということを考えて、それを、答弁と重複してしまうんですけども、事務局、執行理事で精度を高めて実施していく、そういうサイクルに結びつけていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 専門委員会の人たちの中から理事で出てきている人たちもいますし、そういうところで、今言うように、観光課長のほうは、機能してないんじゃないかという思いがあるという話もしているんですが、調整機能としては当然、観光課が間に入って調整機能をしていくわけですね。

今日は本当は、本当はというか、この場所に観光局の事務局長あたりを呼んで、その辺聞いてもよかったのかなと思うんですが、今日はいらっしゃらないので、代表理事か、理事になっている方々にお伺いするんですけども、機能してないって分かってて、何でそこを直そうとしないんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 機能していないということが改めて、私は感じました。観光課長になりまして3年目迎えますけども、1年目、2年目を通じて、機能していないなということを実感いたしましたので、今年度、そこを重点的に取り組みたいというふうに考えているところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 先ほどの観光地経営計画の後期計画でも、来年3月というような話もあったんですが、これ、観光局の問題だけじゃなくて、この後期計画の中にも、このところは非常に役割というか、大きな意味が持たされてくると思うんですね、私はね。

ですから、やっぱり、理事になっている人たちは、少なくとも、そういった自覚を持っていたらいて、執行に当たっていただきたいなと思うんですけど、この間、定款を取り寄せて、観光局の定款ですが中身を拝見させていただきました。

理事と業務執行理事という方がおられて、社員になっている皆さんは、これ、全部がそれを知っているかどうか。この間、総会にも私、傍聴させていただいたんですけど、コロナ禍ということもあって、一応、参加人数は少なかったですが、この違い。それから、業務執行理事というのはどういった方で、何人おられるのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まず、業務執行理事につきましては、定款の中で定めであって、運営規則の中で、何人というように決めております。内訳となりますと、代表理事1名、副代表理事1名、理事からの互選で2名ですね。業務執行理事の体制とすれば、4名体制であります。

具体的にといいますと、理事会に提案するような事業の協議であったり、日々の業務の執行状況なんか、確認をしているような状況であります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 何のために業務執行理事と通常の理事を置いていくのか。確かに、実際に決定権というか、議決権があるのは執行の執行役である理事の皆さんが執行役になる議決権を持ってらっしゃるということだと思うんですね。そこが推進母体になっている。

よくわからないこの執行理事という組織、組織をうまく円滑にするためにつくったんだろうというふうに思うんですが、総会の中でこういったようなことを聞く人もいなかったもので、私のほうで聞いてみました。

この一般社団法人に今なっていて、HAKUBA VALLEY TOURISMのほうも、

これ一般社団法人になってまして、先ほどの話でいくと、観光振興を目的にしているということがあります。

白馬村振興公社に関しては財団法人ということで、こちら、公益性を求めてということになっているんですが、この振興公社ですね。かなり年数もたっていて、かなり古い歴史があるんですけど、財団というぐらいだから、財源になっているものというのは何になるんですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 1番は、村からの出資金になります。そのほか、一般財団法人の前の公益的な法人で出たときの一般財団法人に、そのときの財産を移した公益的目的、公益目的支出に資する財産、この2つが大きなものになるかと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） その今言っている公益的な目的に、村から振興公社のほうに出された財産と
いうのは何ですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今の一般財団法人の前の公益的な法人のときに、売上と言ったら変ですけども、その当時、財団を切り替えるときにあった財産が公益的目的支出に使うということで一般財団法人白馬村振興公社が引き継いだというものになります。

その公益目的というのは、先ほど、村長の答弁ありましたとおり、健康づくり事業とか青少年育成事業、そういったものの支出に限られて、今現在、運用しているというような状況です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 私も今回、改選になって振興公社の役員に今度、就任するというような形になるかなと思えます。

以前、評議員やっていたときに、前の書類なんですけど、ひっくり返して見たところ、預金が全部で4,000万円ほど、特定預金というような形になっていて、これが多分私、財産になるのかなというような気がします。

後は、公社が運営していくためにどうしても設備を改修したり、整えたりなんかしていたものが、減価償却の資産に上がっているというような形になっていまして、いわゆる、村から直接的に、さっき、公益財団法人になったときに、譲り受けたものというようなことがあったんですが、それが変わったのがこの4,000万円じゃないかなというような気がするんですけど、今、その返答は結構です。

今言うように、観光局、やっている仕事は非常にわかりにくくて、公益性と言って何が公益性なのか。振興公社の公益性って何が公益性に当たるのかとか、社団法人で白馬村観光局と、先ほどHAKUBA VALLEY TOURISMと重なる部分もあるけども、DMOをしっかりと推進し

て、先ほど言っていた後期計画の推進母体になっていくというような役割があるという話だったんですけど、非常に、ここところが、我々村民にとってはわかりにくい。

会計はそれぞれ別々に出てくるのかもしれないけど、業務はほぼほぼもう、同じような業務であって、振興公社に関しては、以前は案内業務をやっていて、登山客の斡旋から民宿等々への宿泊斡旋なんかもやっていた。観光局も、以前はそういうようなことをやって、両方とも今、そういった斡旋業務はやらなくなってしまいましたけども、観光局はプロモーション、HAKUBA VALLEY TOURISMは3市村のプロモーション、振興公社は道の駅と山小屋、それからグリーンスポーツの森、これらのところをやっているということで、非常に似ていて非なるもの、このあたりを、後でまた山小屋のことも聞いていくんですけども、もう少し、先ほど、観光課のほうで調整機能として組織を見直すということを今回掲げているので、この際しっかりと中身を見直していただいて、すぐに統一することは、なかなか難しいことなのかもしれませんが、こういうコロナ禍の、非常にお客さんが今、少なくなっている機会だからこそ、逆に言うことができます。

こういったことに立脚して、そういった前向きに検討していく考えは、組織を見直していく考えはあるかどうかということをお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 観光関連組織という私の考えは、観光推進する組織ということで、HAKUBA VALLEY TOURISMであったり観光局、それから、地域にある常設観光協会、それらの役割・機能をしっかりと整理して、ちょっと連携・協力を強めていきたいと思いますよというような視点で、観光課の目標に掲げております。

そちら、観光振興というような大きな目的に関連して事業をやっておりますので、比較的、信用性は高いのかなというふうに、私自身、認識しております。

一方の白馬村振興公社、先ほど村長答弁にありましたとおり、設立目的が違うのでというようなところで、今回、考えには入っていなかったんですけども、ひとくくりとして、観光関連組織の1つとして、何というんですかね。可能性を探るぐらいな程度になってしまうかもしれませんが、検討には含めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 観光課長の今の答弁で、前向きにという考え方で、ぜひ、私も前向きに検討していただきたいということでプッシュさせていただきますので、前向きにぜひ検討して組織のことについてやっていただきたいなど。

HAKUBA VALLEY TOURISMに関しては3市村でやっていることなので、白馬だけでどうのこうのというようなわけにはいかないのですが、これはちょっと別になるんですが、財団とこの一般社団法人の観光局、振興公社、そろそろですね、中身をしっかりと見直して組織のことを

考えていったらいいかな。

何でやっぱり言うかということ、先ほどの専門委員会がしっかり機能してなかったり、常設の観光協会がかなり縮小されてきていたり、索道業者も以前よりは少なくなってきた。

この間の、ちょっとどこかの新聞にも書いてありましたけども、さのさかのスキー場のブルーキャピタルさんが撤退するというような話も既に出てきています。この間はたまたま、どこですかね、松本のマウント乗鞍ですかね。そちらのほうがもう売りに出るといような話もありました。

地元のさのさかのことも非常に気になる場所でもありますので、先ほども同じ繰り返しになりますが、こういう時期だからこそ、逆に言うと手をつけられることというのがあると思いますので、ぜひ、そういったことをお考えいただきたいなと思います。

観光局の改革で、先ほど村長が幾つか話をしていましたけど、直近にすぐ手をつけられる、もしくは村長がそういうつもりであったのに、何で変えたのかということをお伺いしたいんですけど、まず最初に、代表理事はもうやらないと。民間から輩出するというのを、村長ずうっとおっしゃっていた。今回だれもやらないから、結果的に自分が責任をとるといような形でやっているんですけど、これを民間からまた輩出していくといようなお考えはありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、答弁をしたとおりでありますけども、今回、第18期のこの理事会の中で、代表理事にどうしても村長、受けてくれという話がありましたけども、私はそこではっきりとお断りをいたしました。

皆さんが自分の組織を自分たちで守るという気持ちでないと、それを行政任せのようなことをしていたんでは、いつまでたっても進展しないじゃないかということで、各理事の方から、それぞれみんな、発言を求めたわけでありましてけども、一様にもう、だれも村長がやれば一番無難だといような、そんな簡単な考え方で私に押しつけられて、私も非常に固辞をして30分ぐらいもう、返答をしないで沈黙の時間があつたわけでありましてけども、結局、最終的にはだれもやり手がないと。ぜひ津滝議員、ぜひ手を挙げていただいて、代表理事やっていただければなと。

（「言ってできねえで」の声あり）

村長（下川正剛君） 本当にね、だれも、うまいことはみんな言うんですが、最終的には、行政に押しつけられてというのが現状。だから、いつまでたっても、観光局が云々という話になってしまうというふうに、私はもう、村長就任時から、一貫してそういう気持ちでいたんですけども、だれもやれる人がいないということになればしょうがないといような、受けたということでありましてけれども、今回の2年間のうちで、だれか民間からといような、代表理事は選ぶので、村長、今回だけは受けてくれといことで、断腸の思いで引き受けをしたといことでありますので。

先ほど、いろいろな意見も出ておりますけども、いろいろな、このコロナを契機にしたり、それから、今回の専門委員会、もっとしっかり充実をしたらどうだといようなことも契機に、いろん

なことを契機に、この観光振興をしていければなどというふうに思っておりますけれども、そんなことで答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今、村長が答弁していただいたことというのは、今の白馬村の観光を言い表している、私はそんなふうには感じておりました。自分がやっている事業に対して責任が持ててない。自分はどういう方向を向いて、どんな観光事業をやっていきたいのかというようなことが、自分自らがしゃべれない、話せない、行動できない、そういうような状況であります。

確かに、コロナということで、非常にお客さんも少なくなって、厳しい状況が続いています。だからこそ、同じことの繰り返しになりますが、やらなきゃいけないことというのは結構あると思うんですね。見直すことはいっぱいあります。ぜひ、そんな気持ちになっていただきたいなと思うところです。

観光局の改革に関しては、以前ですね、たしか4年か5年ぐらい前だったかなと思うんですけど、もうちょっと前だったかもしれない。検討委員会みたいなものが立ち上がって、今の観光局ではだめなので、もう少し組織の中身をしっかりとやりましょう。このときに、会費の引下げだとか、それから、会員の増強だとか、そういったことに着手したわけです。

それで、このときに出された3つがありまして、1つは、観光事業を営む全ての事業者の会員組織とすることを目指すということになっています。確かに、若干増えたという話も聞いていますが、こういうことができたのかどうなのか。

2つ目は、先ほど、常設の観光協会の話を見せてもらったんですけど、宿泊施設がどんどん廃業していくような状況になっておりまして、ですが、もともとは、やっぱり白馬は宿泊業者が多い地域であります。

この大多数を占める宿泊施設に重点を置いて、参加を求めるということがこのときに言われていました。後は適正な予算規模。たしか全額で予算1億円だったか、1億二、三千万円。今回、特別な交付金等受けたりなんかしているので、かなり価格は大きくなっていますけれども、そういったものを抜いて真水にすると、大体この予算規模は適正になっているのかなというふうに思います。

この今の上位2つですね。ここのところについて、副村長どうですか、お考え。観光課長もおやりになられたんで。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えいたします。

御質問のありました、まず会員増強であります。これなかなか、毎回この席でも、また常任委員会でも、じり貧の会員状況について非常に厳しい御意見、頂戴しておりました。

今、議員おっしゃったとおり、令和2年度につきましては会員が50増えたと。これはかなり画期的というか、今までにない動きがようやくできたと思っております。

この理由については、コロナ禍を逆手ではないんですが、コロナ禍のピンチに陥っている事業者から、GoToキャンペーンの第三者機関という結構手続きが面倒くさいものに関して、第三者機関として代行するというようなことを会員向けに行なったということで会員が50増えました。

これは、こういった、ようやく何と言うかな、観光局の存在価値を示したから、今までなかった動きが出たのかなと。なので、そういったことについては引き続きやはり取り組んでいかなければいけないと。やはり、派手な見かけだけではなく地道なそういった地元を目を向けることは、ぜひやっていきたいというふうに考えております。

宿泊施設を中心にといったことです。これについては、今のと連動して、50増えたほとんどは宿泊施設、GoTo関連でありますと、そういうものになりますけれども。よく言われる昔の観光連盟で言いますと宿泊の斡旋というのが非常に大きくて、そこがメリットだったということがあるんですが、それが今やもうOTAの世界でありますので、そういったサービスをしたくても需要がないといったのが現状であります。

なので、やはり先ほどと重複しますが、何か局に入ってたのもしいなと思わせるような活動をしない限りは、宿泊事業者は目を向いてくれないだろうというふうに考えております。

そんな中で、やはり、宿泊専門委員会とかいうのがありますが、課長が言ったとおり、形骸化しているところがあるというふうに見ておりますので、要は、専門委員会から上がってきた企画、そこを取り入れていくと。

今逆に、どっちかというと事務局サイドがこうやればどうというのを追認してもらっているようなところがあるので、そこら辺を逆転していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） あと議長、何分ありますか。

議長（太田伸子君） 5分56秒です。

第8番（津滝俊幸君） 観光局、最後の質問なんですけど、今の場所が仮住まいだと私は認識しています。最初はノルウェービレッジで操業を始めたんですけども、行く場所がなくて、本当は駅前どこか探す、もしくは道の駅が、新しい道の駅構想があって、そこに行くみたいな話もあったりしたんですけど、行く場所がなくて今の場所に来ているということです。

今度、案内所が白馬の駅前になくなりました。一部、カウンターみたいなものはでき上がって、そこに常設で行くということになっておりますし、ラウンドステーションのほうにもワンカウンターあって、そこに常設でおられると。事務所をもうちょっと見える場所に移転して、観光局のやっている仕事をみんなに見てもらおうという考えはありますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） はっきり申し上げて、直ちにとすることはなかなか難しいと考えております。

ただ、昨年のラウンドステーション白馬が、スノーピークですね。スノーピーク白馬のラウンドステーションがオープンして、そこの一画で局のインフォメーションが始まったということで、ようやく、そのインフォメーション機能として、多目的の2階にある時は、はっきり言って1日にばらばらと人が訪れるところだったわけですが、劇的にインフォメーション機能としては独立できたというふうに考えております。そういった流れを活かしていきたいと。

今度、白馬駅は、JRなかなか厳しい状況ではありますが、白馬の玄関であることは間違いございませんので、そこら辺でも局が顔を出すということで、存在感を増していきたいというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 駅と言ったら、次の質問に関連してくるわけですけども、大糸線の活性化ということになります。

あそこに観光局の事務所が行けば、よってかしについても、かなり運営してらっしゃる方たちが高齢化してきているというようなこともあって、そういったところに再度、観光局がいることによって、白馬の玄関口がまた賑わいを取り戻すというようなことになっていくのかなというふうに思います。

それから、山小屋の運営方針については、先ほど、丸山議員が聞いていて、既に、アプローチをかけて、今、話をこれから進めていくというようなことになっているみたいでありますので、鋭意努力をして、方向性をしっかりと導き出していきたいなと思います。

最後に、観光再生のところになるんですけども、こういったコロナ禍の中では、短期的な支援というのは、資金繰りと雇用の維持ということで言われていまして、Go Toトラベルは今ありませんけど、これが今、一番お客さんが来ないほうに触れているわけですね。

これで、需要喚起キャンペーンがぼーんと始まると、またさらに、ばあーんと一気に動き始めます。このときに、予約ががっちり入って、しっかり、それに対応できるだけの機能というんですかね、それに耐え得るだけの形になるかどうか。多分これ、一回切ってしまった人手が戻らないんじゃないかなというふうに言われています。

こういったことを、これからどういう対策をしていくのかということと、中長期的には、もう団体旅行は縮小されていくだろうと。これはJTBも日本旅行も、近畿ツーリストもみんな言っていることです。少人数から個人型に全てが変化していくということでもあります。

インバウンドは先ほど、ツーリズムのほうから話が出たように、2025年に戻るということになっているんですが、これにしっかりと対応できるような内容をこれから施策としてつくっていかれるかどうかということなんですけど、これは観光課長しか答えられないんで、観光課長のほうで教えてください。最後の質問です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長に申し添えます。残り1分30秒ですので、よ

ろしくお願いします。

観光課長（太田雄介君） 観光課としてというよりは本当に、連携する団体と必要なことを着々と進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。

第8番（津滝俊幸君） コロナ禍の中、皆さん、大変長時間にわたりました、質問に答えていただきありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の審議日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月17日までの間を休会とし、その間、定例会会議日程表のとおり、常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月18日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から6月17日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月18日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

令和3年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和3年6月18日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

- 日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決
- 日程第 2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 4 議員派遣について

令和3年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和3年6月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第12番	太田伸子
第6番	田中麻乃		

4. 欠席議員

第11番 丸山勇太郎

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 3) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 4) 議員派遣について

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。これより、令和3年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

第11番丸山勇太郎議員が所用のため、欠席しております。松沢生涯学習スポーツ課長が所用のため、欠席しております。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ、常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。お諮りいたします。議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、分割審査をさせていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） おはようございます。それでは、私から令和3年第2回白馬村議会定例会、総務社会委員会の審査のご報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億886万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億5,186万円とするもの。

所管する課ごとに報告いたします。まず総務課です。

防災事業の655万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染予防対策として、役場、避難所6か所のトイレ水道蛇口88個の自動水栓化工事、435万6,000円の増額。ウイング21避難所にエアマット50セット、折り畳みベット60セット、個別間仕切り100セット購入費300万円のうち200万円の増額と、当初予算80万円うち76万3,000円を地方創生臨時交付金への財源組替え。

質疑に入りまして、蛇口工事の工期予定はの問いに、可決後速やかに入札を実施したい。全国的に需要が多いため、工事完了は年度末を予定との答弁がありました。

避難所の備品について、ウイング21に配備予定との説明であるが、他の避難所への配備計画は

の問いに、今後は予算との調整であるが、引き続き検討したい。他の施設へ運び出すケースも想定されるとの答弁がありました。

次に、健康福祉課。社会福祉施設事業の962万2,000円増額は、佐野区生活改善センターは築42年が経過し老朽化が激しいので、県の地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用し、介護予防拠点として新築。補助金内訳は県が100%。

保健予防事業の100万円の増額は、コロナワクチン接種予診票とワクチン接種記録を合わせたシステム改修費。

質疑に入りまして、佐野公民館の新築について、補助金活用により使用方法について違いはあるのかの問いに、介護予防、生活支援サービス事業等で年間120日以上の利用が必要との答弁。

次に、新築工事で総事業費と工期はの問いに、地区の自己資金を含めて2,000万円を予定、工期は年度内に竣工。

その他といたしまして、コロナワクチン接種状況についての説明を頂いております。

次に、教育課であります。学校環境整備事業の911万8,000円増額は、小学校、中学校の感染予防対策として、トイレ、教室、ランチルームの水道蛇口自動水栓化工事費であります。

質疑は特にありませんでした。

その他として、令和3年度のスクールバス運行事業についての説明を頂いております。

次に、子育て支援課であります。子育て世帯生活支援特別給付金事業885万円の増額は、給付金685万円で、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者、あるいは対象児童、18歳年度末までの子、障がい児は20歳未満、の児童1人当たり一律10万円給付、電算委託料90万円を含む事務費総額2,000万円、費用の給付金と事務費は全額国庫負担です。

子育て支援事業で101万9,000円の増額は、しろうま保育園、子育て支援ルームの感染予防対策として、水道蛇口13個を自動水栓化の工事費です。

質疑は特にありませんでした。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、採決したところ、議案23号所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

その他協議事項といたしまして、閉会中の継続調査の申出、総務社会委員会所管事項の調査研究・政策提言項目についての協議を行なっております。

以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

すみません。ちょっと私が読み間違えたところがあるようであります。今指摘を頂きましたので、訂正をさせていただきます。

総務費関係のところ、ウイング21のその避難所等への備品購入のところ、220万円のところを200万円と申し上げたようであります。繰り返します。「200万円」と申し上げたところ

ろを「220万円」に訂正をお願いいたします。

それと、もう1か所読み間違えたところが、2枚目とありますが、裏面になりまして、子育て支援課のところ、児童1人当たりの給付額を「10万円」と私読んだようでありますけど、「5万円」でありますので、2か所訂正をお願いいたします。

議長（太田伸子君） ただいまの総務委員長の委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長（津滝俊幸君） 8番津滝俊幸です。それでは、産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は1件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）の所管事項。今回は、観光課のみであります。

新型コロナウイルス感染症対策に7,269万5,000円増額、事業内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源にプレミアム付商品券を発行し、地域内の消費の喚起と事業者支援に総事業費5,782万4,000千円。県外等から季節的に従業員を雇用する村内事業者のPCR検査費用の補助に1,000万円。

村内観光事業所において感染者が発生した場合、行政検査の対象とならなかった者の迅速な一斉共通検査による早期の陽性確認と、事業所内の感染拡大を防止するために用いる抗原検査キットを、村での備蓄費用に300万円。指定管理施設のうち不特定多数が利用する公の施設で、感染防止のための備品購入に187万1,000円が主なものです。

質疑・意見に入り、PCR検査補助は冬期対策を含めた費用か。また、検査費用を考慮した場合、抗原検査の方を多くした方がよいのでは。柔軟性をもって対応してほしい。答弁として、抗原検査キットは3,000セット購入し、冬期対策へも対応する。若年層の検査状況を見て抗原検査キットが効果的と判断した場合によっては、予算の組替えもある。

県外雇用限定となっているが、県内の感染蔓延地域からの者へも対象としてはどうか。また、PCR検査費用は高額だが、幾らの補助となるか。答弁として、検査費用の2分の1、または上限1万円を補助する。県外者及び県内の感染拡大地域からの雇用者へも柔軟に要綱で考慮し、制定していく。

プレミアム付商品券について、業務委託先・販売期間・商品券の利用期限はいつまでか。委託先は白馬商工会。7月の31日、8月1日を集中販売日とする。使用期間は8月の1日から来年の1月31日まで、村内の事前に登録した施設で利用できる。

また、商品券の購入には、村から購入引換券を各家庭へ発送するので、それを持参の上住民登録の有無を確認してもらい、商品券が購入できる。今回は額面1万1,000円の商品券を5,000円で購入することができ、6,000円のプレミアム付であり、村民各1人当てに用意したので利用してほしい。

商工会以外で、役場などでの販売は可能か。現金処理及び管理を一本化したい。行政からは人的な支援をしていきたい。

感染防止のための備品購入は、どこに何を設置するか。庄屋丸八と道の駅白馬へ、非接触温度センサー、次亜塩素酸空気除菌脱臭機を各2台購入し設置する。

討論はなく、採決したところ、議案第23号の委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決するべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

△日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第4 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付されました議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和3年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月9日に開会をして、本日までの10日間にわたり、提出をいたしました案件につきましてお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問におきましては、これまでとは違い、質問事項が各分野に分散され、幅広いご質問を頂きましたが、いずれも厳正に受け止めるとともに、その対応には十分に留意をして、今後の村政運営に当たってまいりますので、議員の皆様方の一層のご協力を、お願いを申し上げます。

気象庁では、6月の14日に関東甲信越地方が梅雨入りをしたと見られると発表をいたしました。本村の地理的・気象的条件から、例年、梅雨期後半には集中豪雨等が発生をしており、これらによる災害発生が懸念をされる季節となりました。

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない現状では、加えてさらに災害時に住民が安心して避難できる体制整備を取らなければなりません。災害発生等の有事の際には、感染症と自然災害の複合災害という新たな課題に直面することとなると言えます。

このような状況下において、避難所の開設に当たっては、感染対策としての間仕切り、テント等の購入や、換気設備の対応などもさらに考えなければなりません。

しかしながら、感染対策の備蓄品数にも限りがあり、大規模災害を想定すると、これらの対応には限度があります。加えて、小規模自治体には人的資源にも限りがあり、今年度の最重点事業の一つとして位置づけ取り組んでおります新型コロナウイルスワクチン接種への対応は必須事項であります。

複合災害と言える災害に対しては、避難所や人的支援の受入れなど、マンパワー不足を補う人口知能、AIなどを活用した対応も視野に入れる必要があるというふうに考えます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、今後も村民の皆様の安心・安全を確保するため、接種が速やかに行われるよう、情報提供や接種体制の充実に努めるとともに、村民の健康と暮らしを守るため、新型コロナウイルス感染症対策に適時適切に対応をし、万全を期してまいります。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えますので、健康には十分に留意をされ、村政の発展のためご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和3年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 6月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員